

令和6年第1回定例会

# むかわ町議会会議録

令和6年 3月11日 開会

令和6年 3月15日 閉会

むかわ町議会

## 令和6年第1回むかわ町議会定例会会議録目次

|          |   |
|----------|---|
| 招集告示     | 1 |
| 応招・不応招議員 | 2 |

### 第 1 号 (3月11日)

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 議事日程                                 | 3  |
| 本日の会議に付した事件                          | 3  |
| 出席議員                                 | 3  |
| 欠席議員                                 | 3  |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名       | 3  |
| 事務局職員出席者                             | 5  |
| 開会及び開議                               | 6  |
| 議事日程の報告                              | 6  |
| 会議録署名議員の指名                           | 6  |
| 会期の決定                                | 6  |
| 諸般の報告                                | 9  |
| 町長町政執行方針、行政報告及び提出事件の概要説明、教育長教育行政執行方針 | 9  |
| 一般質問                                 | 29 |
| 大 松 紀美子 議員                           | 30 |
| 栗 原 健 一 議員                           | 44 |
| 東 千 吉 議員                             | 52 |
| 伊 藤 恵 美 議員                           | 62 |
| 三 上 純 一 議員                           | 70 |
| 北 村 修 議員                             | 76 |
| 散 会                                  | 93 |

### 第 2 号 (3月12日)

|             |    |
|-------------|----|
| 議事日程        | 95 |
| 本日の会議に付した事件 | 96 |

|  |       |
|--|-------|
| 出席議員   | 9 6   |
| 欠席議員   | 9 6   |
| 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名               | 9 7   |
| 事務局職員出席者   | 9 8   |
| 開 議  | 9 9   |
| 議事日程の報告  | 9 9   |
| 承認第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決                           | 9 9   |
| 同意第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決                           | 1 0 1 |
| 同意第 2 号から同意第 4 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決                | 1 0 2 |
| 議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決                           | 1 0 4 |
| 議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決                           | 1 0 5 |
| 議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決                           | 1 0 6 |
| 議案第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決                         | 1 1 0 |
| 議案第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決                         | 1 1 2 |
| 議案第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決                         | 1 1 3 |
| 議案第 1 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決                         | 1 1 4 |
| 議案第 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決                         | 1 1 5 |
| 議案第 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決                         | 1 2 3 |
| 議案第 1 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決                         | 1 2 5 |
| 議案第 1 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決                         | 1 2 7 |
| 議案第 1 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決                         | 1 3 1 |
| 議案第 1 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決                         | 1 4 2 |
| 議案第 2 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決                         | 1 4 3 |
| 議案第 2 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決                         | 1 4 5 |
| 議案第 2 2 号から議案第 2 8 号及び議案第 3 6 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決 | 1 4 6 |
| 散 会  | 1 7 3 |

### 第 3 号 (3月13日)

|      |       |
|------|-------|
| 議事日程 | 1 7 5 |
|------|-------|

|                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| 本日の会議に付した事件                     | 175 |
| 出席議員                            | 175 |
| 欠席議員                            | 175 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名  | 175 |
| 事務局職員出席者                        | 177 |
| 開 議                             | 178 |
| 議事日程の報告                         | 178 |
| 議案第29号から議案第35号の一括上程、説明、質疑、委員会付託 | 178 |
| 諸般の報告                           | 192 |
| 休会について                          | 192 |
| 散 会                             | 192 |

#### 第 4 号 (3月15日)

|                                    |     |
|------------------------------------|-----|
| 議事日程                               | 195 |
| 本日の会議に付した事件                        | 195 |
| 出席議員                               | 196 |
| 欠席議員                               | 196 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名     | 196 |
| 事務局職員出席者                           | 197 |
| 開 議                                | 198 |
| 議事日程の報告                            | 198 |
| 議案第29号から議案第35号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決 | 198 |
| 発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決               | 204 |
| 意見書案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決             | 205 |
| 意見書案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決             | 207 |
| 意見書案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決             | 209 |
| 所管事務調査報告の件                         | 212 |
| 閉会中の特定事件等調査の件                      | 213 |
| 閉議及び閉会                             | 214 |
| 署名議員                               | 215 |

むかわ町告示第72号

令和6年第1回むかわ町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年3月1日

むかわ町長 竹 中 喜 之

1 日 時 令和6年3月11日（月）午前10時

2 場 所 むかわ町産業会館 第1研修室（3階）

○応招・不応招議員

応招議員（13名）

|     |       |    |     |       |    |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番  | 栗原健一  | 議員 | 2番  | 伊藤恵美  | 議員 |
| 3番  | 古内みゆき | 議員 | 4番  | 奥野恵美子 | 議員 |
| 5番  | 東千吉   | 議員 | 6番  | 佐藤守   | 議員 |
| 7番  | 中島勲   | 議員 | 8番  | 大松紀美子 | 議員 |
| 9番  | 三上純一  | 議員 | 10番 | 小坂利政  | 議員 |
| 11番 | 北村修   | 議員 | 12番 | 津川篤   | 議員 |
| 13番 | 野田省一  | 議員 |     |       |    |

不応招議員（なし）

## 令和6年第1回むかわ町議会定例会

### 議事日程（第1号）

令和6年3月11日（月）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 会期の決定
  - 第 3 諸般の報告
  - 第 4 町長町政執行方針、行政報告及び提出事件の概要説明  
教育長教育行政執行方針
  - 第 5 一般質問
- 

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### 出席議員（13名）

|     |       |    |     |       |    |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番  | 栗原健一  | 議員 | 2番  | 伊藤恵美  | 議員 |
| 3番  | 古内みゆき | 議員 | 4番  | 奥野恵美子 | 議員 |
| 5番  | 東千吉   | 議員 | 6番  | 佐藤守   | 議員 |
| 7番  | 中島勲   | 議員 | 8番  | 大松紀美子 | 議員 |
| 9番  | 三上純一  | 議員 | 10番 | 小坂利政  | 議員 |
| 11番 | 北村修   | 議員 | 12番 | 津川篤   | 議員 |
| 13番 | 野田省一  | 議員 |     |       |    |

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|     |      |       |      |
|-----|------|-------|------|
| 町長  | 竹中喜之 | 副町長   | 成田忠則 |
| 支所長 | 藤江伸  | 会計管理者 | 八木敏彦 |

|                |       |           |       |
|----------------|-------|-----------|-------|
| 総務財政課長         | 石川英毅  | 総務財政課参事   | 柴田巨樹  |
| 総務財政課主幹        | 三上祐   | 情報防災対策室長  | 梅津晶   |
| 総合政策課長         | 栃丸直士  | 総合政策課参事   | 本間彰   |
| 町民生活課長         | 佐々木義弘 | 町民生活課主幹   | 小坂僚介  |
| 町民生活課主幹        | 横山貴仁  | 町民生活課主幹   | 松本和香  |
| 保健介護課長         | 菅原光博  | 保健介護課参事   | 今井喜代子 |
| 保健介護課主幹        | 高橋佳香  | 保健介護課主幹   | 加藤こずえ |
| 福祉・子育て課長       | 熊谷伸一  | 福祉・子育て課主幹 | 谷川功一  |
| 農林水産課長         | 酒巻宏臣  | 農林水産課参事   | 高木龍一郎 |
| 農林水産課参事        | 藤野真稔  | 農林水産課主幹   | 飛岡雅幸  |
| 農林水産課主幹        | 宮村敦嗣  | 経済建設課長    | 大塚治樹  |
| 経済建設課参事        | 江後秀也  | 経済建設課参事   | 菊池功   |
| 経済建設課主幹        | 佐藤琢   | 経済建設課主幹   | 西村和将  |
| 企画町民課長         | 吉田直司  | 企画町民課主幹   | 伏木允一  |
| 企画町民課主幹        | 矢野優子  | 経済戦略室長    | 藤田浩樹  |
| 経済戦略室主幹        | 櫻井和彦  | 経済戦略室主幹   | 太田耕司  |
| 国民健康保険穂別診療所事務長 | 長谷山一樹 | 教育長       | 長谷川孝雄 |
| 生涯学習課長         | 西幸宏   | 生涯学習課主幹   | 澤田健   |
| 生涯学習課主幹        | 松本洋   | 生涯学習課主幹   | 山木美幸  |

選挙管理委員会  
会事務局長

石川英毅

農業委員会  
事務局局長

東和博

農業委員会  
支局長

宮村敦嗣

監査委員

数矢伸二

---

事務局職員出席者

事務局長

今井巧

主査

酒巻早苗

---

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（野田省一君） おはようございます。

開会前ではありますが、本日、東日本大震災の発生から13年が経過します。この震災により犠牲となられました多くの方々に対して哀悼の意を表するとともに、いまだ余儀なく被災生活をされる方々が一日も早く安全・安心な暮らしを取り戻せることを強く願うものであります。

ここで、議事に入ります前に、犠牲となられた多くの方々の御霊に対し、黙禱をささげたいと思います。

御起立をお願いいたします。

黙禱。

黙禱を終わります。

ありがとうございました。御着席願います。

ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第1回むかわ町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時01分

---

### ◎議事日程の報告

○議長（野田省一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（野田省一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、3番、古内みゆき議員、4番、奥野恵美子議員を指名します。

---

### ◎会期の決定

○議長（野田省一君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

さきに議会運営委員会委員長から3月5日開催の第3回議会運営委員会での本定例会の運営に関わる協議の経過と結果について報告の申出がありましたので、これを許します。

佐藤議会運営委員長。

〔佐藤 守議会運営委員長 登壇〕

○議会運営委員長（佐藤 守君） 議長のお許しをいただきましたので、3月5日に開催しました第3回議会運営委員会の経過と結果について報告いたします。

委員会での協議は、第1回定例会の運営に関する件であります。

まず、副町長及び議長から町長及び議員等から提出を予定している審議案件の概要説明がありました。

今期定例会に町長から提出される審議案件は35件で、その内訳は、承認1件、同意4件、議案30件であります。

提出審議案件の取扱いについては、協議の結果、会議規則第37条の規定により、一括して議題とする案件は、同意第2号から同意第4号までの3件、議案第22号から議案第28号まで及び議案第36号の8件、議案第29号から議案第35号までの7件で、会期日程表に記載のとおりであります。

なお、議案第25号から議案第35号までの新年度会計予算7件については、議長発議により議長を除く全議員で構成する令和6年度むかわ町各会計予算審査特別委員会を設置し、それに審議を付託することで協議が調っております。

次に、議員等から提出を予定している審議案件は6件で、その内訳は、発議1件、意見書案3件、その他2件であります。

まず、発議についてであります。地方自治法の一部改正に伴い、むかわ町長の専決処分事項の指定について、引用する条項に変更が生じたことから、議会運営委員会での協議を踏まえ、議会運営委員長が発議第1号として、むかわ町長の専決処分事項の指定についての一部改正についてが提出されております。

次に、意見書案についてであります。議員提出の意見書案については3件であり、3月1日に開催された所管の常任委員会協議会で協議の結果、受理番号1番から受理番号3番まで提出者が所定の賛成者をつけて、意見書案第1号から意見書案第3号として提出されております。

また、陳情文書表の4件については、令和5年12月定例会締切日以降に受け付けたもので、お手元に配付の陳情文書表に記載のとおりであります。

3月1日に開催された所管の常任委員会協議会での協議の結果、全議員へ印刷配付することとされております。

所管事務調査報告は、総務厚生常任委員会及び経済文教常任委員会、復興拠点施設等整備事業調査特別委員会から調査継続、また調査終了に伴う調査報告書が提出されております。

次に、一般質問については、大松紀美子議員ほか5名から12項目の通告があり、その取扱いは通告どおりといたします。

以上の審議案件数と、その取扱いから本定例会の会期については、お手元に配付の会期日程表のとおり本日から15日までの5日間としたところであります。

質疑される方は、質疑と意見を混同せず、また、議題外にわたることなく、要領よく簡潔に質問され、答弁される方は、簡潔明瞭に答弁をいただき、時間の短縮に御理解を賜るとともに、規律ある会議運営の点からも私語などは厳に慎まれるようお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症防止対策での換気のための休憩及び必要最低限の説明委員の自由な出入りは、議長の議事整理権において判断させていただきますので、御了承をお願いいたします。

最後に、本会議及び予算審査特別委員会の議会中継であります。情報公開を推進するため、本定例会におきましても、四季の館道の駅付近ロビーと穂別町民センターロビー及び穂別診療所待合ロビーで放映しますので、お知らせいたします。

以上申し上げ、令和6年第3回議会運営委員会の報告といたします。

○議長（野田省一君） 報告が終わりました。委員長報告に対して、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のとおり、本日から15日までの5日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって会期は本日から15日までの5日間に決定いたしました。

なお、円滑な議会運営のため、質疑及び答弁は、簡潔明瞭に行うようお願いをいたします。

## ◎諸般の報告

○議長（野田省一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しております諸般の報告及び議会だより第142号のとおりですので、御了承を願います。

次に、委員会報告書の訂正であります。

令和5年12月12日開会の令和5年度第4回定例会において、所管事務調査報告の件で経済文教常任委員長から報告された所管事務調査報告書の調査期日に誤りがあった旨報告があり、議長の裁量権により訂正したことを報告いたします。

なお、調査期日については、令和5年11月16日と報告したところ、令和5年10月26日の誤りでした。

---

## ◎町長町政執行方針、行政報告及び提出事件の概要説明、教育長教育

### 行政執行方針

○議長（野田省一君） 日程第4、町長町政執行方針、行政報告及び提出事件の概要説明、教育長教育行政方針を行います。

町長から町政執行方針、行政報告及び提出事件の概要説明の申出がありましたので、これを許します。

竹中町長。

[竹中喜之町長 登壇]

○町長（竹中喜之君） 皆さんおはようございます。お疲れさまでございます。

本日、議員の皆さんに御出席をいただき、令和6年第1回町議会定例会をこのように開会できますことに、まずもってお礼を申し上げます。

今議会に提案いたしました令和6年度当初予算案を含む諸議案の御審議をお願いするに当たり、新年度の町政運営に臨む所信を申し上げますとともに、諸施策の概要について御説明を申し上げます。

初めに、このたびの能登半島地震により、お亡くなりになられた方々の御冥福を謹んでお祈りいたしますとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

また、被災地におきましても、救援や復旧・復興に、御支援に当たられている、御尽力されている方々に深く敬意を表しますとともに、被災地の皆さんの安全と、一日も早いあるべき復旧・復興を皆さんで願うものでございます。

本町としましても、国や北海道と連携を図りながら被災地への保健師などの職員派遣を行っており、北海道胆振東部地震の教訓を基に、引き続きできる限りの支援に努めてまいりたいと考えております。

能登半島地震の発生など、波乱の幕開けとなった令和6年ですが、改めて命の大切さを胸に刻むとともに、災害から町民の皆さんの命や生活を守るため、「事前防災」、「事前復興」の重要性を再認識したところであり、その備えを怠らぬようしっかりと取り組んでまいります。

さて、我が国の経済は、30年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、先行きに前向きな動きが見られ、全国的には税収も増加しております。

その一方で、国際情勢や気候変動の影響などによる物価高騰の波は、中東情勢の緊迫化も加わり依然として不安定な情勢となっております。

また、全国的に進行する少子高齢化による人口減少、とりわけ生産年齢人口の減少に伴う人手不足が恒常化する問題は、本町におきましても年々深刻化しております。

加えて、去年は、全国はもとより世界的にも記録的な猛暑が続き、熱中症など健康面への影響をはじめ、農作物などの生育にも大きな影響があったところであり、今後もこうした異常気象による影響が懸念されております。

このような本町を取り巻く情勢を踏まえ、今後の町政運営に当たっては、町民の安全・安心に資する取組、町民生活の安定を継続させる施策をベースとしながら、第2次むかわ町まちづくり計画前期基本計画の3つの重点プロジェクトを着実に実行してまいります。

あわせて、SDGsを推進しながらデジタルトランスフォーメーションやグリーントランスフォーメーションを加速化するとともに、次世代への投資に主眼を置き、社会環境の変化に対応してまいります。

また、令和7年度に市町村合併から20年の節目を迎えることから、さらに将来のむかわ町の持続的な発展に向け、町民の皆さんと共に新しい一歩を踏み出すため、記念事業の実施に向けた準備も進めてまいります。

次に、町長施政方針で定めた基本政策に沿って、令和6年度の主要施策の概要について御説明を申し上げます。

1つ目の柱「くらす」について。子育てしやすく、健康で安心して暮らせるまちづくりであります。

子ども・子育て支援は、引き続き「第2期むかわ町子ども・子育て支援事業計画」に基づ

き、町全体で子育てを支え、健やかに成長できる環境づくりを進めてまいります。

そのため、妊産婦が安心して健康な子を産み育てることができるよう、妊婦・乳幼児健康診査、新生児聴覚検査、育児相談体制の充実などのほか、産婦健康健診の費用助成や、支援が必要な産婦を対象とする産後ケア事業を新たに実施してまいります。

また、「むかわ町子育て応援基金」を活用し、「0～2歳児保育料無償化事業」による経済的負担の軽減を図るとともに、「お父さん向け子育て講座」など保護者の伴走型支援を継続してまいります。

子育て環境については、子育て支援センターやファミリー・サポート・センターなど複数の機能を有する多機能型子育て支援施設を新設し、子育て世帯に対する包括的な支援体制を強化してまいります。

また、多様化する保育ニーズを踏まえ、「保育士人材確保一時金交付事業」の実施による保育士などの人材確保を支援するとともに、認定こども園のエアコン設置や運営支援などを通して、子どもの居場所づくりの支援を行ってまいります。

次に、保健・医療の充実については、健康寿命の延伸と健康格差の縮小への取組をさらに推進してまいります。中でも、「健康むかわチャレンジ事業」、「国保若年者健診事業」など各種健診事業の充実に努め、町民の健康に対する意識の高揚を図ってまいります。

また、がん検診の受診率の向上につなげるため、町民ニーズを踏まえた有効な検診手法の工夫を重ねてまいります。

さらに、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、生きがいづくりの促進や健康づくりのための運動などを推進するほか、健全な食生活が実践されるよう、食育と地産地消を推進してまいります。

医療体制につきましては、「むかわ町鶴川厚生病院経営強化プラン」に基づき、鶴川厚生病院と穂別診療所との連携を推進するとともに、効率的な地域医療体制の確保や救急医療体制の整備、医療従事者の確保などに努めてまいります。

国民健康保険については、税収の確保と保険給付の適正な実施による安定した財政運営を行うとともに、本年12月に予定されている従来の健康保険証からマイナ保険証への全面移行に向け、引き続き町民の皆さんの御理解をいただきながら、被保険者や医療機関への周知に取り組んでまいります。

地域福祉の推進につきましては、育児と介護が重なる「ダブルケア」や社会的孤立など、複雑化した支援へのニーズに対応するため、むかわ町社会福祉協議会をはじめ関係機関との

重層的支援体制の充実、強化を図ってまいります。

また、成年後見制度をはじめとした町民の権利擁護を推進するとともに、民生委員・児童委員の確保、充実を図るなど、お互いが支え合う地域社会の構築に向けて取り組んでまいります。

自殺対策については、「むかわ町自殺対策計画」に基づき悩んでいる方に寄り添い、孤独や孤立を防ぐ「ゲートキーパー」研修などを継続して行うとともに、町民の心の健康づくりに向け関係機関と連携して取り組んでまいります。

高齢者支援の充実については、高齢者福祉と介護を一体とした「第9期むかわ町高齢者保健福祉・介護保険事業計画」に基づき、持続可能な介護保険制度の構築に向け町全体の将来の高齢者福祉施設の在り方、在宅介護サービスの分析を進めてまいります。

また、在宅生活の支援や介護予防の取組を継続し、福祉・介護・医療などの連携による地域包括ケアシステムの深化を図るとともに、医療と介護を必要とする高齢者の生活を支援するため、計画的な介護サービスの基盤整備に取り組んでまいります。

加えて、地域包括支援センターや生活支援コーディネーターが地域や関係団体と連携し、「チームオレンジ」による認知症の方やその家族に対する支援、ニーズに応じた居場所づくりに取り組んでまいります。

福祉介護人材の確保については、介護従事者に対する新規就労時の支援制度を新たに創設するとともに、外国人人材の活用も促進してまいります。

障害者支援の充実については、障害のある方が安心して自立した生活が送れるよう「むかわ町障がい福祉計画」に基づき、各種サービスや相談対応の充実を図りながら、それぞれの状況やニーズに応じた支援を継続してまいります。

家族や親族の日常的な介護を行う「ケアラー」の支援については、ケアラー支援条例の制定を通じ、ケアラーの発見・支援に向けた機運の醸成に努めるとともに、在宅介護手当の支給によるケアラーの精神的・経済的負担の軽減を図ってまいります。

住環境の整備については、移住定住促進を目的に創設した住宅助成金制度、「くらふる事業」による戸建て住宅の取得やリノベーション、アパートなどの民間賃貸共同住宅建設への助成のほか、移住者への経済的負担を軽減するため、民間賃貸住宅への入居に要する支援として「かみんぐ支援金」の交付を行ってまいります。

また、空き家・空き地については、「むかわ町空家等対策計画」に基づき、管理不全の空き家・空き地の解消を図り、まちなか再生につなげてまいります。

町営住宅の適正管理については、「住生活基本計画」及び「公営住宅等長寿命化計画」を基本に、老朽化が著しい公営住宅の解体や改修・改善を行い、適正な供給戸数の確保を目指しながら住宅セーフティーネットづくりを推進してまいります。

2つ目の柱「ふせぐ」と「まもる」についてです。

新型コロナウイルス感染症は、昨年、感染症法上の位置づけが5類感染症へと移行したことを踏まえ、「ふせぐ」と「まもる」を両輪にしながら、災害に強く安全で美しいまちづくりを進めてまいります。

今後のワクチン接種の見通しについては、令和6年度以降は自己負担により接種が継続される見込みとなっております。

コロナ禍で得た教訓を基に、引き続き新興感染症などにも迅速に対応し、感染症流行下にあっても安定した医療提供に努めてまいります。

災害に強いまちづくりの推進について、被災時の被害を最小限にする対策を講じる「事前防災」と、被災後に目指す復興のまちづくりを想定した「事前復興」の2つを柱に置きながら、防災対策先導の町を推進してまいります。

そのためには、防災情報を町民に確実に届ける必要があることから、地上デジタル放送設備や防災行政無線設備の更新などを進め、安全・安心な情報基盤を整備してまいります。

あわせて、昨年運用を開始した「テレビのハイブリッドキャスト機能」を活用したデータ放送やJCSスマートの充実を図り、災害発生時の情報伝達手段の多重化を図ってまいります。

「事前防災」については、日常の防災訓練やタイムラインを活用した効果的な防災活動、防災教育の充実などのほか、令和6年度に町民や団体、事業者などで構成する実行委員会を設置し、防災意識の啓発や防災・減災に関する意識づけ、情報共有の場として特別イベント（仮称）「防災とメディア研究会 in むかわ」を開催いたします。

「事前復興」については、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による大規模被災を想定し、発生後、迅速かつ着実に復興できるよう、令和6年度内に道内初となる津波避難対策も含めた「むかわ町事前復興計画」を策定してまいります。

あわせて、生活に必要な機能を適正に配置しながら、公共交通ネットワークと連動した持続可能なまちづくりを目指すため「むかわ町立地適正化計画」を策定し、防災・減災対策を計画的かつ着実に取り組めるよう防災指針を定めてまいります。

消防・救急救助体制の充実については、複雑・多様化する各種災害に対応するため、消防施設や消防車両などの計画的な更新・整備に取り組むとともに、令和8年度からの消防指令

システムの共同運用に向け、引き続き関係機関との協議を進め、広域的な連携によるさらなる消防力の強化に努めてまいります。

防犯体制の充実については、見守り活動やパトロールを実施し犯罪の未然防止に取り組んでまいります。また、夜間の交通災害・犯罪被害を未然に防止するため、防犯活動やLED防犯灯を設置する自治会町内会への支援に加え、防犯カメラ設置・更新などを行うことで地域防犯力の強化を図ってまいります。

交通安全対策の充実については、交通安全ルールの徹底や飲酒運転の根絶、ヘルメット着用の重要性など周知啓発を強化するとともに、むかわ町交通安全協会などと連携した通年の交通安全運動や交通安全教室を通じ、全ての町民が交通事故に遭わない・起こさないための取組を進めてまいります。

次に、土地利用の適正化については、「むかわ町都市計画マスタープラン」や「むかわ町立地適正化計画」に基づき、公共交通ネットワークと連動した生活サービス機能などを集約させる都市構造の形成を図り、コンパクトなまちづくりを推進してまいります。

公園・緑地の充実については、子どもたちの遊び場である公園の遊具の安全性を確保するとともに、道民の森公園の施設を更新してまいります。

道路網と交通体系の構築については、国道235号線や道道穂別鷓川線など広域幹線道路の整備促進及び事業化の必要性も合わせ、引き続き国や北海道に強く要望してまいります。

老朽化が進む道路施設については、予防的な対応を行うことでコストの縮減と事業費の平準化を図り、安全確保と利便性の向上に向け、順次改良や舗装などを実施してまいります。

地域公共交通の充実については、持続可能な公共交通ネットワークを再構築するため「むかわ町地域公共交通計画」に基づき、老朽化した町営バス車両の更新やバス路線の再編に取り組んでまいります。

また、穂別地区における新たな交通システム「ほべつサポート交通」の導入に向け、必要な支援を行ってまいります。

治山事業については、山腹崩壊地や荒廃山地において、災害の防止・軽減を図るため、春日の沢の小規模治山事業を継続して実施するほか、晴海地区防災林造成など北海道における治山事業の実施を促進してまいります。

河川事業については、普通河川の浚渫や六線排水路整備を行い、近年の局地的豪雨被害などに対処するため浸水対策を強化してまいります。

上水道などの整備については、引き続き経営の効率化、合理化に努め、安全で安心な水を

安定して供給するため、管路やポンプなどの更新を計画的に実施してまいります。また、将来的な生活用水の確保が懸念される二宮地区については、上水道への切替え整備を進めてまいります。

下水道などの整備については、上水道と同様に、引き続き経営の合理化に努めながら、老朽化した施設を計画的に更新・改修してまいります。また、持続可能で良好な生活衛生の向上を目指し、下水汚泥・し尿処理の広域化に向け協議を進めてまいります。

グリーントランスフォーメーションの取組については、「むかわ町地球温暖化対策実行計画」に基づき、これまで公共施設の省エネの推進や住宅用再エネ設備の導入支援に向け、二酸化炭素排出量の削減に努めてまいりました。

令和6年度は、上下水道分野における脱炭素化に向けた対応や公共施設のLED化を進め、さらなる二酸化炭素排出量の削減に加え、施設管理費の軽減を図ってまいります。

加えて、「むかわ町再生可能エネルギー導入計画」に基づき、再生可能エネルギーの計画的・段階的な導入に向けた調査研究を進めるとともに、町民や事業者と一丸となって取り組む機運を醸成するため、町ウェブサイトや広報紙への掲載など、ゼロカーボンシティの普及啓発を強化してまいります。

また、温室効果ガスを吸収する機能を持つ森林資源の適正管理と循環利用を進め、持続的な林業の支援や森林吸収クレジットの取得に向け進めてまいります。

3つ目の柱「はたらく」についてです。産業と町に活力があり、笑顔を広げるまちづくりであります。

第一次産業は本町の主要な基幹産業であり、第一次産業の活気がまちの元気につながっていきます。

近年の生産資材価格の高止まりによる経営コストの増加、担い手や労働力不足、自然災害や野生鳥獣による被害などが依然として不安要素となっております。

農業の振興については、こうした状況の中、国において命の根源である食料が持続的に安定供給されるようにするため、令和6年に食料・農業・農村基本法に「食料安全保障」を明記する改正を行うこととしております。

本町の農業は、日本の食料供給基地である北海道の一端を担っており、この役割を持続的に果たしていくためにも、経営の安定・所得の維持が重要な課題となっております。

そのため、それぞれの農協が主体的に農業経営の安定や生産力の向上を図る様々な取組を下支えしている地域農業活性化推進基金事業を、それぞれの課題に応じ、より効果的に活用

できるよう運用方法を見直ししてまいります。

また、本町の特徴である基幹作物の水稻と、蔬菜、畑作物、和牛などを組み合わせた複合型水田農業を守るため、水田農業緊急対策事業を継続してまいります。

新規就農対策については、地域担い手育成センターが中心となり、トマト・レタスの二毛作による新規参入型の育成システムの充実や第三者継承、雇用就農など就農モデルの構築に向けた研究を進めてまいります。

また、担い手育成と労働力不足対策については、若手農業者の育成を図るため、青年部などの研修事業に対し支援を行うとともに、外国人人材の活用などの労働力対策を図る上で課題となっている住宅の確保について、遊休化した教職員住宅などを活用してまいります。

災害に強く生産性の高い農業基盤を築くため、引き続き国営かんがい排水事業の整備を促進するとともに、道営による宮戸排水路事業の継続や、花岡地区・米原地区の排水路整備を進めてまいります。

さらに、生産性の向上を図る農地整備の事業化に向けた議論と、これまでの人・農地プランに関わる本町の地域計画と目標地図の策定を並行して丁寧に進めてまいります。

林業の振興については、林業の持つ木材生産と環境保全という多面的機能の維持と再生を図るため、森林資源の適正管理と循環利用を進め、持続的な林業の推進を図ってまいります。

そのため、私有林等整備促進事業、民有林振興対策事業及び森林管理制度の活用などにより私有林の整備を引き続き支援してまいります。また、町有林の造成及び管理を適切に行うとともに、町有林から創出されるJ-クレジットの販売に向け、令和6年度内の認証取得を進めてまいります。

あわせて、国と北海道、町による地域主体の一体的な森林づくりを引き続き推進するとともに、民間事業者との連携による森づくりを進め、森林の整備・管理、森林資源の循環利用及び木育に取り組んでまいります。

また、森林の整備・管理のために必要な路網については、林道ルベシベ線や林業専用道平丘和泉線の整備を進めるとともに、町管理林道の適正な維持・管理に努めてまいります。

木材産業の持続的発展を目指し、地元材の利用促進をはじめ担い手や労働力不足といった課題について、担い手人材の確保に向けた調査研究を町内林業関係団体や事業所などの御協力を得ながら進めてまいります。

農林業共通の課題である鳥獣被害の対応については、農業では国の補助事業による侵入防止柵整備の採択に向け取り組むとともに、林業では鳥獣被害森林再生実証事業を実施してま

います。

また、引き続き捕獲活動に対するハンターの支援や協力により捕獲効率を高める取り組みや、捕獲活動の担い手づくりを支援するとともに、捕獲後の処分対策など安心して活動できる仕組みを構築し、農林分野一体的に個体管理を推進してまいります。

水産業の振興については、海洋環境の変化によるししゃも資源の危機的な状況にあるほか、サケ定置網漁業が不漁となり、これまで主力となっていた魚種の生産高が大きく減少しております。

漁業経営の安定と所得の維持を図るため、これまでの主力魚種による収入を補完する意味においても、鵜川漁業協同組合と漁業者が拡大して行うホタテ稚貝放流事業に支援をしております。

また、水産資源の維持を図るため、ししゃもふ化場によるふ化放流事業やマツカワの放流事業などによる漁業を推進してまいります。特に危機的な状況にある鵜川ししゃもは、昨年設立した「鵜川ししゃも資源再生調査研究会」を中心に海洋環境のデータ収集をはじめ、基礎的調査などを進めるとともに、鵜川ししゃもの再生に向け、町ぐるみでの運動展開を図ってまいります。

地域経済の活性化については、生産コストなどが高騰する厳しい状況を踏まえ、むかわ町商工会が町内消費活性化を目的に実施するプレミアム商品券発行事業の工夫・拡充を図り、町内事業者の経営基盤の安定化に努めてまいります。

新たな産業の創造と雇用の創出については、ラピダス社進出の影響や効果というのを分析し、企業誘致条例の見直しを図り民間事業者などとの連携体制の構築に取り組むとともに、新規起業や商品開発、販路拡大などの支援のための「起業力耕上促進事業」を充実してまいります。

観光振興や地域資源の活用については、観光客周遊促進に向けたパンフレットの作成、また、ふるさと納税返礼品につながる新たな商品開発に取り組むとともに、まちなか再生の動きを加速化するため、むかわ町観光協会やむかわ地域商社などで構成する新たな組織となる「(仮称)むかわ町観光推進会議」を設置し、各事業者との連携の下、持続可能な観光地域づくりに取り組んでまいります。

4つ目の柱「まなぶ」についてです。学びを通して、これからの未来を担う多様な人材を育てるまちづくりであります。

「むかわ町教育大綱」の基本理念の下、教育委員会との円滑な連携を図りながら、学校教

育や生涯学習などの充実を図ってまいります。

学校教育の充実については、専門的な知見を有する地域活性化起業人を活用しながら、次の時代を見据えた「むかわ町教育魅力化プロジェクト」を推進していくとともに、探求型ふるさと学習「むかわ学」の全体化を図るとともに、小中高における教育の体系化を進めてまいります。

また、ICTを活用した教育の環境整備については、GIGAスクール構想に基づき各小学校にパソコンを整備し、ICT機器の積極的な活用を進め新たな授業モデルの構築に取り組んでまいります。

教育環境の充実については、町内小中学校にエアコンを設置し、夏休み期間の弾力的な運用を図ることで、児童・生徒の健康面に配慮し安全・安心で快適な教育環境づくりを推進してまいります。

高等学校の魅力化については、「地域みらい留学」への参加など道外の生徒募集の支援のほか、通学利便性を向上する取組や穂星寮への運営支援を行ってまいります。

夢叶輪公営塾の運営については、学びの拠点として、引き続き中高生のニーズに応じた利用しやすい塾づくりを推進してまいります。

次に、生涯学習の充実については、「ジュニアチャレンジ合宿事業」、「青少年リーダー研修事業」などの実施により、青少年の自主性・社会性の育成や学習習慣、生活習慣の改善に努めるほか、「広島平和の旅派遣事業」などによる平和教育を推進してまいります。

部活動の地域移行については、国による「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方などに関する総合的なガイドライン」の趣旨を踏まえ、地域おこし協力隊を活用しながら段階的な移行を進めてまいります。

文化・スポーツ活動の充実については、関係団体との連携を深めながら、活動の底上げと活性化に向けた取組を進めるとともに、多様な世代がスポーツ、文化、健康づくりに気軽に参加していただく機会を充実するため、新たに「みんなの生涯学習事業」を実施してまいります。

また、図書館・博物館活動の充実については、子どもたちが本に親しむきっかけとなる環境づくりに取り組むとともに、穂別図書館、まなびランド図書室において継続的な蔵書整備などを行い、魅力ある図書館づくりに努めてまいります。

生物の多様性・保全や地球環境について学べる穂別博物館につきましては、SDGsに対応した新博物館として、拠点施設等整備の着工に向けて取り組むとともに、穂別博物館にお

ける企画展・特別展などの開催を通じ、地域の歴史や文化に対する理解を深め、心の豊かさの醸成や町外からの誘客にも努めてまいります。

最後の柱「つなぐ」についてです。様々なつながりを生かし、輝く未来をつくるまちづくりであります。

未来を見据えた持続可能なまちづくりを進めるためには、これまで培ってきた多様な「つながり」を活かし、町民、事業者、行政が一丸となって共に取り組んでいくことが重要です。

令和6年度は、「むかわ町復興計画」における復興・創成期のステージに移ります。まちづくり計画の前期基本計画では令和7年度に目標年次を迎えることから、多様化・複雑化する課題を踏まえ、共に創る「共創」に配慮をしながら、計画の点検・見直し作業に着手いたします。

また、計画の点検・見直しに当たっては、「むかわ町行政改革・推進計画」や「むかわ町中期財政運営指針」との整合性の確保を図ってまいります。

次に、関係人口の創出・拡大については、恐竜化石が御縁で「つながり」のあるリトアニア共和国（アクメネ地域市）からの招聘に対し、現地での交流を深め国際交流や多文化共生を推進してまいります。

また、国内の交流においては、姉妹都市である富山県砺波市との交流事業はもとより、「にっぽん恐竜協議会」、「北海道恐竜・化石ネットワーク研究会」などとの交流活動のほか、北海道大学総合博物館、北海道文教大学などとの連携も深めてまいります。

加えて、東京圏における本町との御縁のある方々で構成する新たな組織の設立に向け、調査研究を進めるとともに、カムイサウルスが橋渡しとなった沖縄県とのつながりの深化など、さらなる関係人口の創出・拡大に努めてまいります。

地方創生の柱の一つであります恐竜プロジェクト事業につきましては、恐竜ワールド構想を推進するため、町内外に向けた恐竜化石を活かしたまちづくりの機運の醸成をはじめ、町内周遊観光・宿泊・滞在コンテンツの開発を行ってまいります。

近年、町民ニーズや本町が抱える課題が多様化・複雑化し、専門的な知識・ノウハウを有する民間事業者、NPO法人、教育機関といった多様な主体と連携が必要な時代となっています。このため、地域力創造アドバイザーや地域活性化起業人などを積極的に受け入れ、官民連携や高大地連携を推進してまいります。

町内の高校生、大学生、地域の方々が連携し、むかわ学や地域課題の解決に取り組むほか、「地域おこし協力隊」や「地域おこし協力隊インターン」などの制度の効果的な活用にも努め

てまいります。

まちづくり計画前期基本計画の重点プロジェクト「まちなか再生プロジェクト」については、穂別地区の「復興拠点施設等整備事業Ⅰ」設立に向けた準備が進められている地域運営組織はもとより、町民、地元事業者、NPO法人など、多様な主体と連携をしながら、令和6年度中に拠点施設等整備の着工を目指してまいります。

鶴川地区の「復興拠点施設等整備事業Ⅱ」では、整備すべき拠点の優先度を整理しながら鶴川地区市街地全体の「エリアデザイン」の策定を進め、基本設計につなげてまいります。

さらに、コロナ禍を乗り越え、町民や団体などによる自主的な活動が活発になっていることから、これらの活動支援や地域コミュニティ活動をより一層推進するため、地域の活性化に資する自主的な活動に対し補助金を交付する制度「共に創るまちづくり事業」の充実を図ってまいります。

もう一つの重点プロジェクト「タウンプロモーション推進プロジェクト」については、「むかわ町タウンプロモーション戦略」に基づき、町民の誇りと愛着を育む取組を推進するとともに、応援PR大使との連携による取り組み、そしてトップセールスなど戦略的な情報発信に努めてまいります。

むかわ町まちづくり委員会が主体となって作成した「むかわ町かわまちづくり計画」につきましては、国土交通省のかわまちづくり支援制度の登録を目指し、一級河川鶴川を生かしたまちづくりを推進してまいります。

デジタルトランスフォーメーションの推進につきましては、デジタル技術を活用した町民の利便性の向上に資する取組を進めてまいります。あわせて、グリーントランスフォーメーションの推進についても、省エネや再生エネルギーといった脱炭素化社会の実現に向けた取組を町内横断的に進めてまいります。

旧宮戸小学校の跡地利用については、校舎の一部を農業改良普及センター東胆振支所事務所として、令和6年度内の利用開始に向け取り組むとともに、通常時は地域振興につながる活用、災害発生時の利用方法なども想定しながら、事前復興計画の策定と並行し有効な活用方策を定めてまいります。

財政運営については、人口減少などを起因とした地方交付税をはじめとする一般財源収入の減少など、厳しい運営が予想されている中で、国や北海道からの補助金活用などやふるさと納税の利用促進、町有財産の有効活用などなど歳入確保に努め、持続可能な財政基盤の確立に向けて取り組んでまいります。

むすびでございますが、むかわ町、少子高齢化、記録的な異常気象による産業への影響、まちなかの再生、加えて厳しい財政運営など、重大な課題というのが山積しておりますが、これまで目を背けることなく課題克服に向け、町民の皆さんに声に耳を傾けながら取り組んでまいりました。

震災からの復興、そしてコロナ禍を乗り越え、多くの方々との「つながり」を構築し、様々な分野で新たな取組が始まり、まち全体に活気が戻りつつあることを感じているところでもございます。

今を大切にしながら、町政運営の基本姿勢であります『耕そう！「むかわの底力」でわたしたちの未来へつなぐ』、これを継承し、今を乗り越え未来につながる町の実現に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

結びに当たり、町民の皆さん並びに議員の皆さんの一層のお力添えを心からお願いを申し上げ、令和6年度の町政執行方針といたします。

続いて、本日ここに令和6年度第1回むかわ町議会定例会を開催するに当たりましての冒頭でございますが、第1回臨時会で行政報告をいたしました能登半島地震に関わる現地への職員派遣についてでございます。

当初、2月に派遣を予定したところでございますが、北海道との連絡調整による本日3月11日から3月25日までの期間、3班体制で順次保健師と事務職の計5名を被害の大きかった輪島市に派遣し、人的支援を行うこととなりましたので、お知らせをいたします。引き続き、国及び北海道とも連携し、情報の収集、把握を図り必要とされる応援支援に努めていきたいと考えております。

さて、提出事件の大要説明に入ります前に、行政報告として今回2点御報告を申し上げたいと思います。

1点目は、穂別診療所の病棟再開についてでございます。

看護師不足により、昨年12月29日より入院患者の受入れを一時休止しておりましたが、派遣看護師5名の採用が決定したことに伴い、4月1日より入院患者の受入れを再開することといたしました。この間、町民の皆さんには大変御心配をおかけしましたが、持続的な病棟運営、病院診療所運営のため、引き続き入院確保に努めてまいります。

2点目は、除雪作業における人身事故についてでございます。

令和6年2月26日、19時1分ごろ、むかわ町文京1丁目18番地、鶴川高校生徒寮、三気塾敷地内において、除雪作業をしていた町有除雪車両と鶴川高校生徒の接触により人身事故が

発生しました。未明からの降雪により、当該敷地内において鷓川高校生徒、生徒寮舎監と共に除雪作業を行っておりました被害者が、車両の後退時に転倒し死角に入ったことから、車両の右後輪が被害者の腰に乗り上げ、事故が発生したものでございます。直ちに警察、消防へ連絡し、苫小牧市内の病院へ緊急搬送をしたところです。幸い命に別状はありませんでしたが、けがの状態は骨盤骨折と診断され、現在入院及びリハビリをしており、今後加入保険により被害者との損害賠償手続を進めてまいります。

このたび除雪作業中に人身事故が発生してしまったことは、本来あってはならないことと強く受け止め、今後におきましては、再発防止を徹底し、安全に最大限配慮し除雪作業を進めてまいります。

以上、第1回定例会に当たっての行政報告とさせていただきます。

続いて、本定例会で御審議いただく事件について、承認1件、同意4件、議案30件であります。

承認第1号 専決処分につき承認を求める件につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、むかわ町税条例の一部を改正する条例を令和6年2月27日に専決処分しましたので、これを議会に報告し承認を求めるものでございます。

同意第1号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件につきましては、任期満了による教育委員の任命につき議会の同意を求めるものでございます。

同意第2号から同意第4号 むかわ町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求める件につきましては、任期満了による3名の委員の選任につきまして議会の同意を求めるものでございます。

議案第7号 東胆振3町介護認定審査会共同設置の規約変更協議に関する件及び議案第8号 東胆振3町障害支援区分認定審査会共同設置の規約変更協議に関する件につきましては、審査会の事務局担当町を令和6年度より安平町に変更することから、規約変更についての協議を行うため、議会の議決を得ようとするものでございます。

議案第9号 むかわ町多機能型子育て支援施設設置及び管理に関する条例案につきましては、全ての子どもが地域の中で成長することができる社会の実現に向けて、新たに子育て支援施設を設置するため、本条例を制定するものであります。

議案第10号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案につきましては、法の施行に伴い引用箇所を改正を行うものであります。

議案第11号 むかわ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案につきまし

ては、地方自治法の一部改正に伴い引用箇所の変更を行うものであります。

議案第12号 むかわ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、農業委員会会長、会長代理及び委員の報酬の額を改定するため、所要の改正を行うものであります。

議案第13号 むかわ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、地方自治法の一部改正に伴い手当の支給に関し所要の改正を行うものであります。

議案第14号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましては、政令等の公布に伴い所要の改正を行うものであります。

議案第15号 むかわ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、こども家庭庁設置法等の施行に伴い所要の改正を行うものであります。

議案第16号 むかわ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴い所要の改正を行うものであります。

議案第17号 介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案につきましては、介護保険法等の規定に基づき改正する省令の公布に伴い関係する条例について所要の改正を行うものであります。

議案第18号 むかわ町介護保険条例の一部を改正する条例案につきましては、介護保険法施行令等の一部改正に伴い保険料率等に関する基準等について改正を行うものであります。

議案第19号 むかわ町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案につきましては、道路法施行令の一部改正に伴い単価等について所要の改正を行うものであります。

議案第20号 むかわ町上水道事業給水条例の一部を改正する条例案につきましては、水道法等の一部改正に伴い所要な事項について所要の改正を行うものであります。

議案第21号 むかわ町地域保育所設置条例を廃止する条例案につきましては、地域保育所を公の施設として廃止するものであります。

議案第22号から議案第28号及び議案第36号、令和5年度むかわ町一般会計補正予算（第12号）、むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、むかわ町介護保険特別会計補正予算（第3号）、むかわ町上水道事業会計補正予算（第4号及び第5号）、むかわ町下水道事業会計補正予算（第3号）、むか

わ町病院事業会計補正予算（第2号）につきましては、年度内の事業費精査等により補正予算を提出するものでございます。

議案第29号から議案第35号は、令和6年度むかわ町一般会計予算、むかわ町国民健康保険特別会計予算、むかわ町後期高齢者医療特別会計予算、むかわ町介護保険特別会計予算、むかわ町上水道事業会計予算、むかわ町下水道事業会計予算、むかわ町病院事業会計予算につきまして提出をするものでございます。

以上につきまして、後ほど説明員から御説明を申し上げますので、よろしく御審議、御決定をお願いを申し上げます。

○議長（野田省一君） 町長町政執行方針、行政報告及び提出事件の主要説明が終わりました。

換気のため暫時休憩をいたします。

再開は11時20分とします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時20分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、教育長から教育行政執行方針の申出がありましたので、これを許します。

長谷川教育長。

〔長谷川孝雄教育長 登壇〕

○教育長（長谷川孝雄君） 令和6年第1回むかわ町議会定例会の開会に当たり、むかわ町教育委員会の行政執行方針を申し上げます。

まずは、本年元日に発生しました能登半島地震により、お亡くなりになった方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された方々に心より御見舞いを申し上げます。

震災を経験した町として、被災地の一日も早い復旧・復興を祈るとともに、教育行政として必要とされる支援を行ってまいります。

現代は、人口減少や少子高齢化の進行、デジタルトランスフォーメーションの加速など、予測困難で先行き不透明な、まさに複雑多様な時代背景となっております。

こうした変化の激しい時代にあって、子どもたちが自らの可能性を認識するとともに、全ての人々が価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら持続可能な社会のづくり手

として成長できるよう、必要となる資質・能力の育成を推進してまいります。

学校教育においては、子どもたちの自己肯定感を高め、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育み、教育環境の充実を図ってまいります。

学校給食は、開始から8年目を迎えますが、安全・安心でおいしい給食の提供はもとより、地場産物を積極的に活用しながら食育にも取り組んでまいります。学校給食費においては、子育て支援の一環として、多子世帯の負担軽減を継続いたします。

社会教育においては、生涯学習活動が町民や町全体の輝きにつながるものであることから、我が町の自然、歴史、文化、産業などを焦点にした学習活動を支援し、豊かな心と健康な体づくりの実践により、町の活力を生み出す基盤づくりを行ってまいります。

むかわ町の基本目標である「海・川・山の豊かな自然を生かし、人間愛に満ちた活力ある『むかわ』の人づくりをめざす」ことを基調とし、以下の施策を推進してまいります。

第1は、将来、自立した生き方ができるよう、児童・生徒に対して引き続き生活・学習習慣の改善と学校教育の質の向上の取組を進める一方、むかわの地域資源や魅力に着目した探求型ふるさと学習である「むかわ学」についても、小中学校から高校まで連携した取組を充実してまいります。

また、高校・大学・地域の連携を推進し、地域の未来を担う人材の育成に取り組んでまいります。

第2は、町民の皆さんの多様なニーズに応じた選択可能な学習機会、社会貢献や地域づくりにつながる学びの場の提供に努めてまいります。

また、むかわ学を活用した事業の拡大や学校運営協議会との連携も図りながら生涯学習の推進に取り組んでまいります。

第3は、「むかわ町教育魅力化プロジェクト」の推進です。教育分野における地域活性化起業人を活用し、変化する町の現状と学習指導要領に基づく次の時代を見据えた「新たな教育目標の策定」に着手するとともに、「むかわ学の全体化」や小中高における教育体系化などを、むかわ町を教育全体の魅力化に取り組んでまいります。

以下、令和6年度の主要な事業について申し上げます。

#### 1、学校教育の推進。

学校規模、学級編成の小規模化が進んでいる中、学校教育の基本である、知・徳・体を育み、自らが主体となって考えることのできる人材育成を進めるため、学校の教育力の向上と教育環境の整備・充実を進めてまいります。

確かな学力の育成と新たな学びの創造。

学校教育においては、生涯にわたる活動基盤が形成される時期であり、学び進めるための基礎・基本の習得と、課題を解決する能力や主体的に学習に取り組む姿勢を養うことが大切であります。

これまで学校教育アドバイザーを配置し、学校運営全般への指導と学力向上対策を進めてまいりましたが、これを廃止し、教育課程や学校指導などもより専門的に教授できるよう「教育指導参事」を新たに配置してまいります。加えて、ICT教育の充実を図り、学びに対する多様性と学ぶことへの包摂性に取り組み、学習情報化優良校の認定を目指してまいります。

毎年作成している「家庭学習の手引き」を活用し、望ましい生活・学習習慣の定着化を目指して、学校・家庭・地域が連携した取組を進めてまいります。

また、幼児教育施設と小学校との連携を推進し、円滑な就学ができるよう取り組んでまいります。

小学校においては、チーム・ティーチングや専科指導など、きめ細かな指導を行うための体制確保を行ってまいります。

中学校においては、学習内容が高度化し、個々の能力に合った指導が必要となることから、習熟度別少人数指導などにも取り組んでまいります。

英語指導助手はこれまでどおり両地区に1名ずつ配置し、小中学校はもちろん、認定こども園、放課後子どもセンターでも活動し、幼児期から外国語に触れる機会を提供してまいります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、3年間中断しておりました「中高生オーストラリア派遣事業」は昨年度から再開し、令和6年度も実施いたします。

令和3年11月にこれからの地域を担う人材の育成を目的に開設した「夢叶輪公営塾」は、むかわ町の学びの拠点として、引き続き個々のニーズに応じた利用しやすい塾づくりを推進してまいります。

健全な心と体の育成。

子どもたちの自尊感情や自己肯定感を高めることは、自信・やる気・確かな自我を育てることから、学校での適切な指導体制づくりに取り組んでまいります。

いじめを根絶するために、「むかわ町いじめ防止基本方針」に基づき、いじめを生まない教育活動に努めてまいります。

さらに、スクールカウンセラーの活用を図り、学校生活における意欲や満足感及び学校集団の状況について測定する教育心理検査を実施し、いじめ・不登校の未然防止や学級崩壊の予防に徹してまいります。

信頼される学校づくりの推進。

鷗川・穂別両地区にそれぞれ1校ずつある小中学校は地域の中心となる公共施設であり、学校運営協議会を中心に学校と地域が知恵を出し合い、「地域とともにある学校づくり」を推進してまいります。

また、穂別地区においては、「小中一貫教育の導入」について検討を進めてまいります。

加えて、優れた資質・能力を有する教職員の確保に努めるとともに、「校務支援システム」の活用を推進し、教職員の働き方の改善に努めてまいります。

特別支援教育の充実。

特別支援教育のニーズが高まる中、教育支援委員会による就学前からの見守りや関係機関との情報共有を行い、カウンセリングや発達相談業務を充実させ、特別支援教育相談員による、より専門性の高い指導・助言を行ってまいります。

また、特別支援学級に属さない児童への効果的な指導を充実させるための通級指導にも引き続き取り組み、学習面での補助を行う支援員や学校生活の支援を行う介助員を小中学校に継続して配置し、きめ細やかな特別支援教育を推進してまいります。

道立高等学校の魅力化支援。

むかわ町との包括連携協定に基づき鷗川・穂別両高等学校の魅力化を支援してまいります。

鷗川高校については、中高一貫教育を継続・充実し、「むかわ学」を通じて地元理解を深める取り組みを支援してまいります。

また、道外からの生徒受入れに関しましては、高校2年の単年留学に加え、3年間全て鷗川高校で過ごす道外募集も行っており、生徒寮の運営はもとより、受入れ体制の支援を行ってまいります。

穂別高校については、穂星寮の運営をはじめ、生徒がいる限り支援を続け、穂別高校の生徒でよかったと感じられる学校づくりに協力してまいります。

教育環境の整備・充実。

夏場の暑さ対策に向けて長期休業の弾力化を図るとともに、各小中学校の普通教室等にエアコンを整備し、子どもたちが安全・安心で落ち着いて学ぶことのできる環境づくりに努めてまいります。

ICT教育については、情報社会に主体的に対応していく力を養うため、タブレット端末の積極的活用を推進してまいります。

要保護及び準要保護児童生徒就学援助費のうち、新入学児童・生徒の学用品費等については、入学前の早期支給を行ってまいります。

学校図書支援員については、引き続き配置し、読書の普及や図書環境の整備に努めてまいります。

社会教育の推進。

社会が大きく変化する中であって、より多様で複雑化する課題と向き合いながら、一人一人が豊かな人生を送ることのできる持続可能な社会をつくるには、全ての人が生涯にわたって主体的に学び続けることができる環境が重要となります。

令和3年度からスタートした「第3次むかわ町社会教育中期計画」に基づき、価値観やライフスタイルの多様化に対応しながら、社会の変化や課題を踏まえた新しい時代の生涯学習・社会教育の推進を図り、「全ての町民が楽しく学べるまち」の実現を目指します。

生涯学習の推進。

生涯学習の推進は、「生涯を通じて自ら進んで豊かに学ぶ環境づくり」、「子どもたちを守り育てる安全・安心な地域づくりの推進」を重点課題として進めてまいります。

成人向け講座やふれあい大学・ことぶき学級による高齢者の生きがいをづくりにつながる事業の実施、女性団体やPTAへの活動支援に取り組んでまいります。

青少年育成事業は、子育て関連の事業と連携しながら、あいさつ運動の推進や「読書感想文コンクール」、中高生を対象とした「青少年リーダー研修事業」や小学生を対象とした「ジュニアチャレンジ合宿事業」などにより、自主性・社会性や生活習慣など「生きる力」を育むとともに、効率を重視した論理的思考を養うため「プログラミング教育」の導入を進めてまいります。

また、平和教育事業として、町内中学生の広島平和の旅派遣を継続してまいります。

文化・スポーツ活動の推進。

本町の歴史文化に関わる地域文化財や天然記念物の記録保存、古式舞踊などを地域のアイヌ文化活動への支援を行い、文化財の保護と活用を推進してまいります。

文化・スポーツ活動の多くは、少子高齢化に伴う担い手不足をはじめとする課題が多い状況にあることから、文化協会、スポーツ協会及びNPO法人「むーブ」への支援を行い、活動の推進に努めてまいります。

また、文化活動やスポーツを通じた健康づくり事業を、幅広い世代に向け実施してまいります。

国及び北海道が進めている中学校部活動の地域移行について、NPO法人「むーブ」との連携の下、地域おこし協力隊員を活用しながら、本町に適した取組を進めてまいります。

図書館・博物館の充実。

図書館は、住民全ての自己教育に資するとともに、家庭教育の向上、地域文化等の推進を担っており、穂別図書館、まなびランド図書室とともに充実に努めてまいります。

穂別博物館につきましては、むかわ町恐竜ワールド構想推進計画に基づいた活動をより積極的に推進してまいります。

博物館周辺リニューアル・複合的施設整備については、復興拠点施設等整備事業推進チームと連携しながら、より魅力的で先進的な施設づくりに向けた取組を進めてまいります。

むすび。

以上、令和6年度の教育行政推進に当たっての基本方針と主な施策について申し上げます。

これまでも教育行政の役割として、教育格差の是正を掲げて取り組んできております。しかしながら、同じ町内にあっても学力格差の問題が存在しております。

少子化が進む現代にあっても、住んでいる地域に影響されることなく、質の高い教育を受けられることができる学びの保障と継続が求められており、子どもたちが学びのプロセスを通じ、社会に出るために必要な力をしっかりと身につけるため、教育行政に課せられた課題はますます重要となっており、全力で取り組んでいく必要があります。

学校、家庭、地域そして行政が互いに連携を深め、学校教育・社会教育それぞれが有機的につながるにより、全ての人が学び続ける意欲を持ち、むかわで学ぶことに誇りと喜びを感じてもらえるよう、教育行政に取り組んでまいります。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様の御理解と御協力を心からお願いを申し上げます。

○議長（野田省一君） 教育長の教育行政執行方針が終わりました。

これで町長の町政執行方針、行政報告及び提出事件の概要説明、教育長の教育行政執行方針を終わります。

---

#### ◎一般質問

○議長（野田省一君） 日程第5、一般質問を行います。

順に発言を許します。

◇ 大 松 紀美子 議員

○議長（野田省一君） まず、8番、大松紀美子議員。

〔8番 大松紀美子議員 登壇〕

○8番（大松紀美子君） 一般質問を行います。

まず初めに、一者特命随意契約についてです。

地方自治体の契約には、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、または競り売りの方法によることとされています。随意契約は、地方自治法の中でも限定的な条件に合致した場合のみ適用が許されている例外的な手法とされています。ましてや、その中の特命随意契約、一者特命随意契約は、かなり特殊な契約と言わざるを得ないと考えています。本来、地方公共団体の契約は、公平、公正、透明性が担保されなくてはならないと考えます。

この一者特命随意契約について。

1つ、どのような場合に結ぶ契約なのか、また根拠となる背景と法令について。

2、この契約での事業数はどれぐらいになっているのか。

3、公表の基準について伺います。

○議長（野田省一君） 三上総務財政課主幹。

○総務財政課主幹（三上 祐君） 御質問の要旨に沿いお答えいたします。

1点目の、どのような場合に結ぶ契約及び根拠法令についてでございますが、随意契約につきましても、競争入札の方法によらず地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して契約を締結する方法でございます。

随意契約の根拠法令といたしましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号のいずれかに該当、次に、一者による随意契約ができる根拠法令につきましても、前段に御説明申し上げました地方自治法施行令及びむかわ町財務規則第117条第3項第1号から第8号のいずれかの要件に該当しなければなりません。

次に、2点目の一者による随意契約の事業数についてでございます。

事業者の選定につきましては、設計金額にもよりますが、庁内で組織いたします入札参加者指名選考委員会におきまして、指名登録のあります有資格者の中から、発注の内容の適正や過去の実績などを踏まえ決定するものでございます。

なお、令和5年度の事業における当該委員会において、一者による随意契約として決定し

た事業数につきましては、全19件ございます。

次に、3点目の公表の基準でございますが、公表事項につきまして、むかわ町財務規則第116条の3に規定されておりますが、先ほど2点目で御説明申し上げました入札参加者指名選考委員会において、一者による随意契約として決定した事業に対し、財務規則に規定する地方自治法施行令第167条の2第1項第3号または第4号に規定する事項がないことから、公表案件はございませんので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 私も、この一者特命随意契約、あんまり耳慣れない契約なものですからいろいろと調べさせていただきました。それで今、三上主幹のほうから御答弁ありましたけれども、むかわ町の財務規則のどの部分、どの部分が一者特命随意契約に当たるのか、もうちょっと、聞いている皆さん分からないと思うので、117条というのがどういうことが書かれているのかも含めて御答弁ください。

○議長（野田省一君） 三上主幹。

○総務財政課主幹（三上 祐君） ただいまの御質問にお答えいたします。

むかわ町財務規則、先ほどの説明で答弁をいたしました。むかわ町財務規則第117条の3、こちらに随意契約に係る規定がございます。その中で、随意契約につきましては、2社以上の者から見積りを徴すということになってございますが、ただし書きとして、次に掲げる、先ほど言いました第1号から第8号までのを基準でございますが、こちらに認められる場合は1社からの見積りを徴することができるということで、財務規則で整理されてございます。この1社から見積りを徴することができる、こちらの規定で役場の契約締結事務上、一者特命による随意契約という形で、事務の事務上整理されているという意味合いでございます。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 具体的に言ってくださいという願いをしたんですけども、1から8、じゃ、どんなことが書かれていますか。

○議長（野田省一君） 三上主幹。

○総務財政課主幹（三上 祐君） ただいまの御質問にお答えいたします。

一者による随意契約ができる場合の規定、具体的にという御質問でございました。

むかわ町財務規則117条第3項第1号から第8号、こちらに一者による随意契約に対しての規定が整理されてございます。

具体的に申しますと、第1号につきましては、町の行為を秘密にする必要があるとき、第2号につきましては、契約の目的に対して代替性のないもの、あるいは町に著しく有利な条件で契約するなど競争に適しない契約をするとき、第3号につきましては、条例の規定により財産の譲与または無償貸与をすることができるものに対し、財産を売り払うとき、第4号につきましては、軽微な工事を関係住民の共同請負に付するとき、第5号につきましては、慈善のために設立された救護施設、または営利を目的としない法人や組合に対し、もしくはその連合会と契約をするとき、第6号につきましては、地方自治法施行令第167条第1項第3号または第4号の規定に基づき契約するとき、この自治法の施行令第167条第3項第3号または第4号でございますが、施行令のまず第3号でございます、第3号につきましては人材センター等々と契約をするとき、第4号につきましては新商品などを町長の認定を受けた者が生産の物品を買い入れ、もしくは借り入れまたは新役務の提供を受ける場合として地方自治法施行令では整理されてございます。

続きまして、第7号、財務規則の167条第3項の第7号でございます。

再度の入札に付し落札者がいない場合において、当該入札で最高または最低の価格をもって申込みをした者と契約をしようとするとき、第8号につきましては、緊急の必要により契約をするときということで規定されてございます。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 分かりました。

それから、先ほど2つ目の質問で事業数、この一者特命随意契約で締結した事業は、幾つですかとお聞きしましたら19件あるとおっしゃいました。19件、述べてください。

○議長（野田省一君） 三上主幹。

○総務財政課主幹（三上 祐君） 19件の内訳でございます。

まず、随意契約と一者特命随意契約についての関係法令の該当要件、こちらのほう先ほど答弁させていただきました。まず、地方自治法施行令第167条の2に関するものの該当条項でございますが、2号に該当をして契約をした事業が9件、6号に該当して契約したものが10件、むかわ町財務規則117条第3項に規定する条項で一者による随意契約をした件数でございますが、2号に該当する事業として19件として契約を締結しているものでございます。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 具体的な事業名をお聞きしているんですよ。もし一覧表にして頂けるんなら資料として頂きたいです。今、口頭で御答弁ください。どの、何の事業が19件ある

のかと聞いたんですよ。何号が何件じゃなくて、どんな事業があるんですかとお聞きしています。

○議長（野田省一君） 石川総務財政課長。

○総務財政課長（石川英毅君） 今の件について、私のほうから答弁させていただきます。

指名選考委員会によるこの一者随契の19件につきましては、先ほど三上主幹のほうからも説明ありましたとおり、してございますけれども、これは法的に公表する契約ではございませんので、だからこの場で公表するのは差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） じゃ、どの場で教えていただけるんですか。議会の常任委員会等がありまして、その中でそういう契約をする事業があったと、じゃ、そのときにはお聞きできますよね、当然お聞きしています。ですから、そういう議会の委員会の中で当然公表されているものが、なぜこの議会の本会議で公表できないのか意味が分からないですよ。確かに、1社としか契約できないという事業もあるとは思っています、私も。ですから、それが全く駄目だとかというのではなくて、やはりそれは先ほど一番先に申し上げましたけれども、公的な契約ですから、税金を使って事業契約をするわけですから、当然のごとく公平であって公正であって、透明性がなければならない、私、これ基本的な原則だと思うんですよ。ですから、なぜ本会議でこの19件の事業を公表できないのか、私は意味分かりません。

○議長（野田省一君） 石川課長。

○総務財政課長（石川英毅君） 今の部分についてでございますけれども、確かに、今、大松議員がおっしゃったとおり、いろいろな契約、これについては透明性が必要だというふうに思っております。ほかの自治体で公表している例も確かにございます。ただ、その場合、公表の要領といいますかガイドライン、そういった公表の基準を定めて公表してございますので、現段階でむかわ町には、そういう公表のそういうガイドラインというものもございませんので、それで今回については公表できないということでお答えをしておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） ごめんなさい。

よく分かりません。確かに、ガイドライン、随意契約のガイドライン、そういう策定している市町村ありますよ、そこ読ませてもらいましたけれども。やはり今最初に私が申し上げましたように、結局、市民生活の、その事業を通して住民サービスを提供するわけですから、

このことによって本当に慎重にしなければ、そういう住民生活に関わる、そういう内容になっては困るということから、このガイドラインをつくって、そのつくっているところはつくっているんです。ですから、ガイドラインがないから公表できないと、そんなばかな話はないと私はずっと思うんです。

それで、一者特命随意契約、要するにその人の自由意思に任せて選ぶみたいなものですから、幾ら選定委員会というのがあったとしても、決めるのは原課の最高責任者が決めるんですよね。そうじゃないですか、ちょっとそれをお聞きします。

○議長（野田省一君） 成田副町長。

○副町長（成田忠則君） 私のほうから、随意契約の関係についてお答えをしたいと思います。

まず、町が発注する工事などの契約締結につきましては、地方自治法及び同法施行令、町の財務規則ということで、先ほど三上主幹が説明したところでございます。町としては、地域の経済の活性化につながるように、指名競争入札を行う場合については、地元事業者に配慮をした対応を行っているというところでございます。これら工事などの契約につきましては、公金を扱うという大松議員のお話もありました。公平性、透明性などの確保は必要だということは重々承知をしているところでございます。競争入札が基本でありますから、またそれを履行できる技術力などの確認も必要であることから、入札参加資格者名簿に登録された業者から選定をするというところでございます。

事業者選定に当たりましては、本町の行う工事または製造の請負、財産の買い入れ、その他の契約に当たり、入札参加者の指名等を厳正かつ適正に行うため、むかわ町入札参加者指名選考委員会規程を定めまして、庁内組織として私のほか8名の委員というか、課長職をもって設置をしております。この業者の選定について、慎重に審議をしているというところでございます。

なお、指名選考委員会での審議につきましては、一定の金額、建設工事であれば250万円以上、委託業務であれば250万円以上、物品購入は150万円以上のものについて、審議対象としているところでございます。

業者の選定については、この指名選考委員会において審議をするということから、事業の性質あるいは内容などの審査を行いまして、結果として、結果として1社の指名となる場合があるというところでございます。この場合が随意契約になっていくというところでございますので、流れとして説明をさせていただいたところです。

また、公表の関係につきましては、先ほど石川課長答えたとおり随意契約によるガイドラ

イン、これは本町で定めておりません。また、随意契約公表の基準についても策定をしていないというところがございます。先進自治体等も参考にしながら、今後、調査研究してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） よく理解できない。

結局、私が今回この一者特命随意契約とは何ぞやということで質問をさせていただいているのは、やはりこのことの、その19事業ですか、公表できないという19事業の中で町民の皆さんの中からおかしいんじゃないかと、本当に公平、公正にやっているのと、そういう疑心暗鬼な気持ちがあるから取り上げているんですよ。これ全く何にもなくて、私、初めてじゃないかと思えますよ、そのようなこと、そういう意見を聞かされているというのは、私にとっては初めてでした。私もそういうふうに思いました。だから、一体この一者特命随意契約というのは何なんだと、この財務規則の117条の3が、その一者特命随意契約に当たるんだというところは、恥ずかしながら初めて知ったんです、このたび。

ですから、そういうところで、じゃ、これはちょっとまずいぞと、やはり公金を使って行うわけですから、町長も執行方針の中でも、つなぐとかつなぐとか町の専門的な知識やノウハウを有する民間業者やNPO法人、教育機関といった多様な主体との連携が必要な時代だと。そうしたら、公的な契約を結ぶときに随意契約だって2社以上から見積り取らなきゃならないと財務規則に書いているんですよ。じゃ、それをちゃんとやったのかと、やった上でいないから一者特命随意契約にしたのかと、そのことが明らかに、ああ、それはもうしようがないよとならなかつたら、不信が起きるんじゃないんですか。私は、そのことを言っているんですよ。

本当は、さっき副町長おっしゃいましたけれども、一番最初は一般競争入札ですよ。その次に指名競争入札、その次に随意契約ですよ。地方自治法だって、随意契約は例外的な手法だって言っているんですよ。ましてや、その中のまた一者特命随意契約というのは、かなり特殊な契約だということになっているんですから。それを、町は19件結んでいると、じゃ、その19件は公表基準がないから公表しない、こんなのおかしいですよ、絶対、どう考えても。これはガイドラインはつくるべきですし、公表基準もその中でつくるべきですし……

〔「午後からやるか」と言う人あり〕

○8番（大松紀美子君） ちょっと、じゃ、お昼、やめると言うならやめますけれども、今…

…

〔「ちょっと簡潔明瞭に」と言う人あり〕

○8番（大松紀美子君） 簡潔明瞭って、あなた質問しているんだから、私はそういうふう  
思うんですよ。だから、これは公表できないというのも納得できませんし、だって、調べれ  
ば分かっていることですから、それはどう思いますか。

○議長（野田省一君） 昼食のため、しばらく休憩いたします。  
再開は午後1時30分とします。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 1時30分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
答弁を求めます。  
石川総務財政課長。

○総務財政課長（石川英毅君） 私のほうから、改めて、一者随意契約の事業者決定の關係に  
ついて再度答弁させていただきたいと思っておりますけれども、決定の中で、先ほども副町長あと  
担当ほうからも説明ございましたとおり、指名選考委員会の中で決定してございませぬけれど  
も、この指名選考委員会につきましては、規定を定めて、法律、条例、財務規則に基づいて、  
適正かつ厳正に審議をして決定してございます。

当然、その中で、一者随契の部分、その妥当性も含めて委員会の中では議論してございま  
すので、先ほど、疑念を持たれるというようなことは、我々としてはないというふうに認識  
してございますので、御理解願いたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 当然のことですよね。指名選考委員会として疑念を持たれないよう  
にやっていると、それは御答弁としては、それはそうですね。

ただ、そうじゃないのではないか。具体的にはちょっと申し上げられませぬけれども、そ  
ういうものがあって、私は今回このことを取り上げています。選考委員というのは、先ほど  
副町長が、自分を含め9人だと。8人の方、どなたが入っているかお知らせいただけるんで

したら、お願いいたします。あくまでも19事業については、事業名だけでも公表はできないということですか。

○議長（野田省一君） 答弁を。

三上総務財政課主幹。

〔「選考委員会が、選考委員会に」と言う人あり〕

○議長（野田省一君） それでは、石川課長。

○総務財政課長（石川英毅君） 失礼いたしました。

指名選考委員会のメンバーです。現行では副町長、それから支所長、それから町民生活課長、あと介護福祉課長、あと経済建設課長、あと企画町民課長、経済恐竜ワールド戦略室長、それと生涯学習課長というメンバーになってございます。それと、防災対策室長、それと、事務局は総務財政課が行ってございます。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 事業については改めて聞いたんですが、お答えいただけますか。

○議長（野田省一君） 石川課長。

○総務財政課長（石川英毅君） この間も答弁させていただいておりますとおり、事業については、公表は控えさせていただきます。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 公表できないということで、やはり随意契約の適用というのは安易に、恣意的なものがあるといけないと思いますし、十分留意すべきだと思っています。

この間、やはり町政に対する関心が高まっているということは、大いにいいことだと思っているんですけども、やはり公金支出に対しても、どのような使われ方をしているのかというのは感心も高まっています。契約事務については一層、透明性や公共性の確保が求められていると感じています。

一般競争入札が契約という場合の原則です。随意契約、その中のまた一者随契約は一者特命随意契約ですから、あくまでも例外中の、そのまた例外ということを認識する必要があると感じています。こういうことを、やはり公表も含めて、透明性を持った事業契約するためには、やはり随意契約のガイドライン、この作成がやっぱり急がれるというふうに私は感じているんですよ。このガイドラインをつくることを求めたいと思いますが、いかがですか。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 改めてでございますけれども、答弁重なります。

指名選考委員会、これまでも財務規則、こういったところにしっかりと則りながら工事等々の契約に当たって、指名等、厳正、適正に行うための組織として、この間、設置されていることは、これは議員御理解をいただきたいかと思えます。もちろん、この指名選考に当たっても、法令遵守の下で、公正かつ統一的な見解を示しながら、この間事務を行ってきているところでもございます。

そこで、御提案のある随意契約ガイドライン、こういったことも含めて随意契約の公表の在り方というんでしょうか。基準、それと情報公開の在り方、これらも含めて今、先ほど質疑にもありましたけれども、皆さんから持たれてはいけない疑念を持たれないような、より一層の適正化に努めるためにも、先ほど言った随意契約ガイドライン、こういったところを速やかに調査研究に向けて取組を進めていければなと思っております。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） ぜひ早急につくっていただくことを求めたいと思えます。

では、次に、広報むかわについて伺います。

広報むかわの町民への配布は町内会自治会に依頼していますが、組織の高齢化や町内会、自治会に加入しない世帯が増えるなど、配布が大変困難になっている組織がありますが、この対策について伺います。

○議長（野田省一君） 梅津情報防災対策室長。

○情報防災対策室長（梅津 晶君） 広報むかわにつきましては、自治会、町内会を通じて配布をしているほか、公共施設への据置き、町のホームページやスマートフォンアプリで閲覧を可能とするなど、発信の方法を多重化しております。

自治会、町内会に未加入の方への広報紙配布につきましては、当該自治会、町内会の任意としておりまして、加入促進活動の一環として配布を行う自治会、町内会もでございます。

今後も、住民の皆様に広く読んでいただけるよう、現行の配布、閲覧方法を基本に取り進めてまいりますので、御理解を願います。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 今、梅津室長のほうから、町内会への加入促進の一環として、それを全ての町内会、自治会がそうしているというんじゃないかと、町としても、加入の一助となるために発行しているということなんですか。私は、広報の発行というのはそうではないというふうに思っています、大事な情報を各世帯に届けていくという大きな役割がある。そのために発行されているというふうに思っているものですから、私の自治会では、そのよう

な加入促進するための一助となるようなというのは一度も考えたことはないんですよ。今、こういう、いろんなホームページで発信したり、いろんな発信の仕方がありますけれども、でもやはり基本的には、一世帯に必ず届けていくという、そういう立場ではないんですか。

それから加入率。町内会、自治会の加入率がそうそう高くないと思うんですけども、今、実際に加入率はどのぐらいになっていて、そこに届けられている町内会、自治会を通して届けられている広報の配布部数というんですか、それはどのぐらいになっていますか。

○議長（野田省一君） 梅津室長。

○情報防災対策室長（梅津 晶君） 広報紙の配布と自治会、町内会の関係につきましては、広報紙については、広く行政の情報、町のトピックを皆さんにお知らせすべく各自治体で発行し、配布に取り組んでいるところでございます。加入促進活動の一環と申しましたのは、自治会等への支援交付金というのが町でございまして、その交付金の算定根拠の一つとして、当該自治会、町内会が、その自治会、町内会への加入促進活動を行うために広報を配布している部分については、その戸数に応じて支援金をお支払いするという形になってございまして、それにのっとってあるか、あとは、その自治会、町内会さんが任意で配布をしているということをちょっとお伝えしたかったということで、ちょっと答弁足らずの点についてはおわびを申し上げます。

あと、広報の配布方法、自治体により様々工夫がされております。全件ポスティングをして配布している自治体さんですとか、むかわ町もそうなんですけれども、自治会、町内会による配布を基本としているところ、あるいはその中間を取って、自治会、町内会さんに希望を取った上で、従来の配布方法を選ぶのか、あるいはその自治会、町内会だけ業者による委託配布を望むのかというようなことをされている自治体もあり、配布の方法については様々でございます。自治会、町内会を通じた配布につきましては、長年行われてきておりまして、地域の広報紙の配布法として定着しているものですから、まずここは基本にやっていきたいなと思っております。

○議長（野田省一君） 横山町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（横山貴仁君） 私のほうから、自治会、町内会に対しての支援交付金の関係について御説明いたします。

まず、むかわ町自治会等支援交付金については、先ほどお話もありましたが、地域の自治振興と住民福祉の向上の促進を図るため、各自治会等に交付しているものでございます。広報紙の配布が交付金交付の条件とはなっておりませんが、この交付金の趣旨、先ほど言った

趣旨により、これまで各自治会、町内会の皆様に広報配布についても御協力いただいているというふうに理解しております。

また、先ほどもありました未加入世帯に対して広報紙を配布など、加入促進を行っている場合には、その分の交付金も交付対象としているところで、団体割等あるんですけれども、金額については、鶴川地区においては31団体あるんですが団体割で1万8,500円で、世帯割で1世帯に対して750円交付しているところでございます。

以上です。

加入率については、まず、広報紙の配布については、各自治会からの申出に基づいて配布しているところでございます。加入率については単純に今、住民基本台帳の世帯数が鶴川地区では2,721戸あるんですけれども、これに対して、加入している世帯数が1,892となっております。なので、差引きすると600戸以上になるかな、入っていないというふうに見えるんですけれども、加入率と配布の関係はイコールじゃなくて、960戸が未加入とかではないんですけれども、特養やグループホームなど、施設の世帯数も、ここも入っていたり、あと二世帯住宅で1部を配布したり、中には、鶴川高校の寮生、外国人労働者などありますので、なかなか広報の配布率、あと自治会の加入率というのを出すのは、ちょっと難しいのかなというふうな状況でございます。

○議長（野田省一君） 梅津室長。

○情報防災対策室長（梅津 晶君） 広報の配布部数につきましては、両地区合わせまして3,639部を配布しております。そのほか、据置き用等を含めまして、印刷部数としては3,800部印刷をしているところです。

以上です。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） なぜこのようなことをお聞きしているかということ、結局、全カラー化をしましたよね、広報紙ね。やはり、大切な町からの情報を皆さんにやっぱり知っていただきたい、そういう思いでカラー化も含めて、発行していると思うんです。

今、私の町内会ですけれども、例えばアパートなんか建ちましたよね。加入の勧誘というんですか、そういうこともしましたけれども、アパートに住んでいる方は1件も入っていただけてないと、そういうような状況があります。ほかの町内会もお聞きしましたけれども、やはりそういうこともあると。そうすると、じゃ、加入していなくとも町内会、自治会の厚意で配布されているところもあると。でも、どこが町からの情報が届いていないのかという

ことをきちんとつかまないと、大切な情報が、むかわの町に住んでいる住民なのに届かないということになりますよね。だから、この辺はきっちりと調査をして届けるということ、そういうことをする必要があるのではないかということが一つです。ちゃんと町としても、そのことはちゃんと押さえて届くようにすべきじゃないかということが一つです。

それから今、少子高齢化が進んでいて、結局、私どもの自治会、町内会もそうですけれども、班長さんになった方が配るんです。もう、例えば80を超えて班長さんになれなかったら、じゃ、もういいですよと。広報紙配るのも会費を徴収するのも大変だからいいですよとなるんですけれども、この班長さんになると広報紙を配らなきゃならないので町内会の会員自体も辞めたいとか、そういうことも出ているというふうに聞いています。ですから、この問題はただ単に広報紙が何部発行されていてどうのということじゃなくて、本当に町内の状態がどうなっているかということを見出す材料の一つだと思っているんですよ。

それで、何部発行していて、どれだけ届いていますかということをお聞きしているんです。この情報が届かない世帯、届いていないと思われる世帯に対する対応って考えたことありますか。

○議長（野田省一君） 梅津室長。

○情報防災対策室長（梅津 晶君） 1 答目でも答弁をさせていただきましたが、広報の配布というか、読んでいただけるように公共施設の据置きですとか、ホームページやスマートフォンアプリでの閲覧などで、発信方法の多重化を図っているというのが現状でございます。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8 番（大松紀美子君） 必要な方は、そういう公共施設等にあるので取りに行けばいいというふうな思いもあるのかもしれませんが、私は頼まれて、2 世帯でも 1 世帯にしか届かないから自分も欲しい、ごみを出す曜日が知りたいから頂いてほしいと言って、届けているところもあるんですけれども。やはり、届かないところはどこなのかというところの調査みたいなものをして、やっぱりせっかくの広報紙をどうやったら届くんだろうかというところを、考える必要があると思うんですよ。その辺について、別に考えがあれば。

それから、転入時に戸籍で転入届出しますよね。そのときにむかわの町内にはこういう自治会活動、町内会活動がありますよと、ぜひ加入してくださいみたいな、町として出せないのであれば联合会を、町内会、自治会联合会の名前でもいいので、そういうものをつくってちょっと渡していただくとか、そういうふうなこともあってもいいのではないかというふうに思うんですけれども、いかがですか。

○議長（野田省一君） 梅津室長。

○情報防災対策室長（梅津 晶君） 町の人口ですとか、町民の皆様の年齢構成ですとか、そういうものは時代により変化をしておりますので、先ほども若干申し上げましたが、ほかの自治体の配布例というの調査をしておりますので、その辺は状況に合わせて、配布の在り方というのは引き続き調査研究をしておりますので、その辺は状況に合わせて、配布の在り方というのは引き続き調査研究をしております。現時点では、直接という意味で、高齢等を理由にして自治会、町内会さんのほうで広報紙を配布するのはすごく大変なんだというお申出は承っておりませんが、今、申し上げましたとおり、町の人口ですとか年齢構成とかは、随時敏感になりながら、配布の方法については適切に取り進めてまいりたいと考えております。

○議長（野田省一君） 佐々木町民生活課課長。

○町民生活課長（佐々木義弘君） 今現在、窓口では、何といましようか、自治会、町内会への積極的な加入の勧誘というようなことはやってはおりません。いろいろな考え方というのがありますので、窓口グループで積極的に勧誘するかどうかというところはちょっと議論が必要な部分があると思いますけれども、こういうものがあるというような紹介はできると思いますので、そこをちょっと検討していきたいなというふうに思っています。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 配布の方法として、梅津室長が言われたように、業者を頼んで全戸ポスト入れをしようとか、いろんな検討している市町村はあるようです。ただ、本当に、町内会、自治会、私どもでもいろんな工夫をして、届けられなくなった会員が担当しているところは、そうじゃない部分が助け合っただけ全戸に届くようにしたいという努力はしているんですよ。ですから、ぜひ広報紙を読んでいただくために全戸に届けるということ、やっぱりぜひ追求していただきたいというふうに思っています。

次に移ります。

保育の場の安心安全対策について伺います。

新年度の子ども園への入園希望者は、ひかり認定こども園、さくら認定こども園ともに全員の入所が可能になったとお聞きをしております。現在、国の4歳、5歳児の保育士配置基準は子ども30人に保育士1人、30対1となっておりますが、この基準は制度発足以来75年間、一度も改善されてきませんでした。昨年6月のこども未来戦略方針は、1歳児について6対1を5対1に、4、5歳児は30対1を25対1に職員配置基準を改善するとしました。

しかし、これは基準自体の改正ではなく加算措置、基準以上に保育士を配置した施設に対

する補助で対応する内容です。この間、配置基準の改正を求める運動が広がり、このたび、こども未来戦略に配置基準の改正が明記されることになりました。

新年度からの町の対応について伺います。

○議長（野田省一君） 熊谷福祉・子育て課長。

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君） 新年度からの保育士配置基準の御質問についてお答えいたします。

こども家庭庁は、新年度からの保育士配置基準につきまして、3歳児は20対1から15対1に、4、5歳児については30対1から25対1へと見直す方針を発表しております。

御質問の町の対応ということなのですが、これまで保育士確保対策のむかわ町の独自事業といたしまして、保育士人材支援一時金、さらには奨学金返還支援事業を掲げまして、保育士募集チラシへの掲載、加えて、今年度につきましては学校訪問3校実施しまして、制度のPR活動を進めてきております。

今後も本事業を継続し、保護者が子どもを安心して預けられるよう、保育士確保対策を進めていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 保育士さんはなかなか見つからないということは私も知っておりますし、とても大変だと思っています。今、御答弁は、じゃ、新年度からどうするんですか、この基準に沿ってどうするんですかということを私はお伺いしているんですが、そのことについての御答弁はないというふうに感じました。

改めて伺います。新年度、職員配置はどのようにされますか。

○議長（野田省一君） 熊谷課長。

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君） 新年度の職員配置についてお答えいたします。

先ほど、御質問で議員の発言にもあったとおり、来年度につきましては両認定こども園とも待機児童はない状態で新年度を迎える予定となっております。

配置につきましても、ひかり認定こども園で3歳児が24人、4歳児は21人、5歳児は29人です。さくら認定こども園につきましては、3歳児は10人、4歳児は13人、5歳児は11人と入園の予定となっております。新たな国の配置基準と照らし合わせても、配置基準は満たすものと考えております。

以上です。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 分かりました。よろしくお願いいたします。

質問を終わります。

---

◇ 栗 原 健 一 議 員

○議長（野田省一君） 次に、1番、栗原健一議員。

栗原議員。

〔1番 栗原健一議員 登壇〕

○1番（栗原健一君） 栗原健一です。

令和6年第1回むかわ町議会定例会通告に当たり、一般質問させていただきます。

初めに、町民の利便性向上を目的としたATM設置の考えについてでございます。

①、現在、穂別地区で復興拠点施設整備等事業Ⅰ、鷓川地区ではⅡが進められる中、今後、むかわ町へ多くの方々が訪れてくると予想されます。しかし、穂別地区において、利便性があまりよくありません。町の拠点場所については、町民あるいは町外から観光で訪れる方々の利便性向上を考え、最大限生かしていかなければなりません。DX時代ともなっておりますが、高齢化が進む町には携帯などでキャッシュレス決済などの活用は今すぐにはいかなる可能性ががあります。鷓川地区では24時間ATMが使える場所がありますが、穂別地区でのほうは30キロ以上、車を走らせなければいけません。

町民の利便性活用のため、ATM設置が必要と考えますが、町としての考えをお伺いいたします。

②、役場内にATMが設置されている町もありますが、マイナンバーカード普及に伴い、連携した活用や役場窓口業務の負担軽減につながる可能性があると思っておりますが、考えをお伺いいたします。

○議長（野田省一君） 伏木企画町民課主幹。

○企画町民課主幹（伏木允一君） 私のほうから、新たな拠点施設におけるATM設置についてお答えをいたします。

新たな拠点施設においては、町民の皆様をはじめ、利用者への利便性の向上に向けた取組を進めてまいります。現在、博物館では利用できていないキャッシュレス決済などによる対応を予定しており、ATMの設置を予定する予定はございません。

○議長（野田省一君） 佐々木町民生活課課長。

○町民生活課長（佐々木義弘君） 役場内にATMをという御質問にお答えしたいと思います。

今現在なんですけれども、マイナンバーカードを使ってATMでできる役場窓口業務というものは現在ございませんが、ATMに限らず、マイナンバーカードを活用した利便性向上のためのサービスは、今後も検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） 博物館、拠点の中で、穂別でできる場所でATMを考えないというのは、どうしてなのでしょう。その理由としては。

今、穂別地区ではATM活用できるところが郵便局と苦信があるのですけれども、土日の営業時間が5時までで、日曜日が12時までだったと思うんですけれども、これから観光客がいろいろ来られた中で、そういったお金をまた利用される方も、現金で利用される方もこれから増えてくると思うんですけれども、あとは、仕事で帰ってこられる方、平日でも5時に仕事が終わって帰ってくると穂別地区ではそういった下ろす場所がないというお話も聞いておりますので、そういったことの中で、前向きな考えはないのか、また再度質問しますけれども、どうですか。

○議長（野田省一君） 伏木主幹。

○企画町民課主幹（伏木允一君） ATMの設置につきましては、まず、民間の金融機関のそれぞれのお考えですとか経営戦略の中で、どこに何台設置するかということが検討されるものかと思っております。穂別地区につきましても、御指摘のように土日も含めて、それぞれの金融機関の御判断で営業していただいているATMもございますし、最近では移動販売車にATMを搭載して地区内を回って、地域の利便性の向上に貢献していただいているというような金融機関さんもございますので、町がATMを設置するというような判断は持っておりません。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） なかなかちょっと厳しいというような意見なのですけれども、意見としては、高齢化がこの町では進んでいきますし、また、そういう移動が困難な方への配慮、そして、公共料金の支払いの容易化。役場内にですとかそういったところにありますと、すぐ支払いができると、手間を省いて時間の節約にもなるというようなこともありますし、災害時の、安定した金融アクセスの提供。役場は災害時の対策本部となる場所でもございますし、そのような状況下でATMが利用可能であれば、住民は現金を引き出して必要な物資を

購入するということも考えられると。また、むかわ町はデジタル化の推進DXなどにも取り組むとしておりますので、こうしたような考えを前向きに検討いただきたいというふうに思います。

それと、電子行政サービス、これちょっと質問の中にはないんですけども、いろいろ子育ての分野では支援カードというものがございますけれども、そういったものもデジタル化にこれから進めていって、電子マネーのデジタル商品券の導入とか、各いろいろな自治体でやっているところもございますので、ぜひともまだ時間はあると思いますので、前向きに検討していただきたいと思います。

何か答弁あれば、なければ2番目に進みます。

○議長（野田省一君） 答弁ありますか。

佐々木課長。

○町民生活課長（佐々木義弘君） 今現在、窓口グループにおいて、子育てのポイントカードというものを発行しております、かかった医療費分を金券でお戻しすると、むかわ町金券でお戻しするというサービスやっています。

それぞれの、何といいましょう、病院の領収書を打ち込んで、アナログの金券を今、発行しているというところで、若干ちょっと時間を要する作業となっております、ここをDXを利用して、何ていいましょうか、ポイント化できないかみたいなような検討はしております。今後、もしそういうようないい方法があれば、そういうようなものも活用しながら、少しでも窓口でお待たせしないようなサービスを考えているというところでございます。

以上です。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 栗原議員の言われるように、ある自治体の中においても、金融機関との距離が遠いよと言ったところにおいては、金融機関が優先的に、そういった設置をしているところもあるやに聞いております。

そして、いわずもがなですけども、各種デジタルマネーというんですか、こういったところのチャージにも使えるキャッシュレス機能というんでしょうか、これも備えたATMの効果の活用というのは、利便性の向上にもつながると捉えているところでもございます。コンビニ等のATMというのも日々進化してきているかとも思います。それと、議員が提案しているマイナンバーカード、こういったところとATMの連携の動き、こういったところも、これからも適宜、やっぱり適切にキャッチしながらマイナンバーカードを活用した中での、

町民の皆さんの利便性の向上のための調査研究、進めていければと思っています。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） ありがとうございます。

今、金券とかそういったものも、地域ペイとかという、凸版さんがやられている事業、そういったものが、凸版デジタルというところで検索してみるとやっているようなものがありますので、ぜひとも御検討いただきたいというふうに思います。ATM設置もよろしく願います。

続いて、2番目なんですけれども、役場の働きやすい環境改善及び離職率についてでございます。

ここ数年で、役場を離れた人数がどれくらいになっているのか。また、今年、今年度中に離職されている人数と、次年度新規採用予定の人数をお伺いいたします。

2番目に、役場職員の離職、特に若い年齢層が多い傾向ですが、地域社会や行政にとっても深刻な問題に思います。このまま離職率が上がると、行政の安定性やサービスの質が低下する可能性があると思いますが、この問題を解決するための改善策があるのかお伺いいたします。

3、労働環境の改善は行われているのか、お伺いいたします。

4、新しい働き方の導入を考えているのかお伺いいたします。

○議長（野田省一君） 成田副町長。

○副町長（成田忠則君） お答えしたいと思います。

役場職員の働きやすい環境改善策及び離職率についての御質問について、1点目から4点目まで関係がございますので、一括してお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず、ここ数年の離職者の状況についてでございますが、直近での自己都合退職は令和元年度が7名、うち医療職場が2名となっております。令和2年度が同じく7名、うち医療職場は2名というふうになっています。続いて、令和3年度が6名、うち医療職場が2名、令和4年度が10名、うち医療職場が6名、令和5年度、今月末で年度末迎えますけれども、6名の離職と、医療職場については1名という状況でございます。

離職率につきましては、5年間の平均で4.3%、これは医療職を含んでおりますけれども、になっております。事務職のみにつきましては3.1%でございます。

また、令和6年度の新規採用職員につきましては、5名を予定をしているところでございます。一般事務職2名の土木技術1名、保健師が2名というふうになってございます。

職員の自己都合による途中退職については、むかわ町に限ったものではなくて、近隣自治体も含め全国的に増加の傾向とされているところがございます。近年は人生設計の考え方が変化をし、自治体職員として仕事にやりがいと生きがいを持って取り組む職員がいる一方で、新たな目標や生きがいを見つけて転職の道に進むという考えを持つ職員も出てきているところがございます。

今後におきましては、個々の職員が職務へのやりがいや成長実感を通じ、組織への貢献意欲を高め、個人のパフォーマンスを最大限最大化させることが、組織力を向上させる上で重要なこととされておりますので、各職場においてミーティングの励行、あるいは外部講師による職場研修も含めて対応してまいります。

また、労働環境とも関連いたしますが、職員の心身の健康管理として、健康診断の受診勧奨、職場におけるストレスチェック、ハラスメント対策、休暇取得の励行など、引き続き取り組んでまいります。

新しい働き方の導入につきましては、DXの推進を軸としながら、組織の持続的な運営に必要な取組を国や他の自治体を参考に進めてまいりますので、御理解を願います。

以上です。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） 職場の皆さん、本当に多忙な仕事量と、時間をたっぷり使ったやつで、土日でも夜遅くまで仕事をされている方も中にはいるということでございますけれども、最近ですと、若い人が辞める、全国的に見ても地方公務員の離職率、退職率は10年前と比べると1%ぐらい上がっていると。2.27%ということなんですけれども、むかわ町の場合は4.3%とかなり高いような状況なんですけれども、この原因は、いろいろな問題が今、町に課せられて、いろんな、何でしょう、兼務の方がいろいろあるんですけれども、そういったものには何か原因はないでしょうか。どうですか。かなり兼務されている方がいると思うんですけれども、そういった方々の負担がこういった離職率につながるのではないかというふうに考えますけれども、それについてはいかがですか。

○議長（野田省一君） 石川総務財政課長。

○総務財政課長（石川英毅君） ただいまの質問について私のほうからお答えいたします。

今、行政の中、いろいろな行政課題ですとか、もう確かに、対応する業務というのは増えております。そういった中では、限られた職員の中でそれぞれ対応していきなかなきゃならないというような状況も生まれておりますので、そこでどうしても人数限られていますので、そ

こは兼務というような形も、どうしてもやらざるを得ないというような状況がございます。

あくまでも、まずは今、うちも、役場も町民へのサービス提供する組織ですから、そこを対応するためには、それに対応するような組織というものも講じていかなきゃならないと。そういった部分では、昨年8月にも機構改革をしながら、その時代時代に合った組織体制、そういったものをつくって対応していくというような形で取ってございますけれども、どうしても職員が、なかなか思ったように、満足に充足できるような状況にございませんので、今は必要に応じて兼務体制ということも実施しているということで、御理解いただければなというふうに思います。

それと、離職率の関係ですけれども、今の公務員の部分の離職率、先ほど栗原議員、2.7というようにお話されていましたが、全国では今、4%という状況になってございます。それで、うちの場合は、これ医療職も含めてですけれども、5年の平均で4.3%、これ医療職を除くと、事務職員だけですと3.1%ということで、これは全国の平均よりは逆に低いのかなというふうに思っておりますので、一応情報提供としてお答えしていきたいと思っております。

あと、ちなみに民間のほうは、実は離職率は、これは令和4年度の実績でございますけれども、15%。だから民間のほうが非常に高い、今、離職率という状況になってございます。

以上でございます。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） 大変御苦勞をかけているなというふうにかがえますけれども、残業の状態というのは、どのようになっているのでしょうか。残業の経費です。かなり残業されている方いるかと思っておりますけれども、それについては、仕事量が多くなってきているからという判断で、残業をせざるを得ないという状況だと思うんですけれども、それについては答えられる範囲で、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（野田省一君） 柴田総務財政課参事。

○総務財政課参事（柴田巨樹君） 詳細につきましては、今、手元にちょっと資料がございませんのでお答えできませんが、残業につきましては、実績としてございます。特に、平成30年の胆振東部地震以降は、一時的に増えた時期も当然ございましたが、今現在は、平日の勤務時間内に処理ができないもの、あとは突発的に、集中的にやらなければならない業務につきましては、上司が許可を出した上で残業を、時間外勤務、職員が当たっているという状況で

ございますが、ここ数年、突出して増えてきているという状況ではないと思います。やはり震災直後がやっぱりちょっと多かったなというふうに感じております。すみません、手元にちょっと数字がないもので、詳細はちょっと省略させていただきます。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） この際ですから、そういったどのぐらい増えているのかというのをちょっと教えていただきたいというふうに思います。

また、その職員に対しての、どのようなケアをしているのかというところで、健康診断でしたり、ストレスチェック、あとは放送で、町長の、直接悩みある方は私のところに来てくれというような形で言われているかもしれないですけども、そうやって悩みを抱えている人は直接そういった町長に相談ですとか、そういったことはできないと思うんです。私の友人も、今ちょっと、鬱で悩んでいる方も実際にいらっしゃいます。そういったストレス時代になっておりますので、むかわ町は専門的な、穂別診療所の精神科医の先生がいらっしゃいますけれども、そういった第三者を入れたような、改善に向けてやっていく必要があると思いますけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（野田省一君） 柴田参事。

○総務財政課参事（柴田巨樹君） 職員の心身を含めた管理につきましては、今、栗原議員お話しいただいたとおり、組織としても十分配慮してございますし、専門的な知見を持った技術職、あるいは中塚先生にも当然相談をさせてもらっているほか、毎月定例的に外部の臨床心理士に委託をしておりますが、職場のストレス相談というものも、1年間を通して行ってございますので、引き続き、職員の心身の健康管理につきましては十分配慮した中で対応していきたいと考えてございます。

○議長（野田省一君） 石川総務財政課長。

○総務財政課長（石川英毅君） 補足になりますけれども、こちらのほうで、例えばそういった悩みのある職員、そういったようなものを情報つかんだ場合に、場合によっては職場の上司、また上司に話しづらいというような実態があるとすれば、我々、総務財政課の総務グループのほう、私も含めてですけども、直接面談をしたりですとか、聞き取りをしたりですとか、そういうような対応をさせていただいていますし、また先ほど質問の中にもあったように、やはり若手の方たちがどうしても上の方には言いづらいといった部分があった場合については、逆に本当に違う部署の、今回は約30歳以下、未満、そういった若手職員については、うちの副町長が一人ずつ面談をしたりですとか、あと場合によっては話しづらいところ

であれば、支所長ですとか私ですとか、そういった取組もさせていただいておりますし、あと先ほど、参事のほうからも答弁ありましたとおり、中塚先生につきましては、うちのむかわ町役場の産業医ということで、そういった職員に対しての対応もさせていただいているというような、そういうような形でケアはしているつもりでございます。

以上です。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） ぜひとも職員のケアをしていただきたい。

もう一点だけなんですけれども、職場の仕事効率のために、A I、今いろんなところで活用されていると思いますけれども、そういったものを用いてという考えはあるのかなのか。業務、窓口業務でもかなり、また町民が来て電話が来てというのだと、本当に業務ができないようなこともございますので、そういったA I活用というのは必要だと考えますけれども、それについては考えはありますか。いいですか、これ、質問。

○議長（野田省一君） 成田副町長。

○副町長（成田忠則君） 私のほうからお答えをしたいと思います。

先ほどの答弁の中でも触れましたけれども、D X、デジタルトランスフォーメーション、令和2年10月に政府におきまして、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が示されているところでございます。自治体においては、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やA I等の活用によって、業務効率化を進めるというようなことも提案をされているところでございます。そういうところに絡みまして、私どももこういったものも活用しながら、職員の負担というものを軽減させていくという考え方でございます。

なかなか職員に、個々に、やはり業務量も増える中で、御苦勞もかけているというようなところでございまして、先ほど総務課長のほうからも答弁あったとおり、職場における相談も、実は重ねているところでございます。

また、復職というか、メンタルをやはり病んで復職をするという場合は、こういう場合もちょっと訓練をしながら、復職してもらっているというような状況もございます。

今後も衛生管理に十分配慮して、職員の働きやすい環境に整えていきたいというふうを考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） ぜひとも職員のやりがいのある職場づくりというものを進めていただ

いて、町民にとっても見本となるような職場を目指していただきたいというふうに思っています。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

---

#### ◇ 東 千 吉 議 員

○議長（野田省一君） 次に、5番、東 千吉議員。

東議員。

〔5番 東 千吉議員 登壇〕

○5番（東 千吉君） 5番、東 千吉でございます。

令和6年第1回町議会定例会に当たり、通告に従い順次質問をいたします。

初めに、災害に強いまちづくりについて伺います。

犠牲者2万人以上に及んだ13年前の今日、この東日本大震災の教訓を踏まえ、国では日本海溝・千島海溝型地震に対する防災対策として最大クラスの地震津波を想定した検討を進めてまいりました。

この巨大地震では、北海道から東北地方を中心として、場所によっては東日本大震災を超える甚大な人的、物的被害の発生が想定されているほか、最大クラスの津波の発生が逼迫している状況であるとも言われており、被害を軽減するための防災対策を進めていく必要があります。この地震津波対策として、一昨年、国はハード、ソフト両面からの総合的な防災対策を強化することを目的とし、日本海溝・千島海溝地震に関する特別措置法を改正し、対策強化の必要性や国の負担を増すなどの支援を示すとともに、地震防災対策推進地域、津波避難対策特別強化地域を指定し、地震防災対策の推進が必要となる地域を明確にいたしました。本町においても、これらの指定地域の対象となったところでございます。

これに伴い、北海道においても、個別の地域ごとの実態を踏まえた市町村ごとの被害想定を公表するなど、国は道による地震津波に関する取組、動きが活発化していると感じるところでございます。町長説明においても、これらの国・道の取組を踏まえ、地震津波対策を、本町としてしっかりやっていくということが示されたものと思っております。

そこでお伺いをいたしますが、昨年、北海道は新たに日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震減災計画を策定し公表しましたが、この計画などを踏まえ、本町の事前復興計画の策定についてその目的や内容、町民や事業者は何を求め、どう取り組んでいくのかをお伺いをいたします。

また、平成30年9月6日発震の当地、北海道胆振東部地震から今日ではや6年、本年1月1日に起きた能登半島地震でも、あの東日本大震災での被害の実情や教訓、「津波てんでんこ」という言葉が習わしとして伝わっている地域でさえも逃げない方、逃げられない方や間違った指示に従った方が多くおられましたし、これを踏まえると、本町で津波や災害が発生した場合、一体どれだけの方が適切に避難できるのか、不安に思うところでございます。ましてや地震、津波はいつ発生するか分かりません。町民も自宅にだけでなく、買物や仕事、学校や遊びなど、また障害者など行動に応じて滞在する場所が変わってきますから、それぞれの場所における情報の理解と適切な避難が求められます。地域における避難意識の向上の取組は必要と思われましても、津波では、例えば浸水深サインの設置の考えをお聞かせください。

町内の津波浸水想定区域内にある施設や、電柱など見やすい場所にその地点で想定される津波の浸水の深さを記載した標識を設置する事業ですけれども、そのことで誰もが理解をしていくのかなというふうに思いますし、日常生活の中で津波リスク、避難の必要性についての気づきにつながるかもしれないと思うのでございます。効果が期待されると思うので、それをお伺いしたいと思います。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 議員の質問にあります日本海溝・千島海溝周辺型海溝型地震、この対象というのが、御案内のとおり、北海道の太平洋側2,000キロですか、2,000キロ、そして自治体で約40弱の自治体が、この津波避難の対象エリアになっているところでもございます。

そこで、1点目の事前復興計画についてでございます。

大きく分けまして、大規模災害発生後の復興のまちづくりについて、発災前に事前に準備していく施策についてそれぞれ整理しながら、復興計画に盛り込むこととしているところでもございます。復興まちづくりを事前に検討をしていくということは、発災後の速やかな復興に資するばかりではなくて、未来のまちづくり、将来のまちづくりを側面的に先取りするよといった観点もあるかと思えます。復興まちづくりの基本方針、そして発災後から課題と対応につきまして、策定の期間中、その途上途上で可能な限り随時、町民の皆さん、そして事業者の皆さんと共有して、共に考えていきたいと思っております。

また、事前防災として、津波避難対策を含む発災前の事前に準備すべき施策につきまして、施策の整理が終わり次第、町民の皆さん、そして事業者の皆さんと共有し、共に行動につなげていきたいと考えております。

次に、2点目の避難対策でございますけれども、地震は発災前にあらかじめ避難行動を取ることができず、津波も避難行動を取る時間というのが限られております。揺れから身を守って浸水区域外へ避難するという防災行動、そして避難行動につきましては、住民の皆さん、そして事業者の皆さんによる日頃からの、いわずもがなでございますが、備えというのが重要とされてきております。

町としましては、防災行動だとか、あるいは避難行動に必要な情報の発信、行動の変容を促す重要なツールとされる情報の発信、この自主防災組織の活動の促進、さらには津波避難訓練の企画運営など、その下支えとなる取組というのを推進してまいりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（野田省一君） 東議員。

○5番（東 千吉君） 先ほど質問いたしました、防災サインというところまではいかないんですけれども、さっきの浸水深サインの、どこでも誰もが、町外者でも初めて来た人でも、ここまでは危ないのかというサインの設置はどうでしょうか。

○議長（野田省一君） 梅津情報防災対策室長。

○情報防災対策室長（梅津 晶君） 現状では、町の公共施設の、玄関口のほうにそれぞれ、その当該地点における津波による浸水深を書いたプレートを貼り付けしてございまして、多くの皆様が利用されるということではございます。

御質問のありました、多分、町内のありとあらゆる場所に標識のような形で浸水深が、今ここだと何メートルですよといったような標識というか、プレートの部分につきましては、事前復興計画の中では、第1答目でも御答弁させていただきましたが、発災前に事前に準備することができる施策を検討することとしてございまして、津波からの避難に供するあらゆる施策について、事前復興計画の中で、整理をしていきたいなと考えているところでございます。

○議長（野田省一君） 東議員。

○5番（東 千吉君） これはそんなにお金かかる内容でない、経費がかからない内容と思うので、地域住民あるいは、来ている人たちが安心できるような形を、常にやっぱり備えておくということは必要じゃないかというふうに思いますので、浸水深サインについてはぜひ見やすいところに、お金がかからないので設置をお願いしたいなというふうに思うものでございます。

町は、これまでも地域などからの求めに応じて津波ハザードマップの説明会や避難訓練、

防災セミナーなどの開催のほか、自主防災組織への物資等購入で使用できる補助制度を創設するなど、地域防災強化にも取り組んできていることは分かっております。しかしながら、参加者が少なかったり、限定的であったりと、町民の啓発はいま一歩かなというふうには感じています。津波災害では時間との戦いであり、日頃の備えや適切な避難行動が極めて重要なことから、一人一人の防災意識を高めることが何よりも大切であり、そのためには町民啓発や訓練のやり方にも一層の工夫が必要ではないかと思えます。

例えば、町で開催する説明会にどうしても仕事の都合等で来てくれないのであれば、職員が自ら資料を持って行って説明をすとか、あるいは少人数ごとでもいいので、地域住民を集めて話をするなど、少しでも多くの、一人でも多くの方に伝えていく。津波から被害を減らしていくため工夫して、一人でも多くの方に避難の在り方、災害の考え方を伝え、意識向上を図ることが大切であると考えられますので、さきの復興事前計画の中の部分も含めて、再度、このことについて見解をお伺いをしたい。

○議長（野田省一君） 梅津室長。

○情報防災対策室長（梅津 晶君） 住民の皆様への防災意識向上に係る啓発についてでございますが、特措法が改正されまして、想定される最大規模の津波に応じたハザードマップの作成、確保、配布から、現在では自治会、町内会の皆様の下に直接お邪魔をして、避難の方法ですとか、地震で起こる被害想定などについて随時御説明をしている最中でございますので、今後もそういった取組については継続して進めてまいりたいなというふうに考えているところでございます。

また、避難訓練等の企画運営につきましても、コロナ禍で一時期、対象とさせていただく住民の皆様を制限したりといったことがございましたけれども、現在、昨年行いました鶴川地区、穂別地区それぞれの防災訓練では特に人数制限を設けず、それぞれテーマに応じて、可能な限りたくさんの方に参加していただけるようになったところでございます。参加される方を増やしていく取組というものについても、鋭意取り組んでまいりたいと思えますので、御理解をお願いいたします。

○議長（野田省一君） 東議員。

○5番（東 千吉君） ぜひよろしくお願いをしたいと思えます。

確率で災害を数えてはいけません。いつ、どこで災害が起きるか、このことを常に念頭に置きながら、ぜひよろしくお願いをしたい、いうふうに思います。

続いて、2点目の、本町水産業の現状に対する考え方についてです。

ししゃもふ化場稼働について改めて伺います。何回も一般質問でさせていただいておりますけれども、本年2月19日付、北海道新聞の第1面に、令和5年の鵒川ししゃもの遡上が前年比約4倍の13万5,000匹との報道がありました。親魚の捕獲数から、ふ化場稼働率は5.8%と聞いております。前年の遡上率は3万5,000匹でございましたけれども、そのときのふ化場稼働率は5.5%でございました。いわゆる遡上が4倍も、ししゃも遡上しているにもかかわらず、せっかく造ったふ化場率はたった0.3%しか伸びておりません。町民一丸となって、当然期待もし、応援しているししゃもの回復、ふ化場およそ9億円の巨費を投じて町民の期待を背負っているふ化場施設の稼働率を、町は一体どういう方針を立てているのか。年次計画と現状の大きな差について認識しているのかを伺いたいと思います。

また、なぜ親魚がしっかり確保できないか調査検討されていると思いますけれども、反省点とか、今後の方向性の指針について伺いたいと思います。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） ししゃものふ化場の親魚確保に関する質問につきましてお答えをいたします。

ししゃも親魚捕獲の方針についてでございますが、これまでも何度か議員とはやり取りしているのかなと思います。改めて、施設の設置者の町としましては、計画放流数が1億尾となっており、その子魚を放流することのできる親魚を確保して、ししゃも資源の安定確保を図っていくことが重要であると捉えているところでございます。

実際の親魚の捕獲につきましては、これは主体である鵒川漁協と胆振管内ししゃも漁業振興協議会が協同で実施をしております。この間、調査研究を進めながら、平成30年度から現在のモアベターなふくべ網で遡上量調査に合わせた親魚の捕獲というのを行ってきているところでもございます。実際に、親魚の確保についてはししゃも資源の状況だとか気象状況に影響されることにはなりますが、そのような中でも、できるだけこの親魚というのを確保できるよう、漁協において、来年度以降もふくべ網を増設することを検討しているところでございます。

資源状況の厳しい中ではございますが、ふ化場に収容する親魚のさらなる確保、これに向けて取り組んでいくということも伺っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（野田省一君） 東議員。

○5番（東 千吉君） 私、一般質問等で何度も御指摘をさせていただいておりますけれども、町長、今、おっしゃったふくべ網、このふくべ網のメリットとデメリットについて本当にし

っかりと分析されているのかというところが非常に疑問でございます。

私は一応、曲がりなりかもしれませんが、調査している中でふくべ網の欠点というのは、鵜川が増水をしたときは、なかなかふくべ網の捕獲は難しい。それから、ふくべ網は当然ふくべですから、浅いところでの設置がやっぱり優先されるというふうなことだと思っております。一般的にししゃも、川に遡上をしたときに、どういう群れ方でししゃもが遡上をするかということをお伺いもしたし、私も実は、昔は釣りが大好きな人間でございましたから、実はししゃもも、中学校ぐらいのときにはよく捕獲をさせていただきましたけれども、そのときに、捕獲するときに、いっぱい上がっているときは当然ふくべでも大丈夫なんです。ところが、あまり上がってないときのししゃもの性質は、深いところ深いところを狙って遡上をしてくるんです。そういう部分を含めたら、プロの専門の魚捕りの方は言うておりましたけれども、深いところで一気に刺し網で捕ることは、もう非常に有効なんだと、そういうふうにすることで、親魚の確保は意外と簡単に捕れるんだよというふうな話をしておりました。

僕は、自分の過去の経験から、そうだよなというふうな思いをしておりますけれども、そのことを今、町長、ふくべ網の増設を検討していると言っていましたけれども、じゃ、これからどこに増設するんでしょうか。あの状況の中で増設するとしたら、どこかなというふう考えたときに、それで例えば、今、去年5.5%の稼働率ですよ、3万5,000匹で。今年4倍いて13万5,000匹上がってきても、5.8%の稼働率ということにしかなくなっているんですよ。僕は、ししゃもは本当に、町長いつもおっしゃっているとおり、非常に我が地域においては大事な資源ということは当然だと思うんです。その5.8%の去年の稼働率を、どうこう言うわけじゃないんですけれども、4倍遡上してきたら最低でもそれぐらいは捕ってほしかったと僕は思っておりました。聞いてみたら、担当所管に聞いたら、いや、結構捕れているのだけれども、最終的には5.8%でしたと言うから、もっとやっぱり、せっかくですから、多く親魚確保してほしいというふうに思うんです。

そこそこに上がってきたら、わざわざ人工的なのか、ふ化場なんか要らないんで、自然ふ化で十分なんですから、今、この足りないときだからこそ、ふ化場の真価が問われるわけで、このときに、いや、やっぱりそのときも5.8%でしたとか、10%以下でしたという話は、これは町民としても僕としても納得いきませんよ。やっぱり、しっかりと親魚を捕って計画どおりの1億尾を放流して、しかも、ししゃもの帰ってくる回帰率は、94%は駄目なんですよ。6%しか帰ってこない。1億尾やったって6%とは何匹でしょう、ちょっと計算で

きないので申し訳ないんですけども、ほんの少ししか帰ってこないんですよ。それは自然ふ化でも、今のふ化場でやっても同じなんですけれども、そういうことを考えたときに、1尾でも多く放流をしていくことをやっぱり考えていかなきゃいけないなというふうに思うんです。

皆さん知っていると思いますけれども、ししゃも1キロで何尾だと思えますか。雄で大体30から33、4です。雌で40から45匹なんですよ、1キロで。そういうふうに考えたときに、意外と、この、うまく捕ること。今、町長が言っている1億尾を放流できる可能性は、僕はあるんじゃないかと思っているんですが、それについてもう一回伺いたいと思います。

ふくべ網と、それからほかの親魚の確保について検討できるのかできないのか、するのかわからないのか伺いたいと思います。

○議長（野田省一君） 飛岡農林水産課主幹。

○農林水産課主幹（飛岡雅幸君） それでは、私のほうから、まず、ふくべ網の、今、実施している経過についてお話をさせていただきたいと思います。

ししゃものふ化事業につきましては過去から行っておりますけれども、これまで川を地引き網で親魚を捕獲していたという経過がございます。ただ、その地引き網も昔はよかったんですけども、大体平成16年ぐらいまではそれなりの数、捕れていたということなんですけれども、その後、川の流れが変わったり、資源の状況等によりまして、平成20年から26年まで実際に親魚が捕れたのは2か年しかなかったと。そのほかについては、河床の状況ですとか、遡上量が少なくて捕獲ができなかったということがございまして、それと並行して別で行って行きました親魚の遡上量調査、これはふくべ網でもともに行っていた部分がございます。それでいきますと、ふくべ網でも結構な数が捕れていたということがございました。それで平成30年度から、地引き網のほうはやめて、全てふくべ網のほうに移行をして親魚の確保になってきたという経過がございます。

また、この親魚の、過去、ふくべ網で行った分ですけれども、平成30年には約8万尾のししゃもが確保できたと。平成元年には5万5,000尾を確保したということで、十分な数が確保できたところなんですけれども、実際この親魚の確保につきましては、やはり資源量の状況ですとか、天候によりまして相当影響を受けるということがございますので、そこは御理解いただきたいと思います。

なお、ふくべ網の増設につきましては、今、3基、利用して捕獲しておりますけれども、改めて数については1基か2基かということかと思っておりますけれども、数につきましては、は

つきり申し上げられませんが、2基程度ということで、この間は聞いております。

この後、具体的な場所等については検討していくということになろうかと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（野田省一君） 東議員。

○5番（東 千吉君） そうですか、分かりました。

鵜川ししゃものブランドですけれども、全国的にも非常に有名ですよ。その先には、我が町の経済の要にもなり得ると、私は実は思っております。一刻も早い資源回復で、我が町の経済の先陣を切ってほしいとも思っております。常任委員会でも所管の調査をしていますけれども、ふるさと納税の代表格としてししゃも、町の特産品のししゃも及びその他の特産品の牽引役として、しっかりししゃもが頑張ってくれば、道東の白糖、別海、中標津町に劣らない納税がされてくるのではないかと期待をするものと私は思っております。

資源が少ないからこそそのふ化場施設ですから、その順調な稼働に本気で取り組んでいるかという姿を改めて見せてほしいものだというふうに思いまして、この質問についてはこれでやめたいと思っております。

次に、町民に寄り添う行政の在り方についてでございます。お悔やみコーナーまたはお悔やみ窓口の開設についてお伺いをいたします。

室蘭市では令和2年度、隣の苫小牧市では令和4年度、登別市では令和5年度、道外など別府市などでは数多くの市役所の一角にお悔やみコーナーまたはお悔やみ窓口を開設し、大事な家族が亡くなったときの役所での必要な手続をここで一元的に受付してくれる業務を開始しておるそうでございます。

家族が亡くなりますと、死亡届はお手伝いしてくれる町内会の役員さんや、葬儀屋さんが代わりにその届けを出してくれますが、葬儀が終わりますと、亡くなった方の、例えば後期高齢者医療保険被保険者証あるいはまた、国民健康保険被保険者証の返還、年取ってれば介護保険被保険者証の返還、車持っていれば軽自動車などの名義変更、国民年金の支給、請求、世帯主変更届、身体障害者だとその手帳などの返還、上下水道においても、その関わる届出、また町営住宅入居等があれば、その関する手続、固定資産税などの相続人代表届、年金や保有資産によって様々な、異なります多くの種類の手続が必要になってまいります。各関係各課を回り、一から同じことを伝え、名前や住所など何回も書いており、先進事例ではこれらの負担がかなり軽減され、地域住民に大変好評だと伺っております。このことは、町民に寄り添うソフトの行革であり、やる気さえあればできる改革ではないでしょうか。

本町では、年間数十名の方が何らかの事情で亡くなって、遺族の方々が本町や総合支所を訪れています。ぜひ、お悔やみコーナーを設置し、町民サービスの向上に取り組むべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

また、正月など長期休業時の町民サービスについてですけれども、本年正月、仕事納めは昨年12月29日、仕事始めは1月9日でした。この間、亡くなられた方がおられましたが、手続に不便を感じたと言っており、受付業務をはじめとし、簡素化などを推し進める方向性を検討できないかを伺いたいと思います。

また、子育てに関する手続についてですが、子育てに関する手続も数多くあるようです。その中でも、特に対面による手続やオンライン化されていない手続もあると聞いており、共稼ぎなど仕事、育児に忙しい子育て世代の負担軽減策は大事かと思うので伺います。子ども園や放課後児童クラブの入所に際しては、時には何度も打合せが必要。面接で子どもの状態や家族状況を把握する上で必要なのかもしれませんが、町民に寄り添い、子育てしやすい環境づくりや児童手当、児童扶養手当等に関連する書類などの、いわゆる簡素化、簡略化のためのワンストップサービスの導入を検討できないか伺いたいと思います。

○議長（野田省一君） 佐々木町民生活課課長。

○町民生活課長（佐々木義弘君） 私のほうから、お悔やみコーナー、また、お悔やみ窓口等の開設ということでの質問にお答えしたいというふうに思います。

本町窓口、出生だとか死亡の手続につきましては、親御さんや親族であるお客様が窓口に着座のままで全て完結できるワンストップサービスを導入しております。特に、死亡の場合は、亡くなられた方の状況により事務処理が多岐にわたると、先ほど議員もおっしゃっておられましたが、複数のグループにまたがるという場合がございます。その場合であっても、親族の方は移動せずに担当者が入れ替わる形で行っておりまして、お悔やみに特化した部署というものは設置をしておりますが、手続は全て一つの窓口でできる形で進めております。

先ほど、議員もおっしゃっていましたとおり、年金だとか税、水道料だとか、その亡くなった方のお金や財産に関わる事務処理というものも含まれておりまして、担当グループでしか知り得ない個人情報や、専門的知見を基に処理される必要がございます。引き続き、慎重かつ確実に処理してまいりますとともに、来庁者に対しましては、今後も親切で丁寧な対応、説明に努めてまいりたいというふうに考えております。

なお、死亡届を含む戸籍に関する届出につきましては、24時間365日受け付けておりまして、昨年末から手続に関する苦情などは町のほうには寄せられておりません。

○議長（野田省一君） 熊谷福祉・子育て課長。

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君） 子育てに関する手続の負担軽減策に関する質問について  
お答えいたします。

むかわ町では、児童手当に関する10の手続について、令和4年4月から電子申請を開始したところでございます。

子育て世代の負担軽減のためにも、電子申請の可能な手続につきましては、時間や曜日を気にせず行えるオンライン化の拡大を順次検討してまいりたいと考えております。

続きまして、ワンストップサービスの現状について御説明いたします。

来庁されたお客様には、できるだけ席から移動せずに済むよう、関係部署、連携を取りながら窓口対応しておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（野田省一君） 東議員。

○5番（東 千吉君） ありがとうございます。

私のお伺いした町民の意見と若干差異ございました。ちょっと詳しいことを、今、僕が質問した部分が、本人言った部分だと思っておりましたから、そういうもので町民サービスがされているのかというふうに思っておりました。引き続き、ちょっと関係者と相談をしながら、どういうふうになっているのか、また勉強させていただきたいと思っております。

いずれにしましても、やっぱり簡素化、簡略化によって町民サービスの低下を招かないような、職員の数も少ないんですけれども、そういう形でしっかりと取り組んでいただくことを御希望いたします。

よろしくお願ひしたいと思ひまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（野田省一君） しばらく休憩いたします。

再開は午後3時20分とします。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時20分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 伊 藤 恵 美 議 員

○議長（野田省一君） 次に、2番、伊藤恵美議員。

〔2番 伊藤恵美議員 登壇〕

○2番（伊藤恵美君） 第1回定例会に当たりまして、通告に基づき、順次、一般質問をさせていただきます。

昨年（昨年）の第4回定例会に引き続き、穂別診療所の現状について伺います。

まず、1つ目に、町長からの行政報告がありましたが、昨年12月29日より病棟休止が続いておりますが、病棟再開の予定と看護師補充の進捗状況を再度伺います。

〔「続けて、全部」と言う人あり〕

○2番（伊藤恵美君） 全部、言うんですか。すみません。

すみません、ちょっと……

〔「はい、」と言う人あり〕

○2番（伊藤恵美君） すみません。

2つ目に、現在の看護師人数と体制、人員配置を伺います。

3つ目に、医師の当直は所内に常駐していますか。また、病棟休止中も当直料は発生していたか伺います。

4つ目に、現在、看護師長不在ですが、その経緯について伺います。

○議長（野田省一君） 答弁、竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 1点目の病棟再開の関係でございますが、行政報告でも触れましたとおり、派遣看護師の採用が決定したことに伴い、新年度の4月1日より入院患者の受入れを再開することとしております。

2点目の看護師の人数、3月11日現在になりますが、メモよろしいですか、いいですか。12名の看護師が勤務しており、その内訳は正職5名、派遣7名となっております。3月31日に契約満了となります派遣看護師が1名おりますが、4月より新たに2名の派遣看護師を採用することとして、計13名となります。現在の人員配置としては、外来対応が3名、休診日、夜間の救急、時間外診療対応が2名の体制となります。

医師の当直につきましては、オンコールによって実施をしており、所内には常駐はしておりません。病棟休止中も救急や時間外の診療、相談等があることから、休止前と変わらず当直を実施しております。

4点目の看護師長不在の経緯につきましては、2月に自己都合ということで退職願が提出

され、2月29日をもって退職されております。現在は、看護副師長が看護科の中心となって、医師と協力をしながら、外来、そして救急、時間外診療等を支障なく対応しておりますので、御理解を願いたいと思います。

なお、退職されました元師長におかれましては、3年と11か月にわたり看護師長として看護に関する業務というのを全般に掌理し、看護科の指揮監督者として診療所運営に御尽力いただいたことに関しまして、深く感謝を申し上げます。

○議長（野田省一君） 伊藤議員。

○2番（伊藤恵美君） ありがとうございます。

人材が確保され、大変喜ばしく思います。

今回、質問するに当たりまして、2月26日の時点で長谷山事務長のほうに事前調査でお話を聞きに伺ったところ、「病棟は休止していますが、外来2名から3名で対応しており、夜勤は2名で行っております」という御返答をいただいていた。しかしながら、私が調べた限りなんです、今年の4月4日木曜日、平日で診療所、仕事始めです。

〔「4月でない仕事始めは」と言う人あり〕

○2番（伊藤恵美君） 4月、ごめんなさい。1月4日です、ごめんなさい。訂正します。

夜勤の看護師1名で対応していたようなんです。翌日の5日金曜日は、当直の医師が出張医、診療所の常勤以外の方、だからなのか看護師は2名で対応。また次の週明けから、月曜日から木曜日までは1名対応で、そういうふうには、1月いっぱい平日は看護師夜勤1名対応なんです。金曜日の夜から土、日、祝日は2名対応。看護師不足のため、やむなしの策だったと思われるんですが、事務長はもちろん執行部も把握していたのか伺います。

○議長（野田省一君） 長谷山国保診療所事務長。

○国民健康保険穂別診療所事務長（長谷山一樹君） 12月29日に病棟休止を決めまして、その時点での看護師の人数というのは、とても少ないものでした。1月の部分で、どうしても1人夜勤というシフトを組むということは、事務長としても把握していたところなんです。その後、できるだけ1人夜勤をしないということで、できるだけ早く派遣看護師等の充足等を行ってきた経過でございます。

○議長（野田省一君） 伊藤議員。

○2番（伊藤恵美君） 2月に入って、平日も2名体制に戻ってはいましたが、2月の20日だけ1名夜勤だったんですね。その理由を伺います。

○議長（野田省一君） 長谷山事務長。

○国民健康保険穂別診療所事務長（長谷山一樹君） 派遣看護師の中でも、個別にちょっとお願いしている看護師さんもいらっしゃるんですけど、その方がどうしても入れないという部分で、そこはシフトが組めなかった、1人夜勤になったということはございます。

○議長（野田省一君） 伊藤議員。

○2番（伊藤恵美君） 私がなぜそこにこだわるのか。理由は、3つ目の質問にも関わりますが、病棟は休止しているけれども、救急の受入れはしているという状況ですよ、今現在。あえて12月29日以降の受入れ件数は問いませんが、救急対応を1人でドクターの指示を受けながらこなすというのは、決して容易ではないということ。あと、やっぱり、何というんですか、病棟のナースステーションの中での勤務になりますよね、1人で。やっぱりいろいろ不安な部分とかというのもあったと思うんです。しかしながら、結果的に1人夜勤は仕方ないとはいえ実施されていた。

今回、質問するに当たって、長谷山事務長のほうに人員配置について伺いました。前段で伝えたように、夜勤は2名ですと答えがありました。だけれども、蓋を開けてみたらちょっと事実は違ったと。そこで、私が「ん」と、ちょっと懸念していることなんですけど、関心があれば記憶に新しいと思うんですが、道内で、2月22日の新聞報道で白老町の国保病院、3月7日の新聞、斜里町の国保病院が診療報酬をそれぞれ1億2,586万円、1億878万円返還しなければいけないという報道がありました。どちらも厚生局のほうから指摘されたのは、看護師の基準配置についてでした。

そこで、長谷山事務長に伺います。

病棟休止とはいえ、1月中と2月は1日でしたけれども、看護師1人夜勤だったということ、配置基準に問題はありますか。

○議長（野田省一君） 長谷山事務長。

○国民健康保険穂別診療所事務長（長谷山一樹君） 白老町の問題とか、入院の部分の看護師配置という部分で問題になっているかとはございます。そもそも病棟休止しておりますので、入院はございませんので、その配置の部分では対象になるものではないというものであります。

また、どうしてもシフト上1人夜勤になるときというのは、看護師とも相談しまして、ふだんオンコールで行っている医師の部分を、医師が所内に常駐することで不安を解消しようというお話にもなっておりますので、その辺を付け加えさせていただきたいと思います。

○議長（野田省一君） 伊藤議員。

○2番（伊藤恵美君） 人員配置については大丈夫とのことで安心しました。

医師のオンコールについて、では1月の平日と2月の1日ですが、医師はそのときは所内に常駐していたということでしょうか。

○議長（野田省一君） 長谷山事務長。

○国民健康保険穂別診療所事務長（長谷山一樹君） 医師のほうからそのときの当直の看護師にお話ししたところ、まだオンコールのまま大丈夫ですという回答がありましたので、常駐はしていない状況です。

○議長（野田省一君） 伊藤議員。

○2番（伊藤恵美君） ちょっとすみません、私の勘違いならすみません、先ほどの事務長の回答では、1人夜勤のときは医師が常駐していたと言ったと捉えたんですが、間違いでしょうか。

○議長（野田省一君） 長谷山事務長。

○国民健康保険穂別診療所事務長（長谷山一樹君） 常勤の医師のほうから看護師のほうと一緒にいてもいいよと、所内に泊まってもいいよというお話があったというところでございます。

○議長（野田省一君） 伊藤議員。

○2番（伊藤恵美君） 分かりました。

では、そこは医師と看護師の間で相談して決めて、1人で看護師が当直していたということで理解します。

3つ目の質問に移らせていただきますが、医師の当直はオンコールだということなんですけれども、変わらず病棟休止中も当直料は発生していたということで、先ほどお答えもらいました。ちょっと私も詳しく遡って調べたわけではないのですが、それは診療所体制が変わってから医師はオンコール対応というふうに変ったのでしょうか。

私が以前、もう30年前になるんですけども、穂別病院だった時代に勤務していたときは、当直医師は院内に常駐していたんですね。医師の働き方について町として、何というんですか、診療所に関する条例みたいなのがあれば、書面配付をお願いしたいとも思うのですが、いかがですか。

○議長（野田省一君） 長谷山事務長。

○国民健康保険穂別診療所事務長（長谷山一樹君） 詳しくオンコール体制に変わったという時期的なものはちょっと押さえてはいないんですけども、少なくとも私が事務職でいた診

療所になってから、平成19年以降、オンコールというのはなっていたという部分では押さえております。

各条例等、診療所の条例等につきましては、後ほどお渡ししたいと思います。

○議長（野田省一君） 伊藤議員。

○2番（伊藤恵美君） ありがとうございます。ぜひ、お願いします。

診療所から医師の自宅というか住宅が近いとはいえ、やはり患者の急変時、また救急搬入時の1分1秒というのはとても大切だと考えるんですが、今後、人員も増えました、入院患者もきっと増えるだろうと思うんですが、そうなったときにオンコールではなく、やはり当直医は所内にいてもらうというふうに改善する余地はありますか。

○議長（野田省一君） 長谷山事務長。

○国民健康保険穂別診療所事務長（長谷山一樹君） オンコールにつきまして、救急並びに時間外診療のときには、必ず事前に電話連絡を入れるということになっております。その状況に応じて、受入れするかどうかの判断をしているところですが、受入れが決まった段階で医師は診療所へと向かいますので、到着時には必ず医師は診療所内にいるということになっております。

また、入院患者につきましても、急変した際はもうすぐオンコールで駆けつけていただいておりますので、今のところは支障はないかなと考えております。

○議長（野田省一君） 伊藤議員。

○2番（伊藤恵美君） すみません、ちょっとはっきり聞こえなかったんですが、今のところしようがないと言ったんですか。

〔「支障はない」と言う人あり〕

○2番（伊藤恵美君） 支障、すみません、ありがとうございます。

私としても一町民としても、できれば所内に医師がいてくれたほうが安心かなという気持ちではおります。

今回、病棟休止中も変わりなく医師の当直料が発生しているかということを質問するに当たって、診療所のドクターの給料等について総務課のほうに確認して、町のホームページでちょっと調べました。というか、なかなかたどり着けず、柴田さんに御迷惑をかけてようやく見られたんですけども、現状、満額支給ではないということでしたが、所長は月給135万円以内、プラス管理職手当が6万円。副所長が110万円以内、プラス管理職手当4万5,000円ということで、当直料が1回につき3万1,500円以内ということで、明記というんでしょ

うか、記載されていました。ちょっとざっくり見積もって計算間違っていたらごめんなさい  
なんです、医師2名に対して年間4,500万から5,000万が給与その他として支給されている  
んだなど。

規模的にやっぱり診療所ですから、規模においてもできる医療、治療においても、その金  
額が妥当なのかなという疑問がちょっとふつふつと湧いてきました。何というんですか、地  
方の僻地医療に医師が来てくれているということは、とても感謝すべきことなんです。それ  
は重々分かっています。医師を迎えることが大変だということも分かっているんですが、規  
模や提供できる医療サービスを鑑みたときに、本当に必要で妥当なのかなという疑問が一つ。

また、一応、所長、副所長という管理職としての立場を考慮して、病棟休止中は当直料は  
ちょっと辞退しますよみたいな、そういうお声はなかったのかという疑問が一つ。お答えい  
ただけたらお願いします。

○議長（野田省一君） 長谷山事務長。

○国民健康保険穂別診療所事務長（長谷山一樹君） 常勤医の給与の部分につきましては、夏  
目所長につきましてはもう10年、中塚先生は2年ということになっておりますけれども、こ  
の間、穂別の地域医療という部分ではいろいろと御尽力いただいた部分ありますので、現在  
の給料につきましては妥当なものと考えております。

あと、職手当の辞退という部分では、特に実働あるなしに関しまして、病棟休止前と変わ  
らず、当直、先ほども申しましたとおり実施しておりますので、その部分は宿日直手当とい  
うことでお支払いしております。

○議長（野田省一君） 伊藤議員。

○2番（伊藤恵美君） 分かりました。そういう現状だということで。

私個人としては、ちょっと管理者として、むかわ町に対して責任感とか愛着があればもっ  
と違う答えがあったのかなというような気がします。結果として、病棟休止中も救急対応の  
有無にかかわらず、1回につき約3万円の当直料が支払われているということなんですね。  
資格に対する報酬ですから批判はしないんですが、実に羨ましい限りだなというのが感想  
です。

しかし、町の財政を考えたときに、今、穂別地区、二千何人でしたっけ、ちょっと度忘れ  
してしまっただんですが、その規模の地区の人口に対して医師が2人、今いる医師が定年まで  
と考えたときに、結構な金額がやっぱり人件費として計上されて支払われると。診療所、医  
療機関はなくてはならないとは思いますが、財政を考えたときにちょっと不安だなという

気持ちもあります。

4つ目の質問に移りますが、現在、看護師長が不在ですが、そこに至った経緯を伺うという点についてですね。自己都合による退職、退職届にはそのように書いていたと思います。しかし、私が確認したところ、12月の病棟休止に関する町長との検討会議の前の打合せの場において、所長による師長へのパワハラと取れる発言があったと。結果として、2月29日付で退職に至ったと認識しております。

むかわ町においても、管理職を主にハラスメントに関する研修を受けていると思うんですが、その12月の打合せ会議の場におられた事務長にお尋ねします。当時、所長から師長への、師長の過去、現在、未来、全ての人格を否定するような発言や行動はありましたか。

○議長（野田省一君） 長谷山事務長。

〔「そのような取り扱いをして、それはちょっと大丈夫かい、議長」と言う人あり〕

○議長（野田省一君） 回答が自己都合ということで中に入ってきておりますので、そこはあとは非常にナイーブな、どう捉えるかという問題ですので、そこを含めないで事務長何か答えられることがあれば教えてください。答えられないというのであれば、それでも構いません。

〔「ないです、それは」と言う人あり〕

○議長（野田省一君） じゃ、答えられないとちょっと立って言っていただけますか。

長谷山事務長。

○国民健康保険穂別診療所事務長（長谷山一樹君） そこに関しましては、特に答弁することはありません。

○議長（野田省一君） 伊藤議員、よろしいですか。

○2番（伊藤恵美君） 答えられないということですね。分かりました。

では、ここでは掘り下げされないということで、終了したほうがいいんですよ。

○議長（野田省一君） 暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時48分

再開 午後 3時48分

○議長（野田省一君） 再開いたします。

伊藤議員、何かあれば。

○2番（伊藤恵美君） すみません、先ほどの答弁で、2月1日付で副師長が選任されたということだったんですが、看護スタッフさんの中には、ちょっとその1日付で選任されていたという事実を知らない方もいました。そういう報告とかは、周知はどのように行われていたか伺います。

○議長（野田省一君） 長谷山事務長。

○国民健康保険穂別診療所事務長（長谷山一樹君） 周知につきましては、辞令翌週の毎週月曜日、皆さん集まっていたら朝礼というものをやっているんですけども、そこで就任の報告ということでしております。

○議長（野田省一君） 伊藤議員。

○2番（伊藤恵美君） ありがとうございます。

今後、やはり師長の部分、師長の職を不在のままにしておくわけにはいかないと思うんですが、そちらに関しては何か管理職募集していますとか、経験ある方募っていますというような動きはあるのでしょうか。

○議長（野田省一君） 長谷山事務長。

○国民健康保険穂別診療所事務長（長谷山一樹君） 先ほどの町長の答弁でも申しましたとおり、今、副師長のほうが中心となって看護科のほうをまとめていただいております。なかなか看護師長を募集してもすぐ来るかと言えば、なかなかそこは難しいところだとは思いますが、その辺また所内の管理職、理事者なり協議いたしまして今後の対応について決めていきたいと思っております。

○議長（野田省一君） 伊藤議員。

○2番（伊藤恵美君） 2月26日に事務長からお話伺ったときにも、ちょっとお話しさせていただいたんですけども、やはりいわゆる師長研修というのを受けている方を、ちょっとやっぱりトップに据えていただきたいなという気持ちが強くあります。それはなぜかという、やはり令和3年から4年にかけて、看護スタッフ間の中ってすごくいろいろ変動があって、前回12月の定例会のときも言わせていただいたんですが、本当にきちんと修正されて、あるべきケアが施されるようになった。そのよくなった道を、またそれ以前の、ちょっと言い方悪いですけども、怠惰な仕事の仕方というか、そういう状況には戻ってほしくないので、しっかりとした人選を行ってほしいと思うんです。

診療所のことばかりちょっと続けていろいろ言ってしまうて申し訳ないんですけども、やっぱりしつこく言うのはなぜかという、医療機関、やっぱり命に直結する職場だからなんですよね。やっぱり一人一人の意識の改革をしていくのは、事務長の仕事であったり、そう思いますので、もっと、何というんですか、一人一人に目を配るといふか、そういう動きを今後もしていただけたらと期待して、一般質問を終わらせていただきます。

〔「答弁いいかい」と言う人あり〕

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 伊藤議員のほうからの提案もございました今後の看護師長の配置の在り方というんでしょうか、こういったところも含めて、看護師の確保と看護師の育成というんでしょうか、これは診療所においても大きな課題と捉えているところでございます。先ほども申し上げましたけれども、これからにおきましても正規職員の継続の募集、それとこれまで締結している大学等々との連携協定、看護科もありますので、そういったところも含めて、看護人材の適切な招聘、そして角度を少し広げた中での人材確保に努めていきたいと考えております。

なお、前回のときもお話し申し上げましたけれども、今後に向けてやっぱり医療関係者がこういったところも含めた中での日常、ふだんの共通認識というんでしょうか、情報の共有というのが非常に大切になってきているのではないかなと捉えております。地域医療というのを継続する重要性には変わりはありません。利用の状況だとか、今後の運営体制の検証は適宜必要と捉えているところでございます。

○議長（野田省一君） 伊藤議員。

○2番（伊藤恵美君） ありがとうございます。

それでは一般質問を終わります。

---

### ◇ 三 上 純 一 議 員

○議長（野田省一君） 次に、9番、三上純一議員。

〔9番 三上純一議員 登壇〕

○9番（三上純一君） 大変お疲れさまでございます。

初めに、能登半島の地震によりまして犠牲になられた方々へ謹んで御冥福をお祈り申し上げますとともに、一刻も早い復旧・復興を願うことを申し上げます。

それでは、通告に基づきまして、さくら認定こども園に関する質問をさせていただきます。

このこども園に関しては、総務厚生常任委員会での所管事務調査項目として上げられておりますので、一般質問として上げるのはどうかなというふうなところもあって、少しちゅうちょいたしましたけれども、所属している委員会が違うということと、先般、令和6年度のさくら認定こども園の保育士募集のチラシ、これを拝見いたしまして、これちょっと深刻な事態、あるいは緊急性があるのかなというふうに分なりに判断いたしましたので、通告させていただきました。よろしくお願いいたします。

様々な要因によって、各分野における人手不足は年々深刻さを増してきているかと思えます。さくら認定こども園における運営につきましては、令和3年12月に公私連携協定を締結して、翌令和4年4月より開設しているかというふうに思っています。そこで、保育士不足は子どもの健やかな成長に大きな影響を与えるものということで、大変憂慮しております。そこで確認させていただきますけれども、まずさくら認定こども園の現状について協定した真光寺さん、お寺さんですけれども、ここはもちろん宗教法人でありますけれども、社会福祉法人を取得されているのかどうか、そこをまず確認させていただきます。

また、チラシにもありましたように、保育士の募集が行われている現状について実態はどのようなになっているのか、まずその2点について伺っておきます。

○議長（野田省一君） 通告は社会福祉法人に関してはないので、後で。

○町長（竹中喜之君） 今、議長の言われたように、通告に基づいて答弁をさせていただきたいかと思えます。

さくら認定こども園、令和3年4月に策定しました民営化の基本方針、これに基づきながら、公私連携保育所型認定こども園の設置及び運営に関する協定を締結し、令和4年4月1日より公私連携保育所型認定こども園として運営がされてきております。町としましては、さきに申しあげました協定というのを締結し、町の関与というのを明確にしながら、保育の実施責任者として、こども園が適正に運営されるよう務めることとしているところでございます。この間、双方合意した協定に基づいて円滑な引継ぎをするため、町の保育士というのを期間限定で設定の上、在籍させるなど、人的支援も含め対応を図ってきているところでもございます。

通告にあります議員御質問の保育士募集の関係でございますが、今年度、退職の意向を示した保育士が数名いたことから、今回の募集に至ったものと受け止めているところでございます。今後におきましても、あるべき公私連携保育所型認定こども園の運営について、改めて公私連携協定の内容というのを御理解、確認いただき、引き続き、子どもの最善の利益、

これを優先に、さらには保護者の不安解消に向けた対応を図ってまいりたいと考えております。

○議長（野田省一君） 三上議員。

○9番（三上純一君） すみません、通告はしていませんでしたが、ちょっと実態、現状を把握したくて伺いましたけれども、大変失礼しました。

ご答弁ありがとうございます。

令和6年度の予算においては、このこども園の運営支援事業として約2億5,900万ほどが計上されておりまして、前年より2,000万円ほど増えております。特に、町長が令和6年度の執行方針での大きな柱にも示しておりますけれども、この多様化する保育ニーズを踏まえて、保育士人材確保の一時金交付事業の予算、これが前年度の約3倍ぐらいになっています。こうした保育士不足の事態を招かないための子どもの居場所づくりの支援に力を入れているということは大変評価しているところでございますけれども、しかし、今の説明の中で、保育士さんの退職の意向を示している、そういった方が数名おられるということでございました。

改めて、こういう改善に向けての詳細な実態を把握する必要があるんでないかと。把握したいなというふうに思いますので、保育士さんの事情もいろいろあるかと思っておりますけれども、この要因、退職の意向を示している保育士さんの事情、例えば給与等の雇用条件なのか、あるいは職場環境における問題なのか。実際に退職の意向を示している方々のお話は伺っているのかどうか。大変デリケートな部分もあるので、お答えできる範囲でよろしいので、その辺も伺っておきたいと思っております。

ただ、先ほどもちょっと法人の関係で、ちょっと通告していないお話でありましたけれども、当初、この民営化に伴うスケジュールの中においては、社会福祉法人の取得、これの手続をするというふうになっていたはずですがけれども、協定して2年たっていますけれども、そうした動きはあるのかどうか確認したかったということでございます。

また、先ほどの今の町長の説明で、現行の体制、今の体制では子どもたちの受入れが非常に難しいということになるのかどうか。協定上どのような取扱いになるのか、改めて伺っておきます。

○議長（野田省一君） 吉田企画町民課長。

○企画町民課長（吉田直司君） 私のほうから、今、御質問のほうの答弁させていただきます。

町としまして確認しているのは、退職者に対しましては4名。理由については、年齢

的なもの、それから働く環境等の理由によるものというふうに伺っております。

法人側から、新年度53名の入所児童がおられるということも確認はしております。国の配置基準上、保育士を確保していることも確認を受けております。しかしながら、協定上、あくまでも施設の定員数が65名になっておりますので、この定員数の受入れができる職員の配置をすることが、協定上必要となっております。また、未就園児を対象とする事業に従事する職員が充足していないということも報告はを受けております。この点については、協定に基づき、引き続きこれからの職員の確保について改善、協議、指導が必要と考えております。

あと、社会福祉法人取得についてになります。

2年ほど前、募集をかけたときの募集要項では、2年間で法人取得に向けて可能な方という募集をしておりました。この協定上は、2年以内に取得することということは、協定上では書かれておりません。現在、その法人の資格を取得しているかということに関しましては、現在まだ取得しておりません。

以上です。

○議長（野田省一君） 三上議員。

○9番（三上純一君） 分かりました。

改めてですけれども、この民営化に向けて、当初、町はどのような考えの下で進めてきたのか。その辺改めて確認しますけれども、また、本町も道から保育対策総合支援事業補助金など多額な補助金を受けて対策を講じてきているかと思えます。この町の法人に対する支援内容、改めてどういう対応をしているか確認したいと思えます。

また、先ほど未就児を対象とする事業に従事する職員が充足していない、つまりいないということ、足りていないということですね。その辺については、どのように改めて考えているのか、もう一度伺います。

○議長（野田省一君） 吉田課長。

○企画町民課長（吉田直司君） 今の御質問のほうに答弁させていただきます。

民営化に向けて民営化基本方針を策定し、これまでさくら認定こども園が培った役割は継承しつつ、民間事業者が持つ機動性や柔軟性を生かした保育サービスを提供し、安定的、持続的な認定こども園の運営により、保育環境の向上や子育て支援に寄与することを目的と町は考えております。

先ほどの未就園児の職員に対して充足していないという確認も、法人からさせていただいております。ここの部分に関しましては、先ほどの答弁と重複してしましますが、当然その

保育士の募集やその他の募集に関して、町としても支援、それから改善に向けての協議、打合せ等ができるように、うちとしてはお待ちしているような形になっております。

○議長（野田省一君） 三上議員。

○9番（三上純一君） 大変ゆゆしき事態だというふうに感じていますが、そもそも伺うところによりますと、協定に基づいていない、そういう実態にあるのかなというふうに受け止めているんですけれども、この間、法人に対して具体的な改善、あるいは指導、そうした経過はあるのでしょうか。その辺伺っておきます。

また、今後、調整が必要だと思いますし、保護者への不安解消もこれも急を要すると考えますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（野田省一君） 吉田課長。

○企画町民課長（吉田直司君） 今の御質問に答弁させていただきます。

職場環境の運営上、改善に要する事項等が見受けられることから、協定に基づき8月に立入検査をいたしました。現状と状況の内容の確認を図り、9月に1回目の勧告、それから12月に2回目の勧告を合計2度、改善の勧告を出したところです。

なお、認可先の北海道においても12月に指導監査が行われ、職場環境、運営方法について、文書指導も含め改善をするよう認可先として北海道も指導されております。また、利用している保護者から、地域の福祉担当者へ園の運営等に対し不安が生じているという御相談もあったということは確認しております。

以上です。

○議長（野田省一君） 三上議員。

○9番（三上純一君） 2度の勧告をしたということですが、具体的にどのような内容なのか、指摘したのか。なかなか勧告というのは、法律上、何というんですか、強制力がないというか、そうしたこともありますので、その辺がちょっと気になる場所ですけれども、その辺の内容、指摘した内容というのはどういう、具体的なものもしあればお願いします。

また、今の説明では、道からの指導監査が行われたというふうにお話ありました。これ指導、北海道、認可した元なので、その指導監査についてはいろいろあるんだろうと思いますけれども、例えば改善勧告なのか改善命令だとか、いろんな指導がされた。それに対する法人の対応、どういうふうに対応して、どういうふうに答えているのか、その辺確認されておられれば伺っておきたいと思います。監査に関しては、非常に公表できないという部分も

中にはあるんで、その辺は答弁できる範囲でよろしいですのでお願いします。

○議長（野田省一君） 藤江支所長。

○支所長（藤江 伸君） 非常に重たい勧告というところであります。公私連携協定書というのは締結しておりまして、その中の項目で、先ほど立入検査という話もございました。確認の必要性を見て立入検査を行って、本協定に従った運営を行っていないと認めるときに、この勧告をするということになっております。先ほどの話でもありましたが、9月と12月にしておるところでありまして、具体的に申しますと、この公私連携協定書で定めております中の職員配置に関わること、また特別保育事業の実施に関わる部分。ここについて、今進めているところでございます。

それから、北海道の指導監査の関係であります。

指導監査が入った後、聞き取りの上、道から法人に対して文書での通告が行っておりまして、その回答を今月の下旬に再度回答するというのを聞いてございます。

以上でございます。

○議長（野田省一君） 三上議員。

○9番（三上純一君） 分かりました。

なかなか難しいところがあるのかなと思いますけれども、これまで町もいろんな対応をされてきたんだろうというふうに思いますし、今、お話しいただきました勧告等も2度も行ってきたと。いろんな指導をしてきたということだと思いますけれども、それがなかなか実を結んでいないという現状にあるのかなというふうに受け止めております。

そもそも、この公私連携協定の基本的な捉え方が違っているんでないかなというふうな、そういうふうにも感じますけれども、それとまた道のほうの指導監査、これの今後の行方というか、ずっと指導監査が続くのか、定期的にやるのか、あるいは最終的には、やっぱり認可している道ですので、どういう判断下すのか、その辺は我々ちょっと想像つかないところもあるんですけれども、そうしたところの行方が非常に私は気になるところでございます。

また、4月から今度スタートしますよね。でも、課題を抱えながらの運営ということになるわけですが、現状は一刻の猶予もない、極めて深刻な状況だというふうに思います。子どもたちの居場所づくりは何よりも最優先ですので、どのような具体策を今後示して対応していくのか。その辺改めて御答弁あれば伺っておきます。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 冒頭の答弁と重なるところがあるかと思います。引き続き、公私の当

事者間双方で合意を持って締結された協定書、これに基づき、保育の実施責任者であります町として、民営化を進めるに当たっての基本とされています、何度も申し上げます、子どもの最善の利益、それと当時のさくら認定こども園が培ってきた役割の継承、こういったところを重点的に保護者の不安解消に向け、あくまで地域に寄り添った中での必要とされる公私連携保育所型認定こども園の運営について、町として適正な指導、改善に努めていきたいと考えております。

○議長（野田省一君） 三上議員。

○9番（三上純一君） ありがとうございます。

質問を終わります、ありがとうございました。

---

#### ◇ 北 村 修 議員

○議長（野田省一君） 次に、11番、北村修議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 第1回定例会に当たって、一般質問を行います、最初に私も、今日は3月11日、福島を忘れてはいけない、私たちはそういう運動をつくっておりますけれども、そういう日でございますし、また、能登半島でのあの災害、これらに対して私のほうからも哀悼の意とお見舞いを心から申し上げておく次第でございます。その上で質問に入りたいと思います。

最初に、第1点は、この町長の施政方針にも触れながらの質問になりますが、少子高齢化の中で、まちづくりに高齢者の健康、生きがい対策についてをお伺いするものでございます。

これは、我が町、町長も言われておるように、少子高齢化、人口減少、担い手が足りない、こういう中で、この間、子育て支援などは非常に頑張っておられるということは私も強く承知しておりますが、一方で、この高齢者への状況、これらについていろいろ御意見もございまして、私はこの際、こういう状況の中でも高齢者にも本当に健康で長生きをしていただいて、生きがいのある暮らしをこの町でやりましよう、そういうふうなメッセージを送りたいという立場からの質問でございますので、よろしく願いをいたします。

その上で、第1点目には、この高齢者の生きがいや健康づくり推進、健全な食生活の実践の具体的な点がありますが、この具体的なことについて伺います。

2つ目に、健康、それらをやっていく上での事業として健康チャレンジ事業というのがございますけれども、これらを昨年からはじめましたが、これらの実績と効果について伺うもの

であります。

3つ目に、国保での税収の確保と給付の適正に安定した財政運営とありますが、その具体的な内容を伺うものであります。あわせて、ここに関連して、マイナ保険証への移行に伴う理解を求めるとありますが、それらについて課題はないのか伺います。

4つ目に、高齢者支援の充実で、高齢者福祉施設の在り方、在宅サービスの分析とありますが、これらは、どういうことを課題として見ているのかを伺うものであります。

5つ目に、ケアシステムの深化とありますけれども、これは何を指すのか伺いますし、また、介護サービスの基盤整備というふうに述べられておりますが、当面どこまで追求されていくのか伺うものであります。

6番目に、介護保険料の引上げということが出されてきておりますけれども、それらについての考え方、根拠等を含めてお伺いしますし、また、その引上げの中での新たな取組というのはいかがでしょうかを伺います。

7つ目に、後期高齢者の医療保険料の問題で、これは道の形になっておりますけれども、大きな改定が出されています。町としてどのように具体的に押さえられているのか、その内容と町の考え方について伺うものであります。

8つ目には、これはまとめでありますけれども、これからのまちづくりに当たって、町の交通対策や介護支援、様々な事業があると思っておりますけれども、私はこういう中に、マンパワーとしてやっぱり元気な高齢者の皆さんのお力を借りていく、そしてまたその人たちにも生きがいを与えていく、そういうまちづくりが必要じゃないかと思っておりますが、それらについてどのように把握をしていくというふうになっておられるのか、おられないのか、それらについて伺うものであります。

以上、8つの点について伺います。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 執行方針に関連する質問項目について、私のほうから答弁を申し上げたいかと思っております。

なお、項目かなりまたがっているものもあるかもしれませんが、順番が前後するかもしれませんが、御容赦願いたいかと思っております。私の高齢者の一人でございます。

まず1点目の、高齢者の生きがいや健康づくりの推進につきましては、活動的で生きがいのある生活を送ることを目的とし、介護予防事業の運動教室や認知症予防教室など、継続して実施してきております。

また、健康維持や食の楽しみの継続を支援するための事業として、いきいき料理教室、配食サービスなども行ってきております。

なお、高齢者の生きがい、健康づくりなどの推進につきましては、さきの全員協議会でも御説明を申し上げましたが、第8期計画からの地域包括ケアシステム、これを深化、推進して、地域共生社会の実現を図る、これを基本目標とした第9期の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の中に、各分野ごとの取組内容を整理しながら、高齢者の生きがい、さらには社会参加ができる仕組みづくりを構築していくこととしているところでもございます。

また、こうした地域福祉分野とともに、高齢者の皆さんを含めた全ての世代の皆さんが学びの機会、こういったところを持つことによつての社会とのつながっていく生涯学習の観点からの環境づくりにおきましても、高齢者の生きがい、健康づくりにつながるものと捉えているところでございます。

次に、関係します8点目のこれからのまちづくりにおける元気な高齢者の活躍に関する質問でございますが、高齢者の社会参加の機会をつくるというのは大変重要であると考えております。このため介護予防や健康づくり事業の継続実施をはじめ、様々な企業に参加をしたり、ボランティア活動など、高齢者が主体的に活動ができるよう、社会福祉協議会に委託し生活支援体制整備事業を進めており、ボランティア登録の増加や活動の支援、研修等を実施しております。

なお、高齢者大学をはじめとする生涯学習事業やその他の事業につきましても、周知等に取り組んでいるところでもございます。

また、現在進められております町なか再生の関係では、この間、穂別地区での高齢者の交流の機会、場所、こういった求める声も、ニーズというのも高くなっております。さらに鶴川地区におきましても、高齢者を含めた多世代の住まいと交流拠点、こういった提言もございます。高齢者をはじめとした交流や生きがいづくりの活動の拠点づくりにつなげることとしているところでもございます。

次に、4点目の高齢者支援の充実についてお答えをいたします。

むかわ町におきましては、これまでも地域ケア推進会議や各事業所との情報共有を図る中で、個々の事業所課題、各地域の課題、そして必要なサービスなど、これからの解決に向けた協議を実施してきたところでもございます。しかしながら、近年におきましては、急激な介護人材の不足、物価高騰による経営の圧迫など、事業運営に関わる課題が複雑化してきております。これまで町としましても事業所支援に努めてきたところでもございますが、今後

においても引き続き事業所との協議、情報共有に努めていくこととしております。

続いて、5点目のケアシステムの深化についてでございます。

地域包括ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活というのを最後まで続けることができるよう地域内で助け合う体制づくりでもございます。そのためには、介護保険サービスのみではなくて、保険外のサービスや生活支援のサービス、見守りの体制の構築、さらにボランティアによる支援など、様々な取組を組み合わせ、擦り合わせていくことが必要と考えているところでもございます。むかわ町に必要な高齢者福祉施設、在宅サービスの在り方というのを分析しながら、介護関係者や町民と情報共有をし、意見交換を行い、基盤整備の方向性を決定していくことを当面の目標としているところでもございます。

6点目の介護保険料の引上げにつきましては、第1号被保険者数の減少と85歳以上の高齢者の増加により介護認定者数及び認定率の著しい上昇というのが見られているところでもございます。そのため、介護給付費が増加していることに加え、介護報酬改定による増額も含めて算出した結果、介護保険料を引き上げることとしたところでございます。

また、新たな事業として、令和5年度から訪問看護ステーションが開設をしており、今後、有料老人ホーム等の開設について協議を進めておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

残余の質問につきましては、担当のほうから願います。

○議長（野田省一君） 高橋保健介護課主幹。

○保健介護課主幹（高橋佳香君） 2つ目の、健康チャレンジ事業とした効果についてというところでお答えしたいと思います。

健康むかわチャレンジ事業は、楽しみを持って事業に参加してもらいながら、健康づくりへの意識向上や行動変容を促すきっかけにさせていただくことを目的に、令和5年6月から新たに開始した事業でございます。

2月末の時点でございますけれども、334名の方に参加をいただいております、そのうち上限の10ポイントを達成した方は106名いらっしゃいます。一番多く金券と交換されたポイントは健診の受診、2番目が温泉施設の利用となっております。そのほか介護予防事業や社会福祉協議会の各事業への参加も見られていることから、健康づくりと介護予防を推進するきっかけの一つとなっていると捉えております。

また、この事業の参加者のうち3割が40代から60代の若い世代の方となっております、対象を広げて開始した成果が出てきているものと考えております。

今後もより多くの方の目に触れるように、広報の内容を工夫し、早い時期から周知を行ってまいります。

また、対象事業やスタンプの数など、実施内容について毎年見直しを行いながら、幅広い年代の方への事業となるよう継続してまいります。

以上でございます。

○議長（野田省一君） 小坂町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（小坂僚介君） 私のほうからは3点目と7点目についてお答えさせていただきます。

③国保で税収の確保と給付の適正に安定した財政運営の具体的な内容、マイナ保険証の課題はないかという質問でございます。

国保事業は、事業費納付金を支出するために必要な税収の確保のため、税率及び課税限度額の改正、収納率の向上によりできるだけ国保事業基金に頼らない財政運営を目指します。

保険給付の適正は、資格点検やレセプト点検等を行うことにより、医療費の適正化を図ります。さらに、特定健診、特性保健指導等により、将来的な医療費の抑制につなげます。

マイナ保険証は、紛失したとき、現時点では再発行に3週間程度かかること及び手数料がかかることが課題です。

続きまして、7番、後期高齢者医療保険料の改定も出ているが具体的な内容と町の考え方についてです。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための法改正により、後期高齢者医療保険は負担率の改正及び出産育児支援金を拠出することとなりました。北海道の後期高齢者の改正保険料率は、均等割額5万2,953円で1,061円の増、所得割率11.79%で0.81ポイントの増、賦課限度額80万円で14万円の増となっています。ただし、激変緩和措置として、所得割率は基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない場合は10.92%。賦課限度額は新たに75歳に到達する資格取得者を除き、令和6年度73万円となっています。

町としては、年齢にかかわらず、医療保険制度を公平に支え合うことを目的とした制度改正と認識しています。

以上です。

○議長（野田省一君） 答弁が終わりました。

質疑。北村議員。

○11番（北村 修君） ありがとうございます。

それでは、順次再質問させていただきたいというふうに思いますが、先ほど、まず最初に1番目の高齢者の生きがいをつくるための健康づくり事業なんですけど、これらについて、先ほどの答弁の中でありましたが、新たな健全な食生活としてのということで答弁もありましたけれども、その後にさらに、食育と地産地消の推進というふうに述べられているんですけど、これらは具体的に言うとはどういうことになるのでしょうか。そこから伺いたいと思います。

○議長（野田省一君） 酒巻農林水産課長。

○農林水産課長（酒巻宏臣君） 食育と地産地消の推進につきましては、むかわ町の食育推進計画に基づき推進することとされておりまして、これらにつきましては総括的な計画の進行管理につきまして私ども農林水産課のほうで担当させていただいているところでございます。

食育、地産地消につきましては、皆さん御存じのとおり、行政分野、横断的な各分野にまたがった事業ということでございまして、その計画の中に掲載されております事業につきましては、先ほど第1番答弁にもございました各種健康づくり等々に向けた、そういった健康づくりに関する食のテーマとした事業の展開、それから学校給食等というところで、児童・生徒向けの給食を通じた食育の授業、そういったものが行われておりますし、また、地産地消の部分につきましては町で生産されている豊かな農産物、海産物等々が地元の町民の皆さんに対して理解をしていただき、そして消費をされるような、そういった動きのほうにつながるような取組ということで各種のPR事業等々を展開しているところでございます。

そういった中で、令和5年度、この事業につきましては、広報を通じた地元食材を使った料理の紹介ですとか、そういったものの取組を行っておりますし、また、今後につきましてはそういったものが地元のどこであれば入手できるのかといったところについても、随時情報など発信をしていきたいというふうに考えてございます。

それぞれ具体の各所管にまたがる個々の事業につきましては、そういった部分で、先ほど申し上げたように学校給食であるとか、健康づくりですとか、そういった各分野にまたがってそれぞれで必要に応じて実施をされているというところでございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） ありがとうございます。

ここはこのぐらいにして、2つ目のチャレンジ事業の問題に進みたいというふうに思いますが、先ほどのお話の中で、5年度から、昨年度から始まって、334の方が利用していた

だいたよと、大きな事業になっているぞという話でもございました。そういう中で、1つは、これは従来のいわゆる高齢者の皆さんへの一つのサービスといたしますか、そういうことも含めたあった○(まる)事業とあって、入浴支援の事業が転化したものというふうに理解しておりますが、そのときと比べて、この利用者数はどうなのか、数はどうなのかというのが1つと、それから、先ほどこの狙いである40歳以上を対象にということにしましたから、事業としてはそうなのかもしれません。40から60歳代までが3割ぐらいあったぞということなんですけれども、じゃ、高齢者はどのぐらいあったのかということになるんですが、これがいわゆる前年までの入浴事業と合わせたら、その利用率というのはどれぐらいになるんでしょうか。その辺のところをまずお聞かせを願いたい。

○議長(野田省一君) 高橋主幹。

○保健介護課主幹(高橋佳香君) まず1点目でございましたあった○(まる)事業と比べて利用者の推移といたしますか、数字がどうなっているのかというところでございます。

まず、あった○(まる)の利用につきましては、昨年3月で終了しますということで、お話をさせていただいた後、その期間を5年6月30日まで経過措置で継続し、終了していきませうというお知らせを皆さんにしておりました。令和5年4月から6月までの利用者の数が155人いらっしゃいます。そのうち月に10回以上利用されている方は115名です。25回以上、平日は毎日入りますよと言っている方は73名おりました。対象者としましては155人でございます。

次に、高齢者のチャレンジ事業での高齢者の割合でございます。先ほど40代から60代までの方が3割程度と申しました。この事業の中で一番多い年代、御利用の多い年代は70代の方でございます。割合としては45%程度が70代の方で、この方たちのほとんどが健診の利用と、あと入浴の利用で10ポイント達成して金券に交換していらっしゃいます。次に多いのが80代で19.7%でございます。

以上になります。

○議長(野田省一君) 北村議員。

○11番(北村 修君) ありがとうございます。

利用でいけば、去年の実績334と言いますけれども、高齢者の割合でいけば、やっぱりこれが高いぞということなんです。そして、前年度までの入浴事業だけとさほど変わらない数になってくるんだろうなということが予測されるわけでありませう。

そういう事業の中で、去年の実績を見ますと、事業予算でいえば、これは今後の議論の中

になるんでしょうけれども、予算が173万8,000円で、使われたのが33万8,000円ということなんだけれども、これしかかからないのであれば、130万ほどの残額を出す、言わば、平たく言えば残額が出たぞということになるんだけれども、これであれば、やっぱり入浴支援ということをやっているよかったですのではないかとこの辺から思うんですけども、この高齢者の利用がそんなに変わらないということと含めたら、この辺の事業の在り方についてどのように思っていますか。

○議長（野田省一君） 菅原保健介護課長。

○保健介護課長（菅原光博君） チャレンジ事業につきましては、これまで高齢者で温泉利用者に限定した事業となっておりましたが、これを今回のチャレンジ事業にすることによって年齢の幅を広げ、さらに対象とする事業も拡大している、このところが一番の大きな特徴だと捉えています。今年度につきましてはまだ1年目ということで、見込み的に多めに取った予算という部分もございますけれども、今後、こういった部分も課題としまして、さらに利用者拡大するために、周知等、事業の改善も含めて進めてまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 私これ、1年目ですから、結果云々でまだ言える状況ではないというふうに思いますが、事業費から見れば、170万のうち約40万ほどの事業費で済んだということであれば、やはり高齢者の入浴支援、これが本当になくなって大変だという人たちもいるんですよね。そういうことを考えたときに、せめて他の町でもやっているような高齢者に対する一定の入浴サービスなんていう、そういう仕組みをここで設けてもいいのではないかとこの辺から思うんですよね。そのことを申し上げて、この次にいきたいというふうに思いますが。

次に、3番目の国保の問題でございます。

先ほどのお話の中で、国保については安定的な財源ということを確認するという事なんだけれども、しかしこの流れ的に言うと、あれでしょう、私は、24年度から、いわゆる2018年に始まった国保の都道府県化、これが進められていって、24年度から国保の統一化に向かって、その具体的な第1弾が始まるぞということだというふうに思うんですよね。そういう点で見れば、都道府県化に伴うその流れというのは我が町に対してどのように表れてきたのか。先ほど言った内容が多分そこの絡みではあるんだろうというふうに思っていますけれども、どのように都道府県化の影響、これが我が町として進められていくのか。

そこで、時間の関係で端的にお聞きしますけれども、24年度から言えば、例えば、250万の年収、所得の程度の世帯で、子どもさん2人としましょうか。そういうような状況の中で、これがどのぐらいの割合に変わっていくということになるのでしょうか。そこら辺を含めてまずお伺いをしておきたいと思います。

○議長（野田省一君） 小坂町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（小坂僚介君） 国保、平成30年に都道府県単位化になりました。平成12年には、保険料を全道で統一するという流れでございます。令和6年、今までありましたむかわ町ではちょっと該当になっていなかったんですが、激変緩和措置というのが、国保の激変緩和というのが令和5年で終了して、令和6年にはなくなります。また、医療費指数、要は医療費が安い市町村は納付金が安くなりますよという医療費指数アルファというんですが、それが今まで0.5、半分だけ影響させていたのを令和6年からゼロになります。所得係数、こちら、所得が高い市町村は納付金が高いですよという所得係数、北海道ベータという若干低く設定したのを国の基準に直して、様々なものが保険料、全道で統一するための条件が統一されてくるタイミングが令和6年でございます。

今回、国保財政、具体的には国保税の収入減も大きく、そういった道全体の流れの中でも統一保険料に向けた動きというところで、町内でも国保運営協議会の中でも様々な議論をさせていただいております。

また、2点目の国保税率改正した場合はどのような影響があるかという質問でございます。

国保は、農業ですとか営業といった方が多いので、ちょっと収入ベースではなかなか比較が難しいんですけども、給与収入だった場合、国保なので本当は給与収入ではちょっとないのかもしれませんが、一番分かりやすい給与収入287万円、ここで旧ただし書所得といって、国保税を算定するための所得、こちらが150万円だった場合のケースをお伝えしたいと思います。この場合は、国保では2割軽減という軽減がかかります。設定としては40代の夫婦2人、就学児の子どもが2人の世帯で奥さん、妻の年収はゼロ円という設定でございます。現行のむかわ町国保税率から算定される金額については、年額で33万4,900円となっております。今後提案させていただく税率改正、その税率に基づいた金額ですと36万7,200円、年額で3万2,300円の増となっております。

以上です。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 今のお話は40歳代なんで、今私、高齢者のことでやっているんで、

もう一回ちょっと、高齢者の形で聞きます。高齢者、70歳ぐらいの人で、夫婦2人で例えばこれが、先ほども今度新たな減額措置というのがありましたけれども、それらを含めた5割軽減という形になれば幾らになりますか。

○議長（野田省一君） 本日の会議は審議の都合によってあらかじめ延長いたします。

答弁を求めます。

小坂町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（小坂僚介君） 失礼しました。

年金収入203万円で夫婦2人70歳というところで妻の年収はゼロ円という設定でございます。旧ただし書所得は50万円で、こちら5割軽減となります。現行では国保税年額で10万3,800円、改正した場合は年額で11万1,500円、差額としては年間で7,700円の増でございます。

以上です。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 今お聞きのように、高齢者に何とか優しい状況をつくりたいと思っても、まず国保の分野でもこういう状況であります。私は、せめてこういう国保の中ではやはり、都道府県化という形の中で進められていって、これが最終年度は今、道で予定しているのは2030年ですよ。2030年になったらどういうことになるのか、そこら辺のところ、いろいろ状況受けているというか、あると思うんですけども、それらについてお知らせください。

あわせて、私はやっぱりこういう状況の中で、こういう実態を国保運営審議会なんかにもちゃんと報告する必要あると思っているんですけども、そこら辺の経過はどうなっているのか。それから、せめて我が町として、こういう中で、例えばもう保険料かなりちょせれないとしても、私はこれ反対ですけども、例えば子どもの均等割の年齢引上げぐらいは頑張るぞとか、あるいはもう一つ言えば、18歳まで子ども医療費、我が町は支援をしています。だが残念ながら金券なんですね。これは今度、24年度からはこれに対する、こういうことに対するペナルティは省くということになっているんですね。であれば、これを窓口での負担なしにというふうにするということなんかも含めた、そういう検討はあるんでしょうか。それを含めてちょっと一括で伺います。

○議長（野田省一君） 小坂主幹。

○町民生活課主幹（小坂僚介君） まず2030年、統一保険料になったらどうなるのかという質

間でございますが、当然今の段階ではそういった確定した数値は出ておりませんが、令和5年中の設定を前提とした場合に、今後は下がることはないというふうなことで認識しております。上がることはあっても下がることはないというふうな形で認識しております。

また、運営協議会の経過についてのこういった議論、もちろん国保税に関わる、町民の負担に関わるところでございますので、運営協議会のほうにはしっかりと説明させていただいているところでございます。

また、窓口負担については、現行の制度で実質医療費についてはゼロというところでございますので、利用者、ポイントカードの利用者からは何か不満といった、そういった声はございません。

また、こういった議論も、議会でのこういった議論についても今後国保の運営協議会等へ内容を伝えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 年齢拡大は考えていないということか。もう一回伺います。子どもの均等割の拡大という話をしたんですけれども、これは町長からと思うんですけども、その辺、せめて考えていく必要があるんでないかということと、あわせて、全国町村会、知事会なんかははっきりとこのこれらの問題について国から1兆円入れて地方の国保守れというように言っていますけれども、全国町村会なんかも同じような状況で言っていますよね。それらを含めて、町長としてはどういうふうに対応していくかを含めて、もう一回だけ伺いたい。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 国民健康保険、これ他制度に比べて年齢構成が高い、医療水準が高くなっているのかなと思います。保険料負担というのが重い構造的な課題、これは何回もやり取りしているのかなと思います。それでも我が国の国民皆保険制度というんでしょうか、これの最後のとりでというんでしょうか、これを果たしていかなければならないと思います。

今御質問にあります国民健康保険の安定運営の確保ということで、これは全国町村会としても今般の国保制度改革、これがさらに実効性がある改革となるよう、毎年の公費投入、これを確実に実施するとともに、今後の医療費の保険料、税の賦課、そして加入者の動向を踏まえた各自治体の実情に応じた財政支援を講じるなど、国保基盤の強化を図ることとして強く要望をしてくれているところでございます。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） いずれにしても、この都道府県化という流れの中で、我が町としてもそういう方向の中に行かざるを得ないんでしょうけれども、私は、こういう負担を解消していく、それは今、町長が全道町村会等々でも要望している、そういう方向にやっぱりきちんと行かないと、これは本当に解決できないんだろうと思っておりますが、しかし、町村によっては頑張っているところもありますんで、ぜひ我が町でもお願いしたいなということ述べながら次にいきますが。

国保のかかわりでもう一点。マイナ保険証への移行についてでありますけれども、これは前から我が町として進めるぞと言っているわけですが、我が町として、このマイナ保険証の問題で今大きな課題になっているのは、この利用率ですよ。全国的に見ても4%台という平均でいえば、例えば役場職員の皆さん方のような共済組合の人たちの利用率見ても4.5%という数字が出ているんですけども、我が町の利用率というのはどんなふうに押さえているんでしょうか。そして、また、我が町のこのマイナ保険証の到達点というのはどこまで行っていて、12月2日で終わって、3日から保険証なくすというんだけど、その場合には資格証ということも前にも答弁いただきました。じゃ、それに対して、町としてはどんな形でそれをやっていくというふうに検討されておられるのか、それを含めてお伺いします。

○議長（野田省一君） 小坂主幹。

○町民生活課主幹（小坂僚介君） まず、マイナ保険証の利用率についてでございます。

私の押さえているデータでは、令和5年10月時点でございます。むかわ町4.49%でございます。全国としては3.79%でございます。

この時点では、国保の加入者というのは1,991人、マイナ保険証の登録者は1,207人となっております。

また、資格確認証についてでございますが、今後、12月2日保険証が廃止になり、資格確認証を発行することとなります。むかわ町の保険証の更新時期が、7月中に新しい保険証を更新しまして、8月1日から1年間有効の保険証を発行しますので、例えば12月2日に全員に資格確認証を送るということは想定しておりません。後期高齢者医療の保険証もそのような形で捉えております。

今後、必要とされる方においては、申請により発行すること、あるいは場合によっては職権での発行も認められておりますので、そういった形で対応したいと考えております。

以上です。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） ありがとうございます。

いろいろな関係ありますので次にいきますが。

次に、4つ目の問題であります、高齢者支援に関わって、介護計画、高齢者福祉計画、介護計画がつくられていって、それに関わる問題なんです、今、介護の問題でいえば、先ほど町長も述べられましたけれども、今一番大きな問題は、一つの大きな問題は、もう介護を受ける人も介護サービスをする人も、本当に両方非常に深刻な状況になっているということなんです。そして、新たに今度は介護サービスへの状況が変わると。そういう中で介護事業者にとってはこのまま続けていけるんだろうかというような実態がございます。

我が町もこれまでの質疑の中で聞いていた、例えばヘルパーの問題や高齢者入浴の問題も、町としてはお願いします、広げてという形でやっているんでしょうけれども、事業者としては、それに対する報酬がなかなか十分でないということから、さらにそれが大変になるという事態になっています。特に介護サービスでいえば短時間、45分から70分ぐらいというのがありますけれども、これらについてはほとんどちゃんとしたことができないというような実態があります。こういうふうな中であって、町としてはどのようにそこら辺のところを捉えていこうとしているのか伺っておきたいと思います。

○議長（野田省一君） 菅原保健介護課長。

○保健介護課長（菅原光博君） 町の介護サービスの課題といったところで、そういった事業所の運営の部分でいろいろと課題があるというのはこちらのほうでも把握はしてございます。そういったところ、新年度予算でも要求しているところがございますけれども、今後の町の高齢者福祉施設の在り方、そういったところの需要と供給ですとか、施設の、事業所の運営に関わることを総合的に分析を行うこととしてございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 1つだけ伺いますけれども、町長の施政方針の中にある基盤整備というのと、介護福祉施設の在り方とサービスの分析という中で、町として今考えている、例えば高齢者福祉施設のそういう分析という意味ではどういうところまで考えているのか。特養だとかあるいは我が町で計画の中でも最も足りないと言われているケアハウス等々まで考えたということになっているのか、そこら辺のところ、私はぜひそこは入れる必要あると思っておりますが、その辺のところの方向性についてだけ伺っておきたい。

○議長（野田省一君） 菅原課長。

○保健介護課長（菅原光博君） 重ねてお答えさせていただきますが、この分析の中で、これは両地区にあります法人ですとか、それぞれ事業所も多数ございます。そこに合わせまして例えば医療のサービスも含めた形で総合的にどういったサービスが今後のむかわ町に必要なのか、どうやって効率的な介護サービスを維持していくことができるかというところを分析するということになってございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） そうすると、現瞬間でいえば、高齢者施設でいえばどういうものというふうな検討はまだ、そういう組立てにはなっていないということでしょうか。もう一回お伺いしておきたいというふうに思います。

それと、次の介護保険料の問題について伺っておきたいと思いますが、先ほど保険料が今回標準で5,000円になるぞということの中で、従来の4,600円から見れば引き上がるんだぞということ、その試算として、いろんな対象者の関係もあって、そういう形になるぞということなだけけれども、なぜここで、私はもっと基金を活用してやっていかなかったのかというふうに思っているんですが、そこら辺の考え方についてはどう思っているんでしょうか。他の自治体の今、状況が新聞報道で、時折出されてきています。そういった中では介護の基金を使って保険料を思い切って引き下げていくというようなこともあるようでありましてけれども、そういうふうなことについての基本的な考え方はどうであったのか伺っておきたいと思います。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 担当課長のほうからも触れられた高齢者施設の在り方だとか在宅介護サービスの分析、これ、後ほど新年度予算で頭出しをしています今後の高齢者施設の在り方等も含めたむかわ町の地域包括ケアシステムの構築ですか、これに向けた専門機関に対して、委託事業として発注を考えております。この中で、医療機関も含めた地域にとっての必要な需要と供給についての調査、分析、こういったところで御理解を願えればと思います。

○議長（野田省一君） 菅原課長。

○保健介護課長（菅原光博君） 私のほうからは介護保険料についてでございます。

介護保険の基金を活用した形での保険料の引下げということでございますけれども、本来、むかわ町の試算の中での保険料は5,800円というふうに出てございました。これを引き下げるために、約9,000万強の準備基金を活用しまして5,000円まで引き下げておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） お金の使われ方で見れば、9,000万円を投入してというのが見えてこないんですよ。そこのところ、これはまだこの後の国保会計もありますから、そのときに私は詳しく聞きたいなと思っていますけれども、例えば、24年度の国保会計の事業予算を見ると、基金の繰入れはたしか1,300万ですよ。23年度の基金繰入れで見ても1,000万円台ですよ。それは、どう見ても9,000万をつぎ込んで、基金として残っているのは9,000万円台というのは分かりますけれども。そこのところがよく見えないんでこういう質問をさせていただいているわけでごさいます、今日答弁できなければ今度の会計の中でもいいですけども。私はいずれにしても、今ある基金を活用しながら、やっぱりこれだけの余裕もあるのであれば、それ、わざわざ引き上げる必要はないんでないか。この後に触れますけれども、後期高齢者のやつを見ても、非常に大きな負担になっていくわけですよ。本当に我が町で老後暮らしをしていきたいという、そういうまちづくりをつくるのであれば、やっぱりね、そういう言われているような本当にそれぞれが介護、国保、後期高齢、単独で、事業は単独になりますけれども、じゃなくて、やっぱり医療介護連携というような形の中で、本当に一人一人に対してどう負担なく安心して暮らしていただけるようになるのか、そういう立場で考える必要があるというふうに思っているんであります。そういう点で、やっぱりそういう考えはなかったのかどうか含めて、基金の問題でお伺いしておきたい。

○議長（野田省一君） 菅原課長。

○保健介護課長（菅原光博君） 介護保険料についてでございますが、繰返しになりますけれども、3年間で必要な介護の給付費に対しまして、保険料では9,000万以上足りないような状況になってございます。そこに準備基金を充てることで収支を取っているような形になってございますので、そこは9,000万使うというところで、そういう予定でありますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） そこのところは、私は改めてまた別の機会に質問したいと思っています。いずれにしても、我が町は介護保険事業会計に最低限制度として言われているものだけの負担なんですよ。前進的に一般会計投入とかとやっているわけじゃないんで、そういうことも含めながら、今、本当に、先ほどの国保はもう都道府県化ということになりました。この後質問する後期高齢者についてはもう、道一本という形でありますから、なかなか町でちょせれない。町で本当に頑張れるとなったら介護保険ということになるんだよね。そうい

う点ではもうちょっと私は本当に、この町で暮らしてくださいという、そういうためにもこのところ頑張る必要あるじゃないかということをし述べておきたい。そして、時間の関係もありますから、7番目の後期高齢者の事業に入りたいというように思います。

時間の関係がありますので、⑦の今度の後期高齢者広域連合の状況では、どんなふうの後期高齢者医療保険料になるのか、そのところを説明をお願いできればというふうに思います。また、それに対する我が町の考え方あればお伺いしておきたいと思います。

○議長（野田省一君） 小坂主幹。

○町民生活課主幹（小坂僚介君） 若干繰り返しになってしまうのですが、令和6年、7年の北海道の保険料率についてお答えいたします。

均等割額、これは1人幾らかかりますという額になります。5万2,953円です。現行は5万1,892円でございます、1,061円の増となっております。率でいうと2.04%の増となっております。

所得割率です。所得割率は令和6年、7年度については、11.79%、こちらは本人の所得に応じた額というものでございます。現行は10.98%で、プラスの0.81ポイントの増となっております。

また、限度額について、現行は66万円でございますが、令和7年度からは80万円に大きく増額となるというところでございます。

ただ、これらについては経過措置がございます。所得割率については令和5年の基礎控除後の総所得金額等が58万超えない者については、激変緩和措置として令和6年度の所得割率を10.92%にするというものがございます。また、限度額についても、新たに75歳になる方を除いて令和6年度は73万円、令和7年度は80万円という段階的に引き上げるという措置が講じられることとなります。

以上です。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） ありがとうございます。

今述べられたように、これ、平たく言えば、今度の北海道後期高齢者連合の状況でいえば、24年度、25年度のもので新たな負担額というのを決めたわけですね。それによると、平たく言えば、1人当たりになると5,104円、これだけ上がりますよと。結果として1人が9万9,910円、約10万円ですよ。軽減を受けたとしても、今言われたように、を受けたとしても4,400円上がって、7万6,838円というような形で、非常に大きな引上げとなるんです。

ですから、私が言いたいのは、結局今言った介護もそうです、5,100円と大きいです。それに保険料も上がるぞと、介護保険料も上げていくぞと。その前の国保については、本当に一番収入のない、そういうところであっても5割軽減であっても引上げになるという状況なんです。こういうふうな中で、本当に高齢者に頑張れと、頑張っていこうじゃないかと、生きがいを持っていこうじゃないかといってもなかなか大変になってきていると、ますますこれが今度の状況では大変になっていくという状況にある。私はこのところに本当にどうやってそれを支援していくのか、そういう立場でこの医療、介護、保険ということを一体的に捉えながら考えていく。そしてこの生きがいある、そういう施策をつくっていくということが必要じゃないかと思うんですけれども、改めてこれらを含めてお伺いします。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 後期高齢者の関係でございますけれども、これは、昨年末ですか、議員も御承知かと思っておりますけれども、全国の後期高齢者医療広域連合、もちろん全体が入っているかと思っております、その中に対して、昨年末、これからのに向けた段階的な減免についても、あるいは免除の見直し、さらには保険料の軽減措置関連、制度運営体制関連、全てについて、もう少し持続可能で本来あるべき安定した保険財政運営、こういったところが可能となるよう、広域連合さらには末端の地方自治体、関連団体の意見というのを十分、もう少し聞く耳を持ってくれないかといったようなことも含め、今後の見通し、情報提供を図ることというのを被保険者の理解というのがさらに十分に理解されるよう、国における丁寧な説明というのを継続して要望されてきているところでもございます。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 時間の関係で、私は述べましたので、そういう方向でこの後の議案審議等々にもまた触れていきたいと思っております。

最後になりますが、2つ目の問題で、会計年度任用職員の問題についてであります。

これはちょっと私の質問通告ミスだったのかなと思っておりますが、我が町として、会計年度任用職員に対して、ちゃんと通達が出されておった、その内容に基づいて、令和5年度は4月に遡ってということもやっておるといふふうに伺っておるんでありますけれども、それはそのとおりなのかということと、それは職種ごとにいえばどうなっているのかということもちょっと伺っておきたいということと、改めて今回の条例で出されておりますけれども、そういう方向で行くんでしょうけれども、今後これらの対応について、働き方改革も出されてきておりますけれども、町として今後どのような方向を今つくろうとしているのか含めて

最後に伺っておきたいと思います。

○議長（野田省一君） 柴田総務財政課参事。

○総務財政課参事（柴田巨樹君） ただいま北村議員からの御質問に対しまして、質問要旨に沿って答弁をさせていただきたいと思います。

会計年度任用職員の給与等につきましては、地方自治法や地方公務員法等の条例等に基づき、国の非常勤職員の取扱いとの均衡に努めているところでございます。また、人事院勧告により常勤職員の給与が改定された場合につきましても常勤職員の取扱いに準じて改定をしているところでございます。

今般、地方自治法の一部改正に伴いまして、令和6年度から会計年度任用職員に対しまして、対象となる職員に勤勉手当を支給することというふうにされたところでございまして、今回の定例会に議案第13号として条例の改正案を提出し、対応してまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（野田省一君） これで一般質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（野田省一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

なお、明日の開会時間は午前10時とします。

御苦労さまでした。

散会 午後 5時28分

## 令和6年第1回むかわ町議会定例会

### 議事日程（第2号）

令和6年3月12日（火）午前10時開議

#### 町長提出事件

- 第 1 承認第 1号 専決処分につき承認を求める件  
(むかわ町税条例の一部を改正する条例)
- 第 2 同意第 1号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第 3 同意第 2号 むかわ町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求める件
- 第 4 同意第 3号 むかわ町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求める件
- 第 5 同意第 4号 むかわ町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求める件
- 第 6 議案第 7号 東胆振3町介護認定審査会共同設置の規約変更協議に関する件
- 第 7 議案第 8号 東胆振3町障害支援区分認定審査会共同設置の規約変更協議に関する件
- 第 8 議案第 9号 むかわ町多機能型子育て支援施設設置及び管理に関する条例案
- 第 9 議案第10号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案
- 第10 議案第11号 むかわ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第11 議案第12号 むかわ町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 第12 議案第13号 むかわ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 第13 議案第14号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 第14 議案第15号 むかわ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

- 第15 議案第16号 むかわ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 第16 議案第17号 介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案
- 第17 議案第18号 むかわ町介護保険条例の一部を改正する条例案
- 第18 議案第19号 むかわ町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案
- 第19 議案第20号 むかわ町上水道事業給水条例の一部を改正する条例案
- 第20 議案第21号 むかわ町地域保育所設置条例を廃止する条例案
- 第21 議案第22号 令和5年度むかわ町一般会計補正予算（第12号）
- 第22 議案第23号 令和5年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第23 議案第24号 令和5年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第24 議案第25号 令和5年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第25 議案第26号 令和5年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第4号）
- 第26 議案第27号 令和5年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第27 議案第28号 令和5年度むかわ町病院事業会計補正予算（第2号）
- 第28 議案第36号 令和5年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第5号）
- 

## 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

## 出席議員（13名）

|     |       |    |     |       |    |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番  | 栗原健一  | 議員 | 2番  | 伊藤恵美  | 議員 |
| 3番  | 古内みゆき | 議員 | 4番  | 奥野恵美子 | 議員 |
| 5番  | 東千吉   | 議員 | 6番  | 佐藤守   | 議員 |
| 7番  | 中島勲   | 議員 | 8番  | 大松紀美子 | 議員 |
| 9番  | 三上純一  | 議員 | 10番 | 小坂利政  | 議員 |
| 11番 | 北村修   | 議員 | 12番 | 津川篤   | 議員 |
| 13番 | 野田省一  | 議員 |     |       |    |

## 欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                |         |               |           |
|----------------|---------|---------------|-----------|
| 町 長            | 竹 中 喜 之 | 副 町 長         | 成 田 忠 則   |
| 支 所 長          | 藤 江 伸   | 会 計 管 理 者     | 八 木 敏 彦   |
| 総務財政課長         | 石 川 英 毅 | 総務財政課参事       | 柴 田 巨 樹   |
| 総務財政課主幹        | 三 上 祐   | 情報防災対策室長      | 梅 津 晶     |
| 総合政策課長         | 柄 丸 直 士 | 総合政策課参事       | 本 間 彰     |
| 町民生活課長         | 佐々木 義 弘 | 町民生活課主幹       | 小 坂 僚 介   |
| 町民生活課主幹        | 横 山 貴 仁 | 町民生活課主幹       | 松 本 和 香   |
| 保健介護課長         | 菅 原 光 博 | 保健介護課参事       | 今 井 喜 代 子 |
| 保健介護課主幹        | 高 橋 佳 香 | 保健介護課主幹       | 加 藤 こ ず え |
| 福祉・子育て課長       | 熊 谷 伸 一 | 福祉・子育て課主幹     | 谷 川 功 一   |
| 農林水産課長         | 酒 卷 宏 臣 | 農林水産課参事       | 高 木 龍 一 郎 |
| 農林水産課参事        | 藤 野 真 稔 | 農林水産課主幹       | 飛 岡 雅 幸   |
| 農林水産課主幹        | 宮 村 敦 嗣 | 経済建設課長        | 大 塚 治 樹   |
| 経済建設課参事        | 江 後 秀 也 | 経済建設課参事       | 菊 池 功     |
| 経済建設課主幹        | 佐 藤 琢   | 経済建設課主幹       | 西 村 和 将   |
| 企画町民課長         | 吉 田 直 司 | 企画町民課主幹       | 伏 木 允 一   |
| 企画町民課主幹        | 矢 野 優 子 | 経済恐竜ワールド戦略室長  | 藤 田 浩 樹   |
| 経済恐竜ワールド戦略室主幹  | 櫻 井 和 彦 | 経済恐竜ワールド戦略室主幹 | 太 田 耕 司   |
| 国民健康保険穂別診療所事務長 | 長谷山 一 樹 | 教 育 長         | 長谷川 孝 雄   |

生涯学習課長 西 幸 宏

生涯学習課幹主 澤 田 健

生涯学習課幹主 松 本 洋

生涯学習課幹主 山 木 美 幸

選挙管理委員会事務局長 石 川 英 毅

農業委員会事務局長 東 和 博

農業委員会支局長 宮 村 敦 嗣

監査委員 数 矢 伸 二

---

事務局職員出席者

事務局 長 今 井 巧

主 査 酒 卷 早 苗

---

◎開議の宣告

○議長（野田省一君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

---

◎議事日程の報告

○議長（野田省一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

議事に入ります前に、伊藤恵美議員から、昨日の一般質問における発言について取消しの申出がありましたので、発言を許可します。

伊藤恵美議員。

○2番（伊藤恵美君） 昨日の穂別診療所の現状についての一般質問におきまして、「看護師長へのパワハラと取れる発言により結果的に退職に至ったという認識であります」とした発言につきまして、パワハラという言葉を用いたことは不用意な発言でありましたことから、不本意ではありますが、取消しを申し出ます。

○議長（野田省一君） お諮りいたします。

これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認め、したがって、伊藤恵美議員からの発言取消しの申出を許可することに決定いたしました。

---

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第1、承認第1号 専決処分につき承認を求める件（むかわ町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

松本町民生活課主幹。

〔松本和香町民生活課主幹 登壇〕

○町民生活課主幹（松本和香君） 承認第1号 専決処分につき承認を求める件につきまして御説明いたします。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、むかわ町税条例の一部を改正する条例につきまして、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めますのでございます。

議案書、追1ページから追2ページをお開き願います。

本条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和6年2月21日に公布され、同日施行されたことに伴い、むかわ町税条例の改正が必要となりましたので、令和6年2月27日、専決処分を行い、所要の改正を行ったものでございます。

説明の都合上、別冊議案説明資料1ページをお開き願います。

地方税法等の改正等に伴うむかわ町税条例改正概要により御説明いたします。

初めに、改正の趣旨については、先ほど御説明したとおりでございます。

次に、改正概要についてですが、個人町民税関係に関する項目でございます。

附則第5条の2第1項、第2項、第3項の改正につきましては、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除等の特例の法規定の新設、附則第6条、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の規定の整備をするものでございます。

なお、本条例改正の新旧対照表につきましては、議案説明資料2ページから3ページに記載してございます。

議案書の追1ページから追2ページにお戻りいただきたいと思っております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、承認第1号の説明とさせていただきます。

御承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分につき承認を求めます件（むかわ町税条例の一部を改正する

条例案)を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野田省一君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

#### ◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野田省一君) 日程第2、同意第1号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

○町長(竹中喜之君) 同意第1号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件につきまして御説明を申し上げます。

議案書1ページでございます。

本件は、本年5月11日の任期満了に伴う教育委員として、むかわ町有明48番地、加藤啓介氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、加藤氏の経歴等につきましては、別冊配付の議案説明資料を参照願います。

以上、同意第1号の説明といたします。

よろしく御同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(野田省一君) 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野田省一君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから同意第1号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

#### ◎同意第2号から同意第4号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第3、同意第2号から日程第5、同意第4号までのむかわ町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求める件までの3件を一括議題といたします。

同意第2号から同意第4号までの3件について提案理由の説明を求めます。

竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

○町長（竹中喜之君） 同意第2号から同意第4号 むかわ町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求める件につきまして御説明を申し上げます。

議案書3ページからでございます。

本件は、本年5月10日の任期満了に伴う固定資産評価審査委員会の委員として、むかわ町田浦200番地14、馬場信悦氏、むかわ町美幸4丁目43番地、前田幸男氏、むかわ町穂別679番地、中村由美氏、この3名を引き続き選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、3名の経歴等につきましては、別冊配付の議案説明資料を参照願います。

以上、同意第2号から第4号の説明といたします。

よろしく御同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑の順序は議案番号順といたします。

まず、同意第2号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、同意第2号の質疑を終わります。

次に、同意第3号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、同意第3号の質疑を終わります。

次に、同意第4号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、同意第4号の質疑を終わります。

これから同意第2号から同意第4号までの3件について討論を行います。

討論の順番は議案番号順とします。

まず、同意第2号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、同意第2号の討論を終わります。

次に、同意第3号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、同意第3号の討論を終わります。

次に、同意第4号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、同意第4号の討論を終わります。

これから同意第2号から同意第4号までの3件について採決をいたします。

なお、採決は議案番号順といたします。

お諮りします。

まず、同意第2号 むかわ町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求める件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、同意第3号 むかわ町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求める件は、原案のとおり同意することについて、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第4号 むかわ町固定資産評価審査委員会の委員の選任について同意を求める件は、原案のとおり同意することについて、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第6、議案第7号 東胆振3町介護認定審査会共同設置の規約変更協議に関する件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

加藤保健介護課主幹。

〔加藤こずえ保健介護課主幹 登壇〕

○保健介護課主幹（加藤こずえ君） 議案第7号 東胆振3町介護認定審査会共同設置規約の規約変更協議に関する件について、説明を申し上げます。

議案書9ページをお開きください。

この規約の変更は、地方自治法第252条7第2項の規定により、厚真町、安平町、むかわ町の3町で共同設置している東胆振3町介護認定審査会の事務局担当町を令和6年度より、厚真町から安平町へ変更することから、規約の変更について議会の議決を求めるものです。

議案説明書13ページ、議案第7号資料の新旧対照表をお開き願います。

第3条の認定審査会の執務場所「厚真町京町165番地1 厚真町総合ケアセンター「ゆくり」内」を「安平町早来大町95番地安平町役場総合庁舎内」に改めます。

第4条、第7条、第9条第1項、第10条中「厚真町長」を「安平町長」に、第5条、第6条第2項、第7条、第9条第2項中、「厚真町」を「安平町」に、第7条中「厚真町議会」を「安平町議会」に改めるものであります。

議案書10ページにお戻り願います。

附則として、この規則は令和6年4月1日から施行し、関係町の長はこの規則の施行の際、現に効力を有する第9条第1項の規定による安平町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び関係規則等を公表しなければならないとしています。

以上で、議案第7号について提案内容の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第7号 東胆振3町介護認定審査会共同設置の規約変更協議に関する件を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第7、議案第8号 東胆振3町障害支援区分認定審査会共同設置の規約変更協議に関する件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

谷川福祉・子育て課主幹。

〔谷川功一福祉・子育て課主幹 登壇〕

○福祉・子育て課主幹（谷川功一君） 議案第8号 東胆振3町障害支援区分認定審査会共同設置の規約変更協議に関する件について、御説明させていただきます。

議案書11ページ、議案第8号をお開き願います。

本条例は、厚真町、安平町、むかわ町の東胆振3町で行っている障害支援区分認定審査会の共同設置について、審査会の事務局担当町を令和6年度より厚真町から安平町に変更するため、規約の変更の協議を行うことから議会の議決を求めるものであります。

説明の都合上、別紙議案説明資料の15ページ、議案第8号資料の新旧対照表をお開き願います。

第3条の認定審査会の執務場所を「厚真町京町165番地の1厚真町総合センター「ゆくり」内」を「安平町早来大町95番地安平町役場総合庁舎内」に改め、第4条から第9条までの規定中「厚真町」を「安平町」に改めるものであります。

附則といたしまして、令和6年4月1日から施行するものとしております。

議案書11ページにお戻り願います。

本件は地方自治法252条の7第2項の規定により、東胆振3町障害支援区分認定審査会共同設置の規約を変更するための協議をすることについて、同条第3項の規定により準用する同法252条の2の2第3項の規定に基づき決議を求めます。

以上で、提案の説明を終わります。

御審議、御決定を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第8号 東胆振3町障害支援区分認定審査会共同設置の規約変更協議に関する件を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第8、議案第9号 むかわ町多機能型子育て支援施設設置及び管理に関する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

熊谷福祉・子育て課長。

〔熊谷伸一福祉・子育て課長 登壇〕

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君） 議案第9号 むかわ町多機能型子育て支援施設設置及び管理に関する条例案につきまして御説明いたします。

議案書13ページをお開きください。

本件は、今年度をもちまして閉所を予定しております田浦のひまわり保育所跡地に、むかわ町多機能型子育て支援施設が本年4月より稼働することに伴い、同施設の設置及び管理について必要な事項を定める必要があるため、新たに条例を制定するものであります。

まず、条例を制定する趣旨でございますが、保護者とともに子どもを健やかに育成することで、全ての子どもが地域の中でともに成長することができる社会を実現するために、子育て支援施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものでございます。

施設の概要、事業の内容につきましては、別で配付しております議案説明資料の17ページに記載してございますので、お読み取りいただきたいと思っております。

それでは、条文について御説明させていただきますので、議案書13ページを御参照ください。

第1条は、先ほど御説明させていただきました条例を制定する趣旨を記載しております。2条では施設設置の意義を、第3条では名称及び所在地を定めております。第4条では施設で行われる事業の内容を、第5条では施設利用対象者の範囲について、第6条では施設の運営に必要な職員について定めております。第7条では、施設の開設時間及び休館日を定めておりまして、本施設の特徴でもございます休日保育にも対応できるよう土日を開設し、火水を休館日としております。第8条では施設の利用及び利用の許可について、第9条では施設の利用の取消しについて、第10条では施設の使用料について定めております。なお、使用料につきましては、設置上の趣旨に鑑み無料といたしました。第11条では、施設利用者の施設及び備品関係の損害賠償について定めております。終わりに、委任として第12条を定めてございます。

なお、施行日は令和6年4月1日からとして、この後、議案第29号 令和6年度むかわ町一般会計予算において、施設の管理運営費を計上しておりますことを申し添えまして、議案

第9号 むかわ町多機能型子育て支援施設設置及び管理に関する条例案の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

大松議員。

○8番（大松紀美子君） 幾つかお尋ねします。

まず1つは、保育士、会計年度任用職員を2名配置するというふうなことが出されていますけれども、資格要件というのはどのようになっているのでしょうか。専門職、保育士や教職の資格がある方が必要かと思っていますが、この辺についてはどのような考えでしょうか。

それから、第8条で、登録するということですか。子育て支援センター、気軽に遊びに来ることができますとありますけれども、それでも登録ということが必要としているのかに伺います。

それから、5条の団体というふうなことがあるんですが、どのような団体と想定しているのでしょうか。

それから、7条の休館日がイのところでは祝日がお休みというふうになっているんですけれども、これから10月1日からは何でしたっけ、ファミリーサポートも行われることになりまして、これはやはり休日保育を願っていた方、土日祝日も関係なく働く方々が求めているものですから、この祝日がお休みというところが、ちょっと私は理解できないところなんです、この祝日お休みしたというところが、この事業との関わりでどのように考えてそういうふうにしたのか伺います。

それからもう一点は、施設長も設置するということですが、この方は常勤となるのでしょうか。

○議長（野田省一君） 熊谷福祉・子育て課長。

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、施設の職員、スタッフについて2名ということで資料に書かれております。現在、会計年度任用職員については募集している状態で、こちらの職員の資格につきましては、2名なんです、保育士と子育て支援員を条件にして募集をかけております。

続きまして、施設利用の登録という部分なんです、子育て支援センターについては気軽

にいつでも来ていいということで、登録に関しては、ファミリー・サポート・センターのことを指しております。ファミリー・サポート・センターにつきましては、預かる側と預ける側、登録いただいた利用者様が利用するという仕組みですので、こちらのほうは御理解いただきたいと思います。

5条の団体は、子育てに関する事業を実施する団体、想定しているのは、例えば、子ども食堂とかを今のところは想定しております。

国民の祝日について休館としている理由といたしましては、2名のスタッフで実施するというので、こちらは、議員おっしゃるように迷ったところではあるんですが、土日を開けるということで、休日保育にも対応するという部分で検討したところ、国民の休日については休館するといった結果になりました。事業を進めながらこの辺は検討していこうとは思っております。

最後、施設長につきましては、常勤は難しいと考えております。

以上です。

○議長（野田省一君） 8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 祝日のことなんですけれども、今後利用状況によっては検討ということなんですけど、やはりこれまでいろいろアンケート調査等もしてきたと思いますし、私のところに相談された方というのは、やはり、農業の方、若い農業者の方がとても増えていて、農繁期になると土日祝日もないですね。ですから、例えば、夏の間は祝日も受け入れるとか、そういうやっぱり柔軟な対応が必要になってくると思うんですね。

その辺はぜひ、再度御検討いただいて、もし開けるのであれば祝日も開くような方向性というのを考えていただきたいというふうに思っているんですが。

それから、もう一つ、施設長が常勤でないということになりましたら、この施設、最大例えば子育て支援センターが何人受け入れる予定でいるのかということですね。一体、1日に何人受け入れる予定にしている、職員を2名、会計年度職員を張りつけると。やはり責任の所在みたいのところってありますよね。

ですから、常勤していない場合というのは、非常に心配な部分もあるんじゃないかなというふうに私は考えるんですけども、その辺のお考えがあれば伺います。

○議長（野田省一君） 熊谷課長。

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君） 国民の祝日を休館にするといったところなんですけど、施設はお休みなんですけれども、子どもを預かるという意味では、ファミリー・サポート・セ

ンターの考え方として、利用者の、先進地の視察でもあったんですが、多くは預かる側の家だとか預ける側の家で、今、議員が想定、お話もあった早朝の農業の関係、何時間かというときは、やはり、預ける側の家というのが多かったものもありますんで、国民の祝日が子どもを預かることができないということではないということをお話したいと思っております。

施設長につきましてなんですが、常駐じゃないというお話なんですが、これまでも地域保育所、今回、むかわ町における地域保育所廃止にはなるんですが、子どもを預かるといった部分では、任用職員とはいえ保育士資格を持った者がいるということで、これまでも運営してきた実績もございますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第9号 むかわ町多機能型子育て支援施設設置及び管理に関する条例案を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第9、議案第10号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

柴田総務財政課参事。

〔柴田巨樹総務財政課参事 登壇〕

○総務財政課参事（柴田巨樹君） 議案第10号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

議案書は15ページをお開き願います。

この改正は、地方自治法の一部を改正する法律の施行により条ずれが生じたことから、当該条文を引用するむかわ町監査委員条例ほか2条例の一部を改正しようとするものでございます。

説明の都合上、別冊配付の議案説明資料19ページをお開き願います。

改正の内容といたしまして、上段、むかわ町監査委員条例は第4条中、中段、むかわ町上水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例は第7条中、下段、むかわ町鶴川厚生病院の設置及び管理に関する条例は第6条中、賠償責任の免除等に関して引用する地方自治法について、改正案のとおり改めるものでございます。

議案書15ページにお戻り願います。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第10号の提案内容を御説明申し上げます。

よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第10号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第10、議案第11号 むかわ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

柴田総務財政課参事。

〔柴田巨樹総務財政課参事 登壇〕

○総務財政課参事（柴田巨樹君） 議案第11号 むかわ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

議案書は17ページをお開き願います。

この改正は、地方自治法の一部改正により、令和6年度から会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することに伴い、育児休業をしている会計年度任用職員の勤勉手当の支給について所要の改正を行うものであります。

説明の都合上、別冊配付の議案説明資料21ページをお開き願います。

改正内容といたしまして、第7条第2項中、基準日に育児休業している会計年度任用職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある者に勤勉手当を支給できるように改めるものでございます。

議案書17ページにお戻り願います。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第11号の提案内容を御説明申し上げます。

よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第11号 むかわ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第11、議案第12号 むかわ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

柴田総務財政課参事。

〔柴田巨樹総務財政課参事 登壇〕

○総務財政課参事（柴田巨樹君） 議案第12号 むかわ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

議案書は19ページをお開き願います。

この改正は、特別職の職員で非常勤のものうち、農業委員会会長、会長代理及び委員の報酬月額について改定を行うものであります。

説明の都合上、別冊配付の議案説明資料23ページをお開き願います。

経過といたしまして、農業委員会等に関する法律の改正により、農地法などによる審査決定業務のほか、農地等の利用の最適化の推進に関する活動、さらに、毎月開催される総会、地区委員会など、農業委員の業務量が増加している状況におきまして、農業委員の報酬の改定に関する要望書の提出があったものでございます。

要望書の提出に基づき、むかわ町特別職報酬等審議会に対して諮問を行い、報酬の改定は適当である旨の答申を受けたものでございます。

改定の内容としましては、記載の別表中、農業委員会会長につきましては月額4万9,800

円を6万9,000円に、会長代理は月額3万2,800円を4万5,000円に、委員は月額2万9,300円を4万1,000円にそれぞれ引き上げるものでございます。

議案書19ページにお戻り願います。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第12号の提案内容を御説明申し上げました。

よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） なしと認め討論を終わります。

これから議案第12号 むかわ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第12、議案第13号 むかわ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

柴田総務財政課参事。

〔柴田巨樹総務財政課参事 登壇〕

○総務財政課参事（柴田巨樹君） 議案第13号 むかわ町会計年度任用職員の給与及び費用弁

償に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

議案書は21ページをお開き願います。

この改正は、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うものでございます。

説明の都合上、別冊配付の議案説明資料25ページをお開き願います。

第2条で、会計年度任用職員に支給できる手当に勤勉手当を追加し、第14条の2として、勤勉手当の支給に関して給与条例を準用する規定、26ページにお移りいただきまして、第24条の2として、給与条例を読み替えることについて規定するものであります。

議案書は22ページをお開き願います。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第13号の提案内容を御説明申し上げます。

よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第13号 むかわ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第13、議案第14号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本町民生活課主幹。

〔松本和香町民生活課主幹 登壇〕

○町民生活課主幹（松本和香君） 議案第14号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明いたします。

議案書23ページから24ページをお開き願います。

本条例改正につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和6年1月26日に公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険法との整合を図るため、むかわ町国民健康保険税条例において、所要の改正を行うものでございます。

説明の都合上、別冊議案説明資料27ページから28ページをお開き願います。

むかわ町国民健康保険税条例の改正概要により御説明いたします。

改正の趣旨につきましては、先ほど御説明したとおりでございます。

改正の概要でございますが、今回の改正につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、条例の改正及び保険料統一に向け課税限度額及び保険税率についての引上げ、低所得層の保険税負担の軽減を拡充するため、軽減対象となる均等割、平等割額を減額する基準について引き上げるものでございます。

課税限度額の改正では、第2条第3項、第23条で後期支援金分22万円を24万円に、所得割税率の改正では、第3条で医療分7.75%を8.52%に、第6条で後期支援金分2.42%を2.77%に、第8条で介護分1.39%を2.04%に、被保険者均等割額の改正では、第5条で医療分2万8,000円を2万7,300円に、第7条の2で後期支援金分8,000円を9,300円に、第9条の2で介護分9,000円を9,200円に、被保険者世帯別均等割額の改正では、第5条の2第1項第1号で医療分2万6,000円を2万7,700円に、第7条の3第1項第1号で後期支援金分8,000円を9,400円に、第9条の3で介護分6,000円を7,300円に、国民健康保険税の減額に係る所得の軽減判定基準の改正では、第23条で5割軽減に係る国保加入者数1人当たりの基準額29万円を29万5,000円に、2割軽減に係る基準額を53万5,000円を54万5,000円に改正を行うものでございます。

なお、本改正条例の新旧対照表につきましては、議案説明資料29ページから30ページに記載してございます。

議案書の24ページにお戻りいただきたいと思います。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行し、この条例による改正後のむかわ町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上、議案第14号の説明とさせていただきます。

よろしく御審議、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 昨日の一般質問の中でもいろんな議論がありましたけれども、私のほうからもちょっとお伺いします。

昨日の御答弁の中でも、保険料統一化によって引き下げられることはない、上がっていく、必ずや上がっていくだろうというお話ありましたけれども、この国民健康保険法の中では、保険料は自治体が決めることになっていますよね。統一化から離脱して、国保税を引き上げない選択をするお考えはないのかどうか、1点お伺いします。

道庁の答弁では、今のところ離脱はできますよというような回答をいただいているところでは。

それと、例えば今こういうような動きになって今回も上がっていくと、そういうようなところで、国民健康保険に加入されている住民の方々は、なぜこうなっていくのかというあたりのことは理解されていないというふうに思っているんですよね。この辺、ただ納付書と一緒に、こんなふうに変わりましたというところはあるんでしょうけれども、この辺について、決して認めているわけではないんですけれども、加入者の方々へのケアというのかな、そういうところはどのようにされる考えかについて伺います。

○議長（野田省一君） 小坂町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（小坂僚介君） まず1点目の保険料について自治体で決定できるので道から離脱する考えはないかというところでございます。

もともと国保の会計自体は非常に脆弱なもので、小さな市町村ほど非常に脆弱でございます。北海道、都道府県単位化にすることで実際の保険、国保制度というのはかなり安定しているもので、急激な医療費の増嵩等によって財政が危うくなるということは考えにくいような

状況でございますので、現時点では、独立して離脱するという考えはございません。

また、このような状況について町民は知らないのではないだろうかというところでは、そのように我々も思っておりますので、丁寧な広報にこれから努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野田省一君） ほかに。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 非常に脆弱だということは、そうなんだと思うんですよ。

しかし、制度は安定していても、そのために、加入している被保険者は、保険料は負担が増えていくということですよ、間違いなく。そのことというのは、保険者としてどんなふうに考えていくのかと。制度、制度を安定的というのはもちろんですよ。

ですけれども、全国知事会や町村会が1兆円の規模で財源を投入してくれと要望していますよね。そうすることで、協会けんぽというのはありますけれども、協会けんぽより国保は物すごく高いんですから、1兆円を投入することで、国保の保険料がやっと現行の6割台になって、協会けんぽと同じような水準になると言っているんですよ。だから、国保税がいかにかにこの加入者にとって大変な負担を強いられているかということは明らかなんですよ。

だから、この辺で、やはり町として加入者の保険料の負担を増やさないために、何らかの手を打っていくということは考える必要があるというふうに思っているんですが、町長はいかがですか。

○議長（野田省一君） 小坂主幹。

○町民生活課主幹（小坂僚介君） 国保制度、保険制度自体は、加入者の保険料、国保税と、あと、国や道市町村からの公費によって賄われている制度でございます。

国保税について、もともとは国民健康保険に係る、医療に係る保険料、保険税というのを基準としておりましたが、平成12年、介護保険制度が導入され、介護納付金というものも同じく国保税の中に徴収されるようになりました。後期高齢者支援金については、後期高齢者医療制度が始まりました平成20年からオンされる形でございます。

それら医療にとどまらず、介護、後期の保険料について、課税限度額を基準としますと、倍以上に上がっております。これは、少子高齢化、そして高齢者の方が後期高齢者のほうに移行しているという社会背景が大きく起因しているものと捉えております。

保険制度を今後も継続、安定的にするためには、皆さんから保険料、保険税というのを負

担していただく形でこの制度を継続していくことが大切ではないかと考えております。

以上です。

○議長（野田省一君） 8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 公費投入のお話ありましたけれども、新年度予算、国の新年度予算の中でも、やはり軍事予算は物すごい多く取って、社会保障費を減らしていくって、こんな流れがずっと続いていますから、やっぱり、こういう国の公費投入をやっぱり増やしてほしいということを、知事会も全国町村会も言っていると言っていますけれども、やっぱりその辺も含めて、そういうことに1兆円を投入することで、加入している私たちは保険料の引上げは避けられていくんですよということも含めて、もっともっとアピールしていかなかったら、ただただ国は余計なところにお金を使って、結局国民を苦しめていると、そういうことをきっちりとアピールをしていながら、自治体といえども住民の福祉の向上のために意見を述べていくということが必要だと思って、私はあえてこの場で申し上げているんですけれども、いかがですか。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 何度も、国保も含めて、これまでもやり取りをさせていただいているかと思えますけれども、町単独での離脱の考えは、今持っておりません。

国保についての、これは言わずもがなですけれども、低所得者の方々のあるいは医療ニーズというんでしょうか、こういったところの高い高齢者の方々が 많이構造上の問題、これは、議員もおさえているかと思えます。これまでも、町村会あるいは市長会等々での、国に対しての制度の見直しだとか、あるいは財政基盤の強化、引き続きこれからも強く求めていきたいですし、例えば、子どもに対する保険税の軽減措置、こういったところも含めながら、先ほど言った全国町村会、北海道町村会はもとよりです、こういったところともしっかりと連携しながら、もう少し粘り強く、そして情報提供も含めて、国に対して強く要望してまいりたいと考えております。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 幾つか質問をさせていただきますが、1つは、先ほどの冒頭の説明の中で、23条の軽減に関わるところで、所得の低い人たちに対する措置も盛り込まれたかのような話がありました。

実際問題、基準が少し変わっていますから、収入額を上げていますから、それは何ぼか変

わるんでしょうけれども、しかし、その前に、それぞれの医療、介護、高齢という中で、それぞれの均等割、平等割、これらが上げられておりますから、これらのこの23条で今回やるような状況では、十分な軽減にならないと言わざるを得ないというふうに思っているんですけども、そこら辺のところ、ちょっと説明をしてあげたほうがいいかなというのが一つでございます。

それで、そういう上に立って、今回なっている、例えば、後期高齢者分で限度額が2万円引き上がりました、限度額は最高で106万円になる。保険料106万円、共済健保でこんなこと考えられますか。そこまで行くんですよ。

そうしたところに行く人たちが、我が町としてどのぐらいいるのかということが、ひとつお伺いしたい1つです。

それから、この軽減のところ、2割、5割、7割ありますけれども、今回7割はちょさないようですけども、それぞれどのぐらいの、被保険者の数からいけば割合になるのか、そこら辺含めてまずお伺いをしたいと思います。

○議長（野田省一君） 小坂主幹。

○町民生活課主幹（小坂僚介君） まず1点目の軽減人数でございます。

すみません、ちょっとぱつと出てこないんで、まず、2点目の後期2万円引き上げたときの金額でございます。影響額としては約100万円程度と想定しているところでございます。

また、限度額に到達している世帯は何世帯かというところでございますが、この基準で試算すると医療分でいくと61世帯を想定しております。

すみません、軽減世帯、一番最初の御質問で、軽減世帯については5世帯、人数については18人、影響額としては約26万程度の減というような形で把握しております。

また、こちら税改正によって、現行よりも約3,000万程度収入が増えるのではないかと見込んでおります。

以上です。

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 昨日もいろいろお聞きしておりますから、いいんですけども、先ほどの質問の中で、ちょっと気になったところがあったんで、ひとつ改めて伺いますけれども、国保、こういう状況になってそれぞれ負担をしていただいて制度を守っていかなきゃならない、守っていききたいなど、行政の担当者としてはそういうことになるというふうに、そ

それは私もそれはやむを得ないことだと思います。

ただ、先ほど町長もいろいろ、これからも頑張りますという話をしましたけれども、1つだけを申し上げておきたいのは、また考え方を伺っておきたいのは、国保というのは、何と申しますか、そういうお互いを助け合うという組織ではないんですよね。国民健康保険法の第1条からいくと、この国民健康保険法というのは、社会保障なんです。ここが大事なところなんだ。これを外してしまったら、医療費がどんどん上がると、それぞれ自分たちで持ち出してやんなさいという世界に入っちゃうんです。

ですから、今、大問題、大議論になっているのは、やっぱり国保というのは、社会保障としてのその一部ですよということをしっかりと位置づけていくことが大事。

ただ、今の政治の流れと申しますか、国保都道府県化をめぐる状況の中では、そここのころが物すごく逸脱されてきている。だから、行政としても大変だというのは私も分かります。

しかし、それであっても、やはり、こういうふうな中で、23条で軽減もしましたよということを言わざるを得ないわけですから、それであれば、どういう形でそういうことが反映されているのかということも説明をしたほうが良いと思っています。

昨日聞いたように、200万円の所得しかない70歳の老夫婦であれば、これでも大きな引上げになるんです。7,700円も引上げになっちゃう。これは5割軽減の世帯ですよ、説明いただいたように。

ですから、こういうところに、23条で、この28ページにあるような、書いていますけれども、しかし、これであっても実際は負担になっているんだということを、やっぱりちゃんと明らかにしていく必要があるというふうに思っているんですけれども、改めてその辺含めて考え方を伺っておきます。

○議長（野田省一君） 佐々木町民生活課課長。

○町民生活課長（佐々木義弘君） 今回、税率の引上げということで、全ての世帯の方、軽減はあるとはいえ、結果としては全ての世帯の方に御負担をいただく、負担増となるような条例提案をさせていただいております。

担当といたしましては、議員おっしゃってましたとおり、この国保の会計を運営していく、何とか持続可能な会計の運営ということで、世代間の不公平がないように、今回こういった提案をさせていただいております。

負担増というのは、なかなか心苦しい提案ではございますけれども、持続可能な会計運営に今後も努めてまいりまして、先ほど小坂も申し上げましたとおり、今回の負担増につきま

しては、丁寧な形で説明をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） なしと認め質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 今、課長のほうから答弁をいただきましたが、私は本当に行政の事務担当者、あるいは行政としてはつらい決断だというふうに思います。

これは、我々がいろいろ言っても、国の政治の中で都道府県化が決まり、そしてその都道府県化の中で、一律の保険料にするという、そういうことが勝手に決められてくる。多くはそこに従わざるを得ない。小さな町であればあるほど、財源が弱いためにそこに従わざるを得ない、こういう苦しい状況があることは分かります。

しかしながら、私は、やっぱりそういう在り方をまず許してはならないと思います。先ほど申し上げたように、国民健康保険法という精神は社会保障であります。これでは、社会保障がなし崩しにされていく。

後で質問しますけれども、介護では、消費税増税で10%上げた分をやっていた軽減を24年度から外しました。そんなふうなことが今どんどん出てきているという状況の中で、町としても苦しいだろうけれども、そういう中での提案だと思いますけれども、しかし、このように大きく、1世帯にしたら僅か月6万円ぐらいの年金世帯がそのうちの数万円をこうした保険料に払わなきゃなんないというような事態まで起こり得る事態になってきています。こういう事態はやっぱり許されない。

そういう立場から、私は、残念ながら今回のこの議案について反対の立場を取るものであります。

以上であります。

○議長（野田省一君） 次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

賛成者の討論はありませんか。

6番、佐藤議員。

○6番（佐藤 守君） 確かに国民健康保険税、今北村議員が申し上げた中身については、私も重々理解をしているつもりでございます。できるだけ社会保障という形の中で、こういった国民年金保険の中身というのは維持していくのが一番かと思えますけれども、先ほどから説明員が説明しているとおりに、都道府県化の中で、こういった小さな町としては、それに従っていかざるを得ないという状況の中では、やむなく賛成をしなければならないという意見の立場から、賛成といたします。

○議長（野田省一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第14号 むかわ町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（野田省一君） 起立多数です。

したがって、原案のとおり可決されました。

換気のため、暫時休憩いたします。

再開は11時30分とします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時30分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第14、議案第15号 むかわ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

熊谷福祉・子育て課長。

〔熊谷伸一福祉・子育て課長 登壇〕

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君） 議案第15号 むかわ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について御説明させていただきます。

議案書25ページ、議案第15号をお開き願います。

本件は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め、認定こども園及び保育所等の運営に関することについて、必要な事項を定めているものでございます。

本条例改正につきましては、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の発布に伴い、規定の整備を行うものでございます。

認定こども園の基準運用に支障が生じないよう条例改正を行うため、議会の議決を求めるものでございます。

説明の都合上、議案説明資料37ページ、議案第15号資料の新旧対照表案をお開き願います。

この条例案に関しましては、議案説明資料37ページから45ページまでございますので、主な改正概要のみ御説明させていただきます。

まず、全般にわたります国の法改正から、修正箇所が多くは、子ども・子育て支援法第19条の引用改正を行うものでございます。

子ども・子育て支援法の第19条は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する改正で、第2項が削られ、1項立ての条とされたことによる引用箇所の改正となります。

次に、議案説明資料の40ページをお開き願います。

内閣府令の改正から、第23条の掲示につきましては、施設の重要事項の書面掲示の義務づけを見直し、従来の書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないとする改正でございます。

続きまして、議案説明資料43ページをお開き願います。

第44条の特定地域型保育の取扱い方針につきまして、保育所保育指針の制定権限が厚生労働大臣から内閣総理大臣に移ったことに伴い、厚生労働大臣から内閣総理大臣に改めるものでございます。

議案書25ページにお戻り願います。

附則といたしまして、令和6年4月1日から施行するものとしてございます。

以上で提案の説明を終わります。

御審議、御決定を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第15号 むかわ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第15、議案第16号 むかわ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

熊谷福祉・子育て課長。

〔熊谷伸一福祉・子育て課長 登壇〕

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君） 議案第16号 むかわ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について御説明させていただきます。

議案書27ページ、議案第16号をお開き願います。

本件は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、家庭的保育事業の設備及び運営に関する

基準を定め、家庭的保育事業の運営に関することについて必要な事項を定めているものでございます。

本条例改正につきましては、保育所保育指針の制定権限が内閣総理大臣に移ったことに伴い、本町の基準運用に支障が生じないように条例の改正を行うため、議会の議決を求めるものでございます。

説明の都合上、議案説明資料47ページ、議案第16号資料の新旧対照表をお開き願います。

保育所保育指針の制定権限が内閣総理大臣に移ったことに伴い、厚生労働大臣を内閣総理大臣に改めるものでございます。

議案書27ページにお戻り願います。

附則といたしまして、令和6年4月1日から施行するものでございます。

本件は、保育所保育指針の制定権限が内閣総理大臣に移ったことに伴い、本町の基準運用に支障が生じないように条例の改正を行うため、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、提案の説明を終わります。

御審議、御決定を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第16号 むかわ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第16、議案第17号 介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

今井保健介護課参事。

[今井喜代子保健介護課参事 登壇]

○保健介護課参事（今井喜代子君） 議案第17号 介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案について説明を申し上げます。

議案書29ページをお開きください。

本条例は、指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案説明資料49ページ、議案第17号資料をお開きください。

改正しようとする条例案は4件で、新旧対照表として、51ページから79ページ、むかわ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例、79ページから89ページ、むかわ町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例、89ページから95ページ、むかわ町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例、95ページから101ページ、むかわ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を掲載しております。

今回の改正は、御覧のとおり非常に多くの箇所での改正となることから、主な改正点について説明させていただきたいと思っております。

全サービス共通の改正点として2項目あり、管理者の兼務できる範囲の明確化は、管理者が他の事業所の職務に従事する場合の規定から「同一敷地内にある」を削除し、同一敷地外での兼務を可能にします。

重要事項説明書書面開示規制の見直しは、現行の掲示内容に加え、原則としてウェブサイトにも重要事項を掲載することを義務づけますが、1年間の経過措置があります。

次に、居住系、施設系、多機能系サービスに、介護現場の生産性向上推進として、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を、施設系、居住系サービスに、協力機関との連携体制の構築として、協力医療

機関を定め、相談診察等の体制を確保し、新興感染症発症時の対応について協議することが義務づけられますが、この2項目につきましては、3年間は努力義務とする経過措置があります。

地域密着型特定施設では、人員配置基準の特例的な柔軟化として、生産性向上に先進的に取り組む介護機器導入等の施設に係る人員配置基準を緩和します。

また、ユニット型施設の管理者におけるユニットケア施設管理者研修受講の努力義務、看護小規模多機能型居宅介護サービス拠点での通い、泊まりにおける看護サービスが含まれる旨が明確化されたことに伴う内容が制定されております。

また、身体的拘束等の適正化の推進として、多機能系サービスでは、身体的拘束等の適正化のための措置として、委員会の設置、指針の整備、研修の実施を義務づけますが、1年間は努力義務とする経過措置があります。

訪問系、通所系、居宅介護、介護予防支援では、身体的拘束の適正化、記録保存等の内容が制定されています。

居宅介護支援では、ケアマネジャー1人当たりの取扱い件数が見直しされ、利用者の数を現行の35件から44件に改正し、情報処理システム活用と事務職員配置がされた場合は49件となります。

また、テレビ電話装置等を活用したモニタリングとして、居宅介護支援では、1か月に1回の利用者宅訪問を2か月に1回とした場合に、訪問しない月はテレビ電話装置等での活用で面接することを可能とし、介護予防支援では、3か月に1回を1期として、1期ごとの利用者宅訪問を2期に1回とした場合、訪問しない期間は、テレビ電話装置等の活用で面接することを可能としています。

さらに介護予防支援で、指定居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業所の指定を受けることを可能とし、それに伴い、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者、指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者を区分し、従業者の員数、管理者、町への情報提供、利用料の受領を規定しております。

詳細の改正内容は新旧対照表に記載のとおりでございますので、後ほど御確認ください。

議案書45ページをお開きください。

本改正は、令和6年4月1日から施行となっておりますが、経過措置が設けられている項目があることから、附則第1条から第4条に、経過措置期間等を記載しております。

以上で、議案第17号について提案内容の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 説明資料を見ましたけれども、経過措置があるものが多いんですけども、具体的に町内の事業所の中でどのような変化というかな、影響があるのか、主にすぐ影響があるもの、そういったものはどういうものになるのか。それによって、例えばケアプランを立てる制限が増えていくということで大変なのかなというぐらいしか、私は分からないんですけども、ちょっと具体的な例として挙げてください。

○議長（野田省一君） 今井保健介護課参事。

○保健介護課参事（今井喜代子君） 今回の改正の中で、主に、今まで規定されていた部分が緩和される部分が多くあるかなというふうに思っております。

それで、例えば管理者の兼務できる範囲が、同一敷地内というものが緩和されて広がっていたりとか、あとはケアプランの件数につきましても、35件というところが44件というところで、もう少し広げたくても広げられなかった部分が広げられる。

ただ、それを広げるかどうかにつきましては、事業所の体制であったりとか、いろんな諸事情があるかと思しますので、その辺は考慮しながら御相談していきたいなというふうに思っておりますので、あくまでも無理のない範囲でできるというところを可能としていきたいなというふうに考えているところです。

あとのところにつきましては、今までも行っている部分が明確化された部分とかもありますので、特にこれによって大きな影響というところはないのかなというふうに考えているところですが、あとは事業所のほうともよく相談しながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 今説明されたような内容なんだろうかなというふうに思ったんですけども、ちょっと疑問もありますんで。

先ほどの説明の中で、この主な改正内容を説明しながら、その後に、例えば、訪問これまで1か月に1回というやつが、2か月に1回というような場合には、今度はテレビ電話とか

でいいよという話が説明がありました。

そういうようなことになると、事業者あるいは保険者にとってはいいかもしれないけれども、被保険者の介護サービスを受けるほうにとっては、それはサービスの後退ということにもなりかねないんじゃないかという思いがあるんです。

1か月に一遍、その後はテレビ電話ということになるのであれば、その辺の状況というのはそうならないのか、また、そんなようなところで、本当に安全な介護というのはできていくのかということをお伺いしておきたい。

それと、今回こういう改正があったことによって介護関連のこれまでの介護保険者に対する支援交付金というのがあったと思うんですけども、それらのことが減少するという事はないのでしょうか。そこら辺含めてお伺いしたい。

○議長（野田省一君） 今井参事。

○保健介護課参事（今井喜代子君） すみません、まず第1点目のテレビ電話になってというところなんですけれども、こちらのほうにつきましては、かなり条件的に被保険者のほうにも、そういうシステムというか、持っていなければなかなかできないという部分がありまして、町内のケアマネ連絡会議の中でも話をした中では、ちょっと難しいよねということで、そこにはしない方向で、町内の事業者としては、まずは訪問というところを大切にしながらやっていきたいというような形で話をしておりますので、すぐにこれに移行するという事にはならないのかなというふうに考えているところです。

もう一つのほうの支援交付金というところなんですけれども、特にこの改正の内容とは絡みがない部分かなと思っておりますので、変更はないかと思えます。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第17号 介護保険法の一部の改正に伴う関係条例の整理に関する条例案を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

昼食のため、しばらく休憩といたします。

再開は13時30分とします。

休憩 午前 11時51分

再開 午後 1時30分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第17、議案第18号 むかわ町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

菅原保健介護課長。

〔菅原光博保健介護課長 登壇〕

○保健介護課長（菅原光博君） 議案第18号 むかわ町介護保険条例の一部を改正する条例案の御説明をさせていただきます。

議案書47ページ、議案第18号をお開き願います。

この改正は、介護保険施行令の一部を改正する政令及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令により、介護保険の第1号保険料の多段化等に向けて、介護保険法施行令等の改正が行われたこと、また、介護保険第9期計画の策定に当たり、第1号被保険者の保険料率に関する基準を定める措置が必要であることから所要の改正を行うものであります。

説明の都合上、議案説明資料の103ページの新旧対照表をお開き願います。

第6条第1項中、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中2万7,600円を2万7,300円に、同項第2号中4万1,400円を4万1,100円に、同項第4号中4万9,600円を5万4,000円に、同項第5号中5万5,200円を6万円に、

同項第6号中6万6,200円を7万2,000円に、同項第7号中7万1,700円を7万8,000円に、同項第8号中8万2,800円を9万円に、同項第9号中9万3,800円を10万2,000円に改め、同項第9号の次に、次の4号を加える。10号、令第38条第1項第10号に掲げる者につきましては11万4,000円、11号、令第38条第1項第11号に掲げる者12万6,000円、12号、令第38条第1項第12号に掲げる者13万8,000円、13号、令第38条第1項第13号に掲げる者14万4,000円。

第6条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、1万6,500円を1万7,100円に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、1万6,500円を1万7,100円に、2万7,600円を2万9,100円に改め、同条5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「前項中」を「第3項中」に、3万8,600円を4万1,100円に改める。

第8条第3項中「又は第8号口」を「第8号口、第9号口、第10号口、第11号口又は第12号口」に、「令第38条第1項第1号から第8号まで」を「同項第1号から第12号まで」に改めるものです。

議案書47ページにお戻り願います。

本一部改正条例は令和6年4月1日から施行しようとするものでございます。

なお、経過措置といたしまして、改正後のむかわ町介護保険条例第6条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用することとし、令和5年度以前の年度分の保険料については従前の例によるものといたします。

以上で提案の説明を終わります。

御審議、御決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（野田省一君） 暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時39分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

菅原保健介護課長。

○保健介護課長（菅原光博君） 大変失礼いたしました。

議案のほうの訂正をさせていただきたいと思います。

第10号の保険料につきましては、10万2,000円としてございましたが、こちらは11万4,000円の誤りとなります。11号につきましても、11万4,000円としておりましたが、12万6,000円の誤りとなります。12号の保険料につきましては、12万6,000円としてございましたが、13万8,000円の誤りとなります。13号につきましても、13万8,000円としてございましたが、14万4,000円に訂正をお願いいたします。

○議長（野田省一君） 議案書は47ページが間違っておりますので、訂正を願います。説明資料103ページは合っております。

提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 幾つか伺います。

昨日の課長の説明で、ちょっとどうしてだろう、不思議だなと思うことがありましたので伺います。

介護保険の給付費準備基金のことです。令和5年末は1億3,532円というふうになっています。令和6年の取崩しが1,190万3,000円となっています。令和6年度の残の予想は9,128万532円なんです。それで、保険料を4,600円から5,000円に上げると。しかし、保険料の基準額試算は、5,899円になると。それで、899円の分を介護保険準備基金を取り崩して保険料を5,000円にすると、ここまで分かったんです。

ただ、昨日の質疑の中で課長は、基金の取崩しは9,000万を行ったと発言しているんですけども、ちょっとそれはおかしいんじゃないかなというふうに思ったんです。

私なりに計算をしてみました。899円を介護準備基金から賄うと、そうした場合に、第9期の令和6年の1号被保険者は3,041人ですよね。3,041人の899円掛ける12か月分、これ正しいかどうか分からないですよ、そうすると、1,190万繰入れて、そうするとちょっと計算が合わない、どこで9,000万を取り崩したのかと言っているか、よく分からなかったんです。

それで、令和6年度末で9,128万532円も残すのがあれば、取崩しは1,100万となっているんですから、これは予算書ですけども、7年の予算書の基金の一覧表見ましたら、今私が一番先にお話しした金額があるんです。

課長が昨日おっしゃった9,000万も取り崩して軽減にやるんだと言ったのは、どこのどこから来た数字なのかと。何で9,000万、どこに出ている9,000万というのですか。

それで、6年末で9,128万円も残すんだったら、私がずっと言っています、基金を取り崩して保険料を据え置くとか引き下げるとか、できるんじゃないかということを言い続けていますけれども、それはできたんですよ、私の今言った計算が間違っていなければ。

この辺ちょっと説明してください。

それで、ちょっと計算しましたら、取りあえず、そこで、御答弁ください。

○議長（野田省一君） 菅原保健介護課長。

○保健介護課長（菅原光博君） 取崩しの部分につきまして、ちょっと説明不足があったかと思えます。

この9,250万、取崩しということなんですけれども、これはあくまでも1年だけではなくて3年間の取崩しになりますので、この9,250万を3年間の介護保険料の軽減分に充てるという意味合いでございます。

また、給付費自体も、令和6年度から7年度、8年度は増加予定となっておりますので、それに応じた額を保険料軽減に充てるような形になっておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（野田省一君） 8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 3年間で9,100万円。それで、この保険サービスの見込みと介護保険料という表を見ているんですけれども、令和7年度は、被保険者数は減っていくんです。でも、要支援の認定者、要するに介護保険の認定審査を受ける見込みというのは、微増ですよ、僅かな部分。6年度は1,100万だけでも、3年間通して9,100万という随分違いますよね。じゃ、7年度に幾ら取り崩して、8年度に幾ら取り崩すのかと。

これは私の想定というか、想像ですけども、これは、私はもう本当遅かったと思っているぐらいですけども、介護、地域の実情に応じたサービス基盤の整備、これはもっと早くに提案すべきだったことだ、やっと出てきたのかと思いましたが、一番最初の高齢者の居住環境の整備というところで、一番上の中長期的な町の施設整備方針、施設サービス、高齢者居住施設等を将来設計等を勘案し作成すると。6年度は方針の作成になっているんです。7年、8年で実際にどうするかということを予定しているのかなと、これは想像ですけども、するんですけども。

だから、6年度は1,100万だけでも、3年間で支払い準備基金を9,000万まで使うと。これはこのこととそういうふうに関わっているのか。どうして、7年と8年で、平均しても、どんどん増えていくような取崩しをしなければならないのかについて伺います。

○議長（野田省一君） 今井保健介護課参事。

○保健介護課参事（今井喜代子君） 3年間の中でというところですけども、まず、今、介護認定率が物すごく増えているというところは、ひとつ押さえていただきたいと思います。

令和4年度までと比べまして、令和5年度につきましては、急激に介護認定率が増えておりまして、今まで大体十五、六%台の介護認定率で経過していたものが、令和5年度の今、直近で2月の末の状況で、19.0%という介護認定率になっております。

これはかなり全国、全道に近づくような介護認定率になってきたかなというふうに思っております。

85歳以上の人口が増えているという中では、85歳以上の方につきましては、介護認定する割合というかパーセンテージが多いというところで、そこが多いことによって、今しばらくはこの高い介護認定率が続くだろうというふうに推測をしているところです。

それで、令和6年度につきましては、取崩し額のほうはまだ少なめですけども、令和7年度、8年度につきましては、新たな事業とかも含めて考えて計算をしておりますので、それで高い金額での取崩しが必要というふうに試算をしているところです。

以上です。

○議長（野田省一君） ほかに。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 今、介護認定率が19.0%で全国に近づいていると、今まで低かったですよね、確かにね。

ですけども、この介護認定数の数字見て9期、それから参考に12年度、32年度が出ていますけれども、そんなびっくりするほど増えないんですよ、想定では。令和6年度は570人で、7年度は572人ですよ。おまけにね、8年度は578人ですよ。そのぐらいしか増えていかないんですよ。

だから、それなのになぜこんなふうに、介護度5だって全部同じ数字ですよ。それから、介護度4も79、79、80ですよ。そんなに増えているという感じですか。介護度3も72、73、74ですよ。このぐらいの増え方で、なぜこんなふうになるのかと。

それで補正予算でもやりますけれども、結局、介護給付費が使われなくて戻りますよね、補正で。補正予算出ていますけれども、介護給付費が当初予算よりも使われなくて、補正予算でも残り残っていますよね。そういうことをずっと繰り返しているんです。そして、介護支払い準備基金が増えていると。

これは、今払っている人たち、今サービスを受ける人たちに還元すべきお金だって、私はずっと言っています、これ。今後のためにではないんですよ。今受けている人たちがきちんとしたサービスを受けるために、このお金は使うべきお金なんです。ためていていいお金ではないんです、これ。

なぜこんなことが繰り返されるんだろうといつも不満に思っているんですけども、これについての御答弁ください。

○議長（野田省一君） 今井参事。

○保健介護課参事（今井喜代子君） まず、介護認定率が増えているというところがありまして、あと、介護給付費を払うに当たって、第1号被保険者のほうが減少していっております。ですので、その分1人当たりの負担が大きくなっていくということも1つの要因としては挙げられております。

それで、今年度、令和5年度につきましては、介護認定率が上がって給付費も増えているという現状がありますので、その中で基金のほうの取崩しを予定しております。1,190万ほどの今年度、令和5年度中に取崩しをしなければいけないという予測が立っております、それを考えていきますと、来年度以降につきましても取崩しをしなければ間に合わない現状というところが見えてくるのかなというふうに思っております。

あわせて、令和7年度、8年度につきましては、新たに町内に有料老人ホームが建つような計画も、今民間事業所と話をしております、そこの部分の給付費につきましても上がっていくということを勘案して計算をしておりますので、その分、上がるという予測の下で計算をしているところです。

以上です。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 今、昨日のお話でそこが出てくるかなと思いながら聞いていたら、今出てきたので、ちょっと驚きましたけれども、それはちょっと後で聞きます。

最初に私が聞きたいのは、まず、これ皆さんも、私もそうですけれども、理解するために、第6条中の第1項云々というところ、これ、何が何の項目かということをもまず説明してほしいというのが第1点です。

それから、いま一つは、今回の改正のポイントは、これまでの9段階を13段階にするということですよ。これはなぜこうするのかということをも明らかにする必要あると思うんです。

よ。こうなってきますからって、こういう平たい説明だけじゃ、ちょっとまずいんじゃないかというふうに思うんです。

それから、先ほどとの関連で、ある指針年度、24年度は1,190万の取崩しの予定ということは、私たちが予算を見れば分かるんですけども、23年度は、やっぱり1,300万ぐらいでしたよね。

今後、これから3年間で言えば9,000万ぐらいの取崩しをしたいということなんだけれども、実際問題、23年、24年という関係の中では、そんな多額の基金取崩しはしていませんよね、現状として。そこのところで質問をしていたのに、9,000万という話が出ただけけれども、今の状況だと、これから3年ということであって、現状のように、これから3年であって、9,000万であっても年額、平たく言えば3,000万ですよ。そうすると今、9,000万から1億ぐらいの平たく言えば基金があるわけで、その差分を一定程度、保険料に充てるということは、これは十分可能だというふうに思います。

しかし、それができないのが今おっしゃられた今度の9期計画の中に、有料老人ホームを建設するということがあるということなんですか。それは、そこのところはっきりしているということなんですか。そこら辺も含めて、改めてきちっと整理してほしいと思います。

○議長（野田省一君） 菅原課長。

○保健介護課長（菅原光博君） 条例の部分、第6条についての説明の部分でございますが、こちらにつきましては、第6条で保険料率の年度を令和3年度から5年となっていたものを、9期計画に合わせまして、令和6年度から8年度に改正いたしまして、なおかつ、算出されました介護保険の基準額に合った形でそれぞれの、これまで1号から9号まででございましたが、13段階になったということで、それぞれの保険料を定めたところでございます。

また、介護保険料の算出についてということで、まず、全員協議会におきましても説明させていただいておりますが、介護保険料の算出方法について改めて、説明をさせていただきたいと思います。

まず、介護給付費、むかわ町が見込んでいる介護給付費の負担割合でございますが、50%が国、道、町が負担することとなっております。残りの50%を1号被保険者、2号被保険者で負担することになりますが、これを1号被保険者分の負担を1号被保険者の数で割り返しますと、むかわ町は、先ほどから申し上げますとおり5,899円となります。

このままでいくと5,899円、これがむかわ町の介護保険の基準額となりますけれども、そこに、この準備基金を充当することにより5,000円に引き下げているということで御理解い

ただければと思います。

以上でございます。

○議長（野田省一君） 今井参事。

○保健介護課参事（今井喜代子君） 13段階のほうにする理由につきましては、国のほうからも出されているところではありますけれども、まず低所得者の部分の分配を少し下げて引下げをして、それから高所得者について上げていくというところで定められているところです。

それと、令和5年度の基金の取崩し額、すみません、1,100と言いましたけれども、1,900万の間違いでございましたので、訂正させていただきたいと思います。

それと、有料老人ホームの関係ですけれども、民間の事業所のほうで手挙げをしております、建設をしたいという御意向が出されているところです。来年度、手挙げというか、申請をしながら、実際に開設できるのが、再来年度以降になるのかなというところを見越しまして計算をしているところになりますので、まだ確定ということではないんですけれども、そのような形の動きがあるということで押さえていただければと思います。

以上です。

○議長（野田省一君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 有料老人ホームが、有料であっても老人ホームができるということはどうでしょう。僕も入るのかなと思って、入れないなど。余計な話は別にして。

9段階を13段階にしたというのは、今、国のほうもあってということで、ちょっと濁したようなんですけれども、あれでしょう。私たちがいろいろ調べている範囲の中で言えば、9段階から13段階にしたというのは、これまでは、ここに対して国からの保険料負担軽減措置は別枠であったんですね。それは、いわゆる消費税が10%に引き上げられて福祉に使いますよと言っていた、そのうちのほんのちょびっと分を充てていたということがあったんですよ。

しかし、これを23年度から取っ払ってしまって、そのこととも関連して、その流れの中で、低所得者への軽減対策として、そして今度は、13段階に広げて、10段階から13までのこの高額になる保険料の人たちには、この分で、いわゆるここで言っている減額になる部分ですよ、ここで言っているね、このイチサンに対して、10段階以降増えた分をイチサンの低所得の軽減対策に回そうということでしょう。

だとすれば、それで、10段階以降でどれぐらいの保険料が全部総体の中で何%ぐらい占めてこられるのかということと、それがイチサン段階のこの軽減対策のほうにどれだけ回っていったら、そのキャパシティがどのぐらいあるのかということをおそらく明らかにしてもら

いたいというふうに思うんです。

そういうことがやっぱり、お互い分かっていかないと、なかなか大変だろうというふうに思っているし、私はこれで、この負担だけが増えちゃって軽減対策のほうに本当にそれが回っていくのか、この状況の中で、というふうに思っているんですよ。その辺の説明をお願いしたい。

○議長（野田省一君） 菅原課長。

○保健介護課長（菅原光博君） 私のほうから、この質問にお答えしたいと思います。

まず、10段階以降の方たちのパーセントというところでは、ちょっと金額としては今すぐ出ないんですけども、見込みとしましては約82名の方がこれまでの9段階から10段階に移るような予定となっております。

この分、この方々が増額になるということなんですけれども、もちろんこの部分が、第1段階、第2段階、第3段階の方たちの軽減分に充てるという部分もございますけれども、これまで実施されてきました消費税分の軽減につきましては、24年度も継続して実施することとなっております。割合としては若干変わりますけれども、引き続き公費の負担軽減というのは継続することとなっておりますので御理解ください。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

[発言する者あり]

○議長（野田省一君） 菅原課長。

○保健介護課長（菅原光博君） 率というか、ちょっと金額でもよろしいでしょうか。

9段階をベースとしまして、9段階で10万2,000円なんですけれども、10段階で2万200円、11段階で3万2,200円、12段階で4万4,200円、13段階で5万200円となります。

これに人数を掛ければ、大体どれぐらいの金額かというのは出るんですけども、今すぐはちょっと出ない状況なんですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（野田省一君） ほかに。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） こういうふうな新たな仕組みをつくるということになればですよ、いずれにしても、皆さんへの負担がかかってくるわけです。特に、私たちのような、私はもう関わりなくなるから、第1号保険者であればまだ介護サービスを使うということもありますけれども、第2号保険者の方々になれば、ここのところは変わってくる。負担だけ強られるという状況、これは今直接には来ないかもしれませんが、そういう状況があるん

だから、やっぱりこういうものというのは、本当に地域住民の皆さんに理解いただくようなことでないと、僕は本当にこれからの継続、持続的な運営というのは厳しいと思うんです。

ですから、そういう意味では、今言われたように、ここに今、金額に、10号からの金額に増加分について人数掛ければ出ますよという話じゃなくて、やっぱりそういうところで、それがどれぐらいの、いわゆる所得の高い人たちがどのぐらいの割合になっていって、その分から軽減対策にどれぐらい回ってというようなことに行かないといけないと思うんですよ。

いずれにしても、今回、基準で400円上がるわけですから、イチサンのところにこれが回ったとしても、僕はこのイチサン段階の所得の低い方だって、基準が上がっていくとなれば、今の状況であれば、第2段階だけは上げないようにしているのかな、そういう措置はあるけれども、全体としては保険料が負担が増えていくという状況になると思っているんですよ。

であれば、これはやっぱり、もっともっと、本当に町民の皆さんに、この町で頑張ってくれと、長生きしようぜという、そういう呼びかけをするためには、やっぱりそういう優しさが必要じゃないか。

だから、本当にそれを明らかにする必要があると思っておりますけれども、そういう意味で、それぞれの負担がどのようになるか、大まかでいいですから出せるなら出してください。出せないから出せないと言ってください。

○議長（野田省一君） 暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時09分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

菅原課長。

○保健介護課長（菅原光博君） 介護保険料について説明をさせていただきます。

それぞれの1段階目から9段階目までの保険料につきましては、皆さん上がるような形となります。

第1段階で600円、これ年額になります、年額で600円、第2段階で1,500円、第3段階で2,500円、第4段階で4,400円、第5段階で4,800円、第6段階で6,200円、第7段階で6,300円、第8段階で7,200円、第9段階で8,200円となります。

第10段階以降につきましては、先ほど申しましたとおり、9段階と比較してお伝えした額となります。

これらにつきましては、基準に対する割合というのは、第1段階、第2段階、第3段階とも、前年度から比較しまして割合としては下がっておりますが、公費負担の軽減分については若干上がっているような状態となっております。

なお、この保険料につきましては、12月の保健医療福祉推進協議会においても協議されてございます。また、その後の全員協議会での御説明を経て、さらには2月からのパブリックコメント等手順を踏んだ上で、ホームページでの公表もしてございます。

今後につきましても、丁寧な説明ということで、高齢者ガイドブック等にもそういったところを分かりやすく記載するなど、住民の皆さんに周知を図ってまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） いろいろ説明を受けましたけれども、やはり私は、この改定に納得はできないところです。

高齢者の方の負担増を下げるためにも、基金の問題もお話が出ましたけれども、やはり基金の活用の仕方として、これは私は正しいやり方ではないと思っておりますので、反対いたします。

○議長（野田省一君） 次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

5番、東議員。

○5番（東 千吉君） 議案第18号、本案に賛成の立場から意見を述べさせていただきたいと思っております。

少子高齢化時代、高齢化社会において、介護サービスの質の向上、その他の生産性の向上に資する取組の促進は、やむを得ないというふうに思っております。

訪問介護、定期巡回等、ケアマネジャー、介護職員の不足への対応、あるいはまた待遇改善と、お金にまつわる課題は多く、これは避けて通れないというふうに思っております。

したがしまして、国保税条例同様、断腸の思いでございますけれども、原案に賛同するものです。

○議長（野田省一君） そのほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第18号 むかわ町介護保険条例の一部を改正する条例案を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（野田省一君） 起立多数です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第18、議案第19号 むかわ町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

江後経済建設課参事。

〔江後秀也経済建設課参事 登壇〕

○経済建設課参事（江後秀也君） 議案第19号 むかわ町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

議案書49ページ、議案第19号をお開き願います。

本条例は、道路占用料について、道路法施行令の一部改正に伴い、単価変更及び区分を整理するため所要の改正を行うものでございます。

市町村における道路占用料につきましては、条例等で定めることとなっておりますが、その際には、道路法施行令に定める占用料の額を参考として設定するよう努めることと国より指導されております。

令和3年度に行われた固定資産評価額の評価替え、地価に対する賃料水準の変動等を反映した道路法施行令の改正に伴い、本条例における占用料の改正を行おうとするものでございます。

改正内容につきましては、別途お配りしております議案説明資料105ページ、議案第19号

資料新旧対照表をお開き願います。

この別表は、各物件に対する道路占用料の単価一覧でございます。

この中では、記載のとおり、ほぼ全てにわたっての単価改正としております。

議案書51ページにお戻り願います。

附則といたしまして、この条例の施行日を令和6年4月1日としており、経過措置としては、施行日以前の期間に係る占用料としては従前の例によるものとします。

以上、提案理由の説明を終わります。

御審議、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第19号 むかわ町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第19、議案第20号 むかわ町上水道事業給水条例の一部を改正する条例案を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

佐藤経済建設課主幹。

〔佐藤 琢経済建設課主幹 登壇〕

○**経済建設課主幹（佐藤 琢君）** 議案第20号 むかわ町上下水道事業給水条例の一部を改正する条例案について提案内容の御説明を申し上げます。

議案書53ページをお開き願います。

本条例の改定趣旨は、水道法等による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するための水道法が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

説明の都合上、説明資料の109ページをお開きください。

第7条、第1項及び第31条第2項中、「厚生労働省令」を「国土交通省令」に、第38条第1項第5号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改めるものでございます。

議案書53ページに戻って御説明申し上げます。

附則につきましては、この改正規定は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第20号につきまして議案の説明を申し上げます。

よろしく御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○**議長（野田省一君）** 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、小坂議員。

○**10番（小坂利政君）** 議案の第20号でありますけれども、省庁の改編ということの捉え方でもいいのかと思うんですが、元をたただせば水利権の問題が微妙に将来影響してくるのかなど。水利権の監督省庁は国土交通省でこれいいんでしょうけれども、そのために厚生労働省から国交省に替わったという理由も裏側にあるのかな、その辺ちょっと確認の意味でお伺いをさせていただきたい。

○**議長（野田省一君）** 佐藤主幹。

○**経済建設課主幹（佐藤 琢君）** 私のほうからお答えします。

今回の改正につきましては、公共下水道ですとかインフラの関係が、国土交通省が所管となつてございます。それに伴いまして、水道のほうもそちらのほうに合わせて移管するという事で提案されているものでございます。

あと、環境大臣につきましては、水質関係の管理をするということで、こちらのほうに移管しているということでございます。

以上です。

○**議長（野田省一君）** 10番、小坂議員。

○10番（小坂利政君） その辺の理由については私も明らかなところは分かりませんが、たまたま北海道も含め日本全体が、いわゆる水源に対する考え方というか価値観が非常に世界的に高まっているという背景もあるんです。

そんな中で、監督官庁が替わるという背景には、多少なりとも地域における、地下水源、水道、それから流域の問題も含めて国交省が一元管理をするというふうになるのかなと、私はそういう捉え方しているものですから、その辺も、後々のことも考えて担当の所管としては、一定程度その辺も調査をしながら、町民にとって使い勝手のいい水利権というか、水道の確保に努めていただければなど、そんな気持ちで今お話をさせていただきますので、確認をしていただきたいと思います。

○議長（野田省一君） 大塚経済建設課長。

○経済建設課長（大塚治樹君） 水利権に関しては、もともと国土交通省さんが所管していますので、問題ないのかなと思いますけれども、そういう水源の関係については、ちょっと今、分かっていないものですから、調べさせていただきますので御了承ください。

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第20号 むかわ町上水道事業給水条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第20、議案第21号 むかわ町地域保育所設置条例を廃止する条例

案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

熊谷福祉・子育て課長。

〔熊谷伸一福祉・子育て課長 登壇〕

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君） 議案第21号 むかわ町地域保育所設置条例を廃止する条例案について御説明させていただきます。

議案書55ページ、議案第21号をお開き願います。

条例の廃止につきましては、現在、鶴川地区で運営しております田浦のひまわり保育所及び花岡のたんぼぼ保育所が本年、令和5年度末をもって閉所することにより、むかわ町地域保育所設置条例に該当する施設がなくなることから条例の廃止を行うものです。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上で、提案の説明を終わります。

御審議、御決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第21号 むかわ町地域保育所設置条例を廃止する条例案を採決いたします。  
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第22号から議案第28号及び議案第36号の一括上程、説明、

## 質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第21、議案第22号 令和5年度むかわ町一般会計補正予算（第12号）から日程第28、議案第36号 令和5年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第5号）までの8件を一括議題といたします。

議案第22号から議案第28号まで及び議案第36号の8件について提案理由の説明を求めます。

三上総務財政課主幹。

〔三上 祐総務財政課主幹 登壇〕

○総務財政課主幹（三上 祐君） 議案第22号 令和5年度むかわ町一般会計補正予算（第12号）から議案第28号 令和5年度むかわ町病院事業会計補正予算（第2号）及び追加議案、議案第36号 令和5年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第5号）の8件を一括して御説明申し上げます。

議案書は57ページをお開き願います。

初めに、議案第22号 令和5年度むかわ町一般会計補正予算（第12号）につきまして、御説明いたします。

本補正につきましては、歳出におきましては、新たな補助金の内定及び寄附金の採納に伴う各種基金の原資積立金による予算の追加がございますが、各事務事業の年度内実績執行見込みからの整理、歳入におきましては、企業版ふるさと納税を追加するほか、国・道支出金及び町債は、歳出で補正する各事務事業の特定財源の調整、町税から使用料及び手数料、財産収入から諸収入までの一部を除いては、年度内の収入見込みからそれぞれ整理する内容となっております。

この後説明する議案も含めまして、追加する項目を中心に御説明申し上げます。

議案書57ページ、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ3億4,974万2,000円を減額し、歳入歳出をそれぞれ98億1,818万5,000円とするものでございます。

補正する款項及び補正後の金額は、議案書58ページから63ページの第1表歳入歳出予算補正となっております。

次に、議案書64ページをお開き願います。

第2条繰越明許費補正の件、第2表繰越明許費補正でございます。

本補正で追加する6事業につきましては、2款戸籍・住民記録システム改修事業につきましては、社会保障・税番号制度の対応に必要なシステム改修として、年度内の執行が難しいことから繰越設定を行うもの、5款担い手確保・経営強化支援事業につきましては、農業者

の機器等を整備する北海道の間接補助金が採択され、本補正で予算を追加いたしますが、事業完了が翌年度となることから繰越設定を行うもの。施設園芸生産基盤緊急支援事業につきましては、ハウスの遮熱材を導入する北海道の間接補助金が採択予定であり、本補正で予算を追加いたしますが、事業完了が翌年度となることから繰越設定を行うもの。水田農業緊急対策事業につきましては、転作田から水稲作付を行うため、畦畔の補修や圃場均平を行うための支援に対し、本年春以降の施行要望に伴い繰越設定を行うもの。花岡地区排水路整備事業につきましては、農業水路等長寿命化・防災減災事業として、整備工事の推進に伴う特定財源の内定があり、事業実施が翌年度となることから繰越設定を行うもの、道営農業農村整備事業につきましては、道営土地改良事業に係る農家負担軽減を図るための特別対策、次世代農業促進生産基盤特別対策事業において国及び北海道の事業推進に伴い、令和5年度で事業採択され本補正で予算を追加いたしますが、既定額の一部を含め事業の実施が翌年度となることから繰越設定を行うものでございます。

次に、議案書65ページをお開き願います。

第3条地方債補正の件、第3表地方債補正でございます。

本補正に伴い各事業の執行実績見込みから、19の事業債につきまして限度額を廃止、変更するものでございます。

各事務事業に係る補正の内容につきまして、説明の都合上、別に配付してございます令和5年度むかわ町一般会計補正予算（第12号）に関する説明書により御説明申し上げます。

3ページの歳入から御説明申し上げます。

1款町税につきましては、1項町民税は、個人所得の減少及び法人の業績による申告納税額の減少、2項固定資産税は、償却資産の年次逦減及び資産減失により当初見込みより収納額の減少、3項軽自動車税及び4項町たばこ税は、課税に伴う実績により減少し町税全体で3,643万円を減額するものでございます。

2ページ、2款地方譲与税につきましては、森林環境譲与税の交付見込みに基づき174万4,000円を追加するものでございます。10款地方交付税の1億9,159万8,000円の追加につきましては、普通交付税の確定額が39億1,159万8,000円となったことから、既定額37億5,000万円との差額1億6,159万8,000円を追加。特別交付税においては、12月交付確定額から今年度の交付総額を見込み、既定額との差額として3,000万円を追加するものでございます。12款分担金及び負担金につきましては、4ページに記載の畜産担い手育成総合整備事業負担金の減額などにより498万8,000円の減額となるものでございます。13款使用料及び手数料につ

きましては、それぞれの事業での決算見込みにより補正するもので、公営住宅使用料などの減額により413万3,000円の減額となるものでございます。

6ページの14款国庫支出金につきましては、各事業の実績見込みにより整理で増減がございましたが、全体で1,859万6,000円の減額となっております。その中でも、保育所運営費国庫負担金は、物価高騰等による補助基準単価の増により1,098万8,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、事業実績に伴う追加配分として1,392万6,000円。社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、先ほど繰越明許費補正で御説明申し上げました事業費の一部財源として323万2,000円を追加するものでございます。

7ページから9ページにかけての15款道支出金につきましては、国庫支出金と同様、各事業の実績見込みにより増減がございましたが、全体で925万円の追加となっております。その中でも7ページ中段の保育所運営費道負担金は、国庫負担金と同じ理由で612万6,000円、8ページ中段から9ページ上段の農業費補助金として、次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金1,206万4,000円、担い手確保・経営強化支援事業補助金1,076万円、施設園芸生産基盤緊急支援事業費補助金6万4,000円につきましては、先ほど繰越明許費補正で御説明申し上げました事業費の一部財源として追加するものでございます。

9ページから11ページにかけての16款財産収入につきましては、職員住宅に係る建物貸付料及び光ネットワーク回線等貸付料の実績により追加はあるものの、11ページ中段、町有林立木等売払収入実績の減額などにより、財産収入全体で104万6,000円の減額となっております。

11ページ下段、17款寄附金につきましては、全体で1,621万4,000円の減額、その内訳といたしまして、一般寄附金がふるさと納税において当初の見込みより2,750万円減額する一方で、ふるさと納税以外の一般寄附金として、北海道胆振東部地震災害義援金口座の閉鎖に伴い456万7,952円の追加及び苫小牧信用金庫各店舗において北海道胆振東部地震の募金活動として56万8,242円を採納いただき追加したことにより、一般寄附金といたしましては2,236万4,000円の減額。指定寄附金は、令和5年第4回町議会定例会以降6件615万円の申出があり、採納いたしましたことから追加してございます。

企業版ふるさと納税を採納した6件のうち、寄附者の御意向により公表可能な範囲で御報告を申し上げます。

安心・快適な生活環境を創る事業と、むかわファンを増やし、賑わいと活力を創る事業への2件の申出として、林道維持管理事務、タウンプロモーション戦略推進事業に活用するも

のとするものとして、大阪府大阪市西区靱本町1-6-21、株式会社コシイプレザービング様から300万円を採納、みんなで支え合い、明るい未来を創る事業に対する申出が2件で、復興拠点施設等整備事業Ⅱのマーケットサウンディング業務に活用するものとして、苫小牧市表町3丁目一番6号、苫小牧信用金庫様から150万円を採納、札幌市中央区南9条西5丁目421番地、株式会社セイコーマート様から採納、むかわファンを増やし、賑わいと活力を創る事業に対する申出が2件で、1件目は、タウンプロモーション戦略推進事業に活用するものとして札幌市中央区北4条西1丁目3番地、ホクレン農業協同組合連合会様から100万円を採納。2件目は、ししゃもふ化場管理運営事務に活用してございます。

御報告した6件の指定寄附金につきましては、歳出4事業におきまして、財源振替を行い、本年度中に活用を図らせていただきます。

続きまして、11ページ下段から12ページにかけての18款繰入金につきましては、各基金充当事業の確定及び決算見込みにより基金繰入金を整理するもので、全体で2億5,632万9,000円を減額するものでございます。

12ページ下段、19款繰越金につきましては、これまでの補正予算で未計上となっておりました905万円を追加するものでございます。

13ページから14ページの20款諸収入につきましては、中小企業振興融資貸付けの年度内実績の見込みによる減、看護師養成修学資金貸付金収入につきましては、貸付対象者が町外医療機関への勤務移行に伴い、貸付金の元金返還として追加、宝くじ交付金の確定による減、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金は、今年度策定のむかわ町再生可能エネルギー導入計画策定事業に対する財源として追加、工事発生材等売払収入については、JR日高線跡地、鉄道レールの鋼材の売却収入等を追加し、諸収入全体で523万7,000円の追加となっております。

14ページから15ページにかけての21款町債につきましては、各事業の確定に伴う借入限度額の追加及び減額でございまして、地方債補正で説明しましたとおり全19事業で2億2,888万5,000円を減額するものでございます。

続きまして、16ページからの歳出につきまして御説明申し上げます。

1款議会費につきましては、年度末における整理予算として全体で51万円を減額するものでございます。

2款総務費につきましては、制度改正に伴うシステム改修経費及びふるさと納税や一般寄附金の御意向に伴い後年度以降の事業に活用するため、基金原資の積立てや各種基金の前年

度末現在高に伴う利子積立てなどを追加いたしますが、総務費全体で4,066万2,000円を減額するものでございます。

2款におきまして、一般寄附等に伴う基金の原資積立金及び利子積立金以外で追加する事務事業とその内容につきましては、16ページ中段、30番、総務一般事務は、人事給与システム制度改正に伴う対応経費として41万8,000円、19ページ中段、190番、減債基金積立金は、本年度の普通交付税追加に伴い翌年度以降の臨時財政対策債の元利償還金の一部を償還するための原資積立金として追加、200番、基本基金積立金は、町有林造成事業の実績、間伐材及び皆伐の立木売払収入に係る財源充当差額を原資積立金として追加、20ページ、225番の2、地域情報管理運営事務総合支所の修繕料は、情報通信施設の電柱及び機器等の修繕箇所増に伴い、138万円を追加。

24ページから25ページ、450番、税務一般事務につきましては、住民税システム制度改正に伴う対応経費として124万6,000円、過年度修正申告に伴う諸税の還付金として60万2,000円を追加、460番、戸籍等一般事務は、社会保障・税番号制度の対応に必要なシステム改修経費として追加し繰越明許費を設定、26ページ、570番、指定統計調査事務は、歳入道委託金の特定財源補正に伴い追加するものでございます。

続きまして、27ページからの3款民生費2,903万7,000円の減額につきましては、608番、アイヌ政策推進交付金事業におきまして、本年度、両地区においてアイヌ文様のラッピングバスを整備した事業費の執行残など、各事務事業における年度末の整理予算により減額となるものですが、3款におきまして追加する事務事業及びその内容につきましては、29ページ、810番、介護保険特別会計繰出金につきましては、この後の議案第25号で説明いたします介護保険特別会計補正予算に伴う追加、880番、子ども医療費給付事業及び885番、子育て支援医療費還元事業、890番、ひとり親家庭等医療費助成事業につきましては、インフルエンザの流行等に伴い扶助費を追加するものでございます。

32ページからの4款衛生費につきましては、34ページの下段、1040番、予防接種事業の償還金12万1,000円及び36ページ上段の1041番、感染症対策ワクチン接種事業の償還金583万9,000円の追加につきましては、令和4年度事業実績に伴う国費の返還分として追加はありますが、各種健康診査事業や予防接種事業などの減額により、衛生費全体で3,258万9,000円の減額となるものでございます。

36ページからの5款農林水産業費につきましては、37ページ、1210番、地域農業推進事業におきまして繰越事業となります農業者の機器等整備に係る担い手確保・経営強化支援事業

補助金1,076万円及び施設園芸生産基盤緊急支援事業費補助金で6万4,000円、38ページ、1280番、農業基盤整備事業におきましては、繰越事業となります農業水路等長寿命化・防災減災事業に伴う花岡地区排水路整備事業に係る整備工事で134万円及び国・道の事業推進として道営水利施設等保全高度化事業に係る負担金で2,546万3,000円などを追加。

また、41ページの上段、1419番、森林環境譲与税基金積立金においては、本年度の事業実績に伴い次年度以降の活用を図るため、原資積立金506万5,000円を追加するものでございますが、林業費及び水産業費の事業実績に伴い、農林水産業費全体で660万6,000円の減額となるものでございます。

42ページからの6款商工費につきましては、1480番、商工業振興対策事業において年度内の融資実績により中小企業振興融資貸付金を4,000万円減額、44ページ、1595番、地域おこし協力隊活動支援事務において、当初予定からの隊員数の減少等により6,504万6,000円の減額など、商工費全体で1億1,237万3,000円の減額となるものでございます。

45ページからの7款土木費につきましては、46ページ、1640番、町道整備事業における道路整備工事及び1650番、建設機械等維持管理事務における車両購入費及び48ページから49ページの1750番、町営住宅維持管理事務における解体工事や補修工事の実績などにより、土木費全体で7,315万3,000円の減額となるものでございます。

次に、同じく49ページ中段、8款消防費につきましては、1770番、胆振東部消防組合運営事務における負担金の精算などにより消防費全体で1,785万5,000円の減額となるものでございます。

次に、同じく49ページの下段からの9款教育費につきましては、ふるさと納税の寄附者の御意向に伴い後年度以降の事業に活用するため、基金原資積立金のほか社会教育施設における燃料費及び光熱水費における年度内執行見込額の増加に伴い追加はいたしますが、その他の事務事業における年度末の整理予算により、教育費全体で2,468万3,000円の減額となるものでございます。

60ページ下段から61ページの10款公債費につきましては、前年度許可債までの借入れを含めた元金及び利息の確定、借入条件に係る利率の見直しに伴い元金で18万2,000円の追加、利子で288万2,000円の減額となるものでございます。

61ページ中段、11款諸支出金につきましては、各公営企業会計補正予算に基づき補正するものでございまして、病院事業会計補助金は、指定管理者の前会計年度分の決算を受け、損失額が4,005万3,000円と確定、下水道事業会計出資金は事業実績により追加、款全体では

4,055万6,000円を追加するものでございます。

61ページ下段からの12款給与費につきましては、年度末における整理予算により一般職給等合わせて5,013万円の減額となるものでございます。13款災害復旧費につきましては、歳入の特定財源である地方債補正に伴い財源振替をするものでございます。

以上で、議案第22号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第23号 令和5年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして御説明いたします。

議案書は67ページをお開き願います。

本補正につきましては、保険事業勘定補正予算（第3号）及び直診勘定補正予算（第2号）でございまして、事業勘定につきましては、国民健康保険税の収入見込み及び直診勘定に係る特別調整交付金として僻地診療施設運営費分の確定などに伴う歳入歳出の調整、直診勘定につきましては、歳出におきましては、各事務事業の執行見込みによる整理、歳入におきましては、診療収入見込み及び僻地運営に係る保険事業勘定からの繰入金等を含む財源の整理となっております。

第1条ですが、保険事業勘定における既定額、歳入歳出の総額からそれぞれ1,694万3,000円を減額し、歳入歳出をそれぞれ11億7,316万2,000円に、第2条ですが、直診勘定における既定額の歳入歳出の総額からそれぞれ4,875万2,000円を減額し、歳入歳出をそれぞれ4億1,730万4,000円とするものでございます。

なお、補正する款項及び補正後の金額は、保険事業勘定は議案書68ページからの第1表保険事業勘定歳入歳出予算補正、直診勘定は議案書70ページの第2表直診勘定歳入歳出予算補正となっております。

説明の都合上、先に保険事業勘定補正予算につきまして、別に配付してございます令和5年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）に関する説明書（保険事業勘定補正予算 第3号）により御説明申し上げます。

5ページの歳出から御説明申し上げます。

5款保健事業費につきましては、各事務事業の執行見込みによる整理予算として222万5,000円を減額、6款基金積立金につきましては、事業基金利子積立金として1万3,000円を追加、7款諸支出金につきましては、償還金といたしまして令和4年度に交付された北海道国民健康保険保険給付費等交付金の事業実績に伴い、返還の必要が生じたことから60万4,000円を追加、他会計繰出金といたしましては、僻地診療所運営に係る特別調整交付金の

確定に伴い、直診勘定への繰出金が1,533万5,000円の減額となるものでございます。

説明書3ページにお戻りいただきまして、歳入につきまして御説明申し上げます。

1款国民健康保険税につきましては、課税基礎となる被保険者の前年度所得が見込みを下回ったことから、現年課税分で2,059万9,000円、収納実績見込みから滞納繰越分を310万1,000円、合わせて2,370万円を減額、4款道支出金につきましては、先ほど歳出で御説明申し上げました僻地診療運営に係る特別調整交付金の確定等に伴う整理予算として1,620万円を減額、5款財産収入につきましては、基金積立てをする事業基金の利子の収入見込みにより1万3,000円を追加。6款繰入金につきましては、本補正に伴う財源調整として事業基金の繰入れ2,065万6,000円を追加、7款繰越金につきましては、これまでの補正予算で未計上となっておりました繰越金を予算化するため208万8,000円を追加、8款諸収入につきましては、滞納繰越分等の納付に係る延滞金を実績見込みにより20万円追加するものでございます。

続きまして、直診勘定補正予算の説明に移らせていただきます。

こちらにつきましても、説明の都合上、別に配付してございます令和5年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（直診勘定補正予算 第2号）により御説明申し上げます。5ページの歳出から御説明申し上げます。

1款総務費につきましては、一般管理費として給与費、一般事務費など、年度末執行見込みによる整理予算として全体で3,872万2,000円の減額となるものでございます。

6ページ下段からの2款医業費につきましては、患者数の減少により医療材料費、特殊検査委託料等に要する経費が見込みより下回ることから、全体で1,003万円の減額となるものでございます。

説明書は3ページにお戻りいただきまして、歳入につきまして御説明申し上げます。

1款診療収入につきましては、入院及び外来収入において患者数の減少により、各収入見込みが下回ることから、全体で2,714万4,000円の減額となるものでございます。

2款診療外収入につきましては、年度内収入見込みにより17万円を減額。4款繰入金につきましては、歳入歳出の決算見込みから必要となる一般会計からの繰入金が610万3,000円の減、僻地診療場運営に係る特別調整交付金算定額が見込みを下回ったことから、事業勘定からの繰入金1,533万5,000円の減、合わせて2,143万8,000円の減額となるものでございます。

以上で、議案第23号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第24号 令和5年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明いたします。

議案書71ページをお開き願います。

本補正につきましては、歳入におきまして医療保険料が当初の見込みから増加することに伴い、歳出におきまして広域連合に対する保険料負担金の追加を行うものです。

第1条ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ162万8,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ1億6,066万9,000円とするものでございます。

なお、補正する款項及び補正後の金額は、議案書72ページの第1表歳入歳出予算補正となっております。

説明の都合上、別に配付してございます令和5年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に関する説明書により御説明申し上げます。

4ページの歳出より3ページの歳入を合わせて御説明申し上げます。

歳出、2款分担金及び負担金につきましては、年度内における保険料賦課収入見込みから、保険料等負担金として162万8,000円を追加するもので、3ページの歳入、1款保険料の決算見込みのほか、3款において繰越金を予算化し、2款繰入金で財源調整を行うものでございます。

以上で、議案第24号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第25号 令和5年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

議案書は73ページをお開き願います。

本補正につきましては、保険給付費及び地域支援事業費の利用実績を踏まえた最終所要見込額のほか、各種事務事業の執行見込みからの整理、歳入におきましては、介護保険料の収入見込みのほか、各費目に係る財源調整を行うものでございます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ81万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億3,165万2,000円とするものでございます。

なお、補正する款項及び補正後の金額は、議案書74ページから77ページまでの第1表歳入歳出予算補正となっております。

説明の都合上、別に配付してございます令和5年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第3号）に関する説明書により御説明申し上げます。

6ページの歳出から御説明申し上げます。

1款総務費につきましては、一般事務及び認定審査事務における年度内の執行見込みから39万4,000円を減額するものでございます。2款保険給付費につきましては、6ページ下段

から7ページにかけての介護サービス等給付費において居宅介護サービス及び施設介護サービス、また居宅介護サービス計画給付費が、利用状況から今後の執行に不足が見込まれることから追加、7ページ中段から8ページにかけての他の項目におきましては、利用状況から今後の執行見込みは減額となりますが、保険給付費全体で333万円の追加となるものでございます。

8ページ下段から11ページまでの3款地域支援事業費につきましては、それぞれの事業実績見込みにより212万9,000円の減額となるものでございます。

11ページ下段の4款基金積立金につきましては、給付費準備基金利子積立金4,000円を追加するものでございます。

説明書は3ページにお戻りいただき、歳入につきまして御説明申し上げます。

1款保険料につきましては、保険料収納見込みを整理し86万円の減額となるものでございます。3款国庫支出金から4ページ5款道支出金及び7款繰入金のうち、一般会計繰入金につきましては、保険給付費及び地域支援事業費における負担割合に基づき収入の調整を行うものでございます。同じく、4ページの6款財産収入は、歳出同様の理由により追加するものでございます。

5ページの7款2項介護給付費準備基金繰入金につきましては、事業の最終見込みにより、整理し10万6,000円の減額となるものでございます。8款繰越金につきましては、これまでの補正予算で未計上となっておりました繰越金を予算化するものでございます。

以上で、議案第25号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第26号 令和5年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第4号）につきまして御説明いたします。

議案書は79ページをお開き願います。

本補正につきましては、各事業の年度内実績及び執行見込みによる整理予算として、議案書第2条収益的収入及び支出の予定額、議案書第3条資本的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

説明の都合上、別に配付してございます令和5年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第4号）に関する説明書により御説明申し上げます。

2ページの収益的支出から御説明いたします。

1款水道事業費用及び2款簡易水道等事業費用につきましては、年度内における執行見込みにより整理するものでございまして、これに伴い1ページの収益的収入、1款水道事業収

益につきましては、実績により給水収益を増額、2款簡易水道等事業収益につきましては、一般会計からの補助金や雑収益等で調整するものでございます。

続きまして、4ページにお進みいただき、資本的支出でございますが、1款水道事業、2款簡易水道等事業ともに建設改良による工事の入札減等により減額するものでございまして、これに対する資本的収入として3ページ、2款簡易水道等事業につきましては、企業債及び負担金を減額するものでございます。

議案書にお戻りいただき、80ページをお開き願います。

議案書第4条につきましては、本補正予算に伴い企業債の限度額を改め、議案書第5条につきましては、一般会計から補助を受け入れる金額につきまして本補正予算に伴い改めるものでございます。

以上で、議案第26号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第27号 令和5年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第3号）につきまして御説明いたします。

議案書81ページをお開き願います。

本補正につきましては、各事業の年度内実績及び執行見込みによる整理予算として、議案書第2条収益的収入及び支出の予定額、議案書第3条資本的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

説明の都合上、別に配付してございます令和5年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第3号）に関する説明書により御説明申し上げます。

2ページの収益的支出から御説明させていただきます。

1款公共下水道事業費用及び2款農業集落排水事業費用につきましては、年度内における執行見込みにより整理するものでございまして、これに伴い1ページの収益的収入、1款公共下水道事業収益、2款農業集落排水事業収益ともに一般会計からの補助金等で調整するものでございます。

続きまして、4ページにお進みいただき資本的支出でございますが、1款公共下水道事業、2款農業集落排水事業とともに建設改良による工事の入札減等により減額するものでございまして、これに対する資本的収入として、3ページ1款公共下水道事業につきましては、企業債及び補助金を減額し出資金を追加、2款農業集落排水事業につきましては、企業債及び補助金を減額するものでございます。

議案書にお戻りいただき、82ページをお開き願います。

議案書第4条につきましては、本補正予算に伴い企業債の限度額を改め、議案書第5条につきましては、一般会計から補助を受け入れる金額につきましては、本補正予算に伴い改めるものでございます。

以上で、議案第27号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第28号 令和5年度むかわ町病院事業会計補正予算（第2号）につきまして御説明いたします。

議案書83ページをお開き願います。

本補正につきましては、指定管理者である北海道厚生農業協同組合連合会の決算を受け、前年度会計の損失額が確定したことに伴い、損失交付金を追加するものでございます。

説明の都合上、別に配付してございます令和5年度むかわ町病院事業会計補正予算（第2号）に関する説明書により御説明申し上げます。

説明書1ページ下段、収益的支出、医業費用経費におきまして損失交付金の確定に伴い追加、上段の収益的収入、医業外収益におきまして、その財源として一般会計補助金を増額追加するものでございます。

議案書83ページにお戻り願います。

議案書第3条につきましては、一般会計から補助を受け入れる金額につきましては、本補正予算に伴い改めるものでございます。

以上で、議案第28号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第36号 令和5年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第5号）につきまして御説明申し上げます。

追加配付させていただきました議案書3ページをお開き願います。

本補正予算につきましては、簡易水道等事業に係る栄増圧ポンプ場機器に関する経費として、落雷による非常用発電機の機器復旧工事として建設改良費を追加するものでございます。

説明の都合上、別に配付してございます令和5年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第5号）に関する説明書により御説明申し上げます。

説明書1ページの下段、資本的支出、建設改良費、災害復旧費として執行する費用528万円を追加し、財源につきましては、上段、資本的収入の保険金として全額措置するものでございます。

以上で、議案第22号から議案第28号及び議案第36号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 説明が終わりました。

暫時休憩をいたします。

再開は15時40分とします。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 3時40分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑の順番は議案番号順といたします。

各会計とも質疑をされるときは、ページ数及び款項目節または事業番号を指示の上、質疑を願います。

議案第22号 令和5年度むかわ町一般会計補正予算（第12号）に関する説明書、別冊事項別明細書3歳出16ページから27ページまでの1款議会費及び2款総務費について質疑はありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 24ページの41で、四季の館管理運営事務なんですが、ちょっと私のところに要望がありまして、あそこに喫茶店がありますよね、あの何広場って言いましたっけ、あそこ全部南向きに向いていて、天井からお日様を遮るものが何もないんですよ。あそこに喫茶室もあるんですけども、あそこにいるお客様は、お日様が照っているときは非常につらいと、それで、日差しよけのようなものが作れないだろうかというような要望があったんですが、この点についてお考えがあれば伺います。

以上です。

言い方を間違えました。そういう検討はされなかったのですか。

○議長（野田省一君） 菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池 功君） 今回の補正の内容とちょっと。

〔「検討はされなかったんですかと聞いたんです」と呼ぶ者あり〕

○経済建設課参事（菊池 功君） 今年度中にですね。

今回の補正予算の内容につきましては、借り上げ料の減額ということで上げさせていただいております。ただいま御質問にありました施設内の検討事項については、今年度におきましては、そのような要望がありませんでした、声も聞こえませんでしたので、検討はしておりません。

○議長（野田省一君） そのほかに質疑ありませんか。

11番 北村議員。

○11番（北村 修君） 2点ほど伺いますが、1点目は19ページから20ページにかけてですが、この財産管理費のところ解体工事6,500万余りを減額しているとあったんですけども、これの箇所と、それからこの中身についてちょっと詳しく説明いただければと思います。それが1点。

もう一点は、25ページですが、最初の25ページの18節道自治体情報システム協議会負担金がここで120万ちょっとあって、そしてその下の戸籍のところ同じく自治体システムとあるんですけども、これは2つともこうやっていかないといけないということなのか、この辺の関係について説明をいただきたいと思います。

○議長（野田省一君） 三上総務財政課主幹。

○総務財政課主幹（三上 祐君） ただいまの御質問にお答えいたします。

210番、町有財産管理事務、解体に係る減額ということでの御質問でございました。今年度事業につきましては、旧地球体験館と旧消防鶴川支署の解体、こちらをこちらの予算で計上し、解体事務を実施してございます。

なお、この解体に係る契約の議決につきましては、第2回定例会で契約した議決ということで議決をいただきまして事業を執行しているという内容となっております。

以上です。

○議長（野田省一君） 小坂町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（小坂僚介君） 戸籍年金一般事務の道自治体情報システム協議会の負担金についてでございますが、こちら戸籍法等の改正によって読み仮名をつけるという改正がございます、読み仮名を登録するという改正がございます。そのための情報システム協議会負担金でございまして、こちらは国からの補助が100%、10分の10の補助となっております。

以上です。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

次に、27ページから36ページまでの3款民生費及び4款衛生費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

次に、36ページから49ページまでの5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費、8款消防費について質疑はありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 44ページの1595の地域おこし協力隊活動支援事務なんですが、これは6,500万円余りマイナス補正しているんですけれども、このようになった要因というのはどこにあるのか。

それから、年度当初に計画を立てるわけですが、この計画がどうだったのか、どんなような検証されていますか。

それから、地域おこし協力隊の方は、できれば任期満了後はむかわ町に残ってほしいということなんですけれども、それがなかなか進まない、そして、このように減額補正をする事態になっているということは、結構心配なことだなというふうに思っています。残っていただくための仕事、そういうものが最も重要になるんですけれども、町の魅力と合わせてこの辺もうちょっとよく考えていかなければ、協力隊員の事業も続けていけないんじゃないかなと、そういう心配もあるものですから、お考えがあれば理由も含めてお伺いします。

○議長（野田省一君） 菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池 功君） ただいまの質問についてお答えしたいと思います。

今回1595番、地域おこし協力隊活動支援事務につきましては、当初1億3,400万円ほどの予算に対しまして、執行見込みが6,900万ほどになることから、6,500万円の減額をしているところでございます。

令和5年度の予算につきましては、新たに企業研修型、行政連携型という新たな隊員の項目を増やし、計25名の定員、あと地域プロジェクトマネジャーの新規採用に加えまして、インターン制度を活用した地域おこしインターンという学生の受入れをする予定で事業を進めておりました。

当初25名の地域おこし協力隊のうち、現在起業型として隊員で働く者が6名、あと企業研修型につきましては10名の枠で年度当初より企業決定または募集活動をしましたが、なかな

か年度途中の採用がなく、現在のところ残念ながら1名、1月に着任されて働き出しているという状態でございます。

その他につきましては、年度途中に募集活動をしておりますが、今年度中の着任には至らず、新年度から着任を予定する企業もでございます。

我々の取組としては、早期に募集するというところで、昨年度は予算可決後早急に募集を開始したんですが、何分、年度の途中の採用活動ということでなかなか応募もなく、年度末になって来年度4月に向けてというような声も聞こえ出しているところでございますので、この募集活動に係る事務の取扱いとかも今年度は検証しますとともに、例えば広告料とかを国の財源を活用しながら、広告にかかる経費とかもちょっと新年度組み入れながら、どのような形で人が集まるかということの取組も考えているところでございます。

また、後段に質問がありました残ってもらうための形ということで、なかなか起業型で研修を終えた方が残っていただく働き場がないというのがありますし、一応起業型ということで募集をかけておりますので、3年間の活動でこの地で新たに起業をしていただくというような形で取組をしていますが、なかなかそこに至らずというのが反省されるところかなというふうに考えております。

また、新たな取組をしました企業研修型につきましては、募集の段階で3年後その企業に残るか、または町内で起業するかというような条件をつけながら募集しておりますので、ここは新たな期待になるのかなというふうに考えておりますので、今年度の反省を踏まえまして令和6年度につきましては、企業研修型また起業型等を含めまして、その募集段階から形を変えていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（野田省一君） 大塚経済建設課長。

○経済建設課長（大塚治樹君） 町の魅力に関しては、どういうふうに見られているかというのは、ちょっと私どもで全てを把握しているわけではありませんけれども、一般的にはやっぱり千歳に近いですとか、そういったことで首都圏に行きやすいですとか、そういったことはあろうかと思えます。

ただ、前にもお話ししましたけれども、アパートの新設をしている部分で、やはり町内に移住されている方が結構いらっしゃいますので、そういった意味で我々が考えている以上に町のポテンシャルというのは高いんだなというのは、そこからは見えるなというふうに思っています。

ですから、地域おこし協力隊に限らず、そういった魅力を発信しながら募集をかけていき

たいというふうに考えていますので、御理解いただければと思います。

○議長（野田省一君） 8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 町の魅力について、周りがどう思っているか分からないというところもありますけれども、それを知っていくということも必要であるというふうに私は思っているのと、一番問題なのは起業、菊池さんが言っていました3年後の任期満了後の、じゃこの町でどんな仕事をして生活をしていけるのか、ここが一番問題なわけですから、やはり町としても来ていただいた以上は、起業してここに残ってもらうということに力を注いでいかなければ、幾らこの制度がいい制度だと言っても、3年たったらいなくなってしまうんじや、ちっとも定住につながらないわけですから、その辺のしっかりとした考えを持って取り組んでいくということが必要だというふうに考えますがいかがですか。

○議長（野田省一君） 大塚課長。

○経済建設課長（大塚治樹君） 企業研修型ですとかそういったもので、先ほど参事のほうからもお話ししましたけれども、そういった起業していただくとか、その企業に残っていただくというのを条件に現在進めているところですので、そういう起業するというのが、どういった起業があるかということもあるかと思えますけれども、今年1月に着任された方なんかは、いろいろなことを考えていらっしゃる方でしたので、そういった方がどんどん増えていくことによって、むかわ町に残っていただくことができると思いますので、募集に関してはそういった部分を非常に重要視しながら考えていきますので、御理解いただければというふうに思います。

○議長（野田省一君） 8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 企業の中に残っていただいた隊員の方はいらっしゃるのかというのが一つと、じゃ、むかわに残ってどんな仕事ができるのかというところは、隊員の方に自分で考えてくださいというのではなくて、やっぱり町としても、じゃどんなところがあるんだろうかということと一緒に考えてあげないと、なかなか自分だけで3年間の間に自分で探してくださいみたいなことでは駄目だというふうに思うんですが、町長、答弁してください。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） これは補正予算の実績でというところで前置きしながらで、地域おこし協力隊については、先ほど担当の方から述べられているように非常に厚みを増してきている、地域をおこす協力隊ですから、もちろん今までも言われているように御縁を大事にして、どうつないでいくのかと、こういったところは町としても皆さんに、おこし協力隊に限

定しないでアピールできる、執行方針にも今回記載させていただきましたけれども、今後に向けてということで、タウンプロモーションの戦略、町を売り込むんだ、町のファンにもなってもらうんだと、これからの御縁も大切にしていこうなという、今まちづくりの大きな3つの柱の1つになっている全分野につながるものですから、おこし協力隊のこれからといったことも含めながら、タウンプロモーション、しっかりとむかわ版で取り組んでいきたいと考えております。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

[「残った隊員の方はいますか。具体的に教えてください」と呼ぶ者あり]

○議長（野田省一君） 答弁漏れ。

菊池参事。

○経済建設課参事（菊池 功君） それでは、私のほうから、これまで地域おこし協力隊の隊員としてむかわに着任して、卒隊後に本町に残って活動するメンバーにつきましては、現在4名おります。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

次に、49ページから62ページまでの9款教育費、10款公債費、11款諸支出金、12款給与費、13款災害復旧費について質疑はありますか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） すみません、補正予算なのに申し訳ありませんが、聞かせてください。

57ページの970-01、放課後子どもセンター管理運営事務なんですけど、ここに通っている子どもたちが土日に行われているエンジョイ事業に参加していると思うんですけども、いろんなところから聞かれているんですけど、このエンジョイ事業に参加する参加費を必要なものがあると。これは去年は合同会社に委託していると思うんですけども、それが土日の事業であろうとそこに委託しているにもかかわらず、参加する放課後子どもセンターに通っている子どもたちも含めて参加費を取られる事業があると、これはおかしいのではないかというお話があるんですけど、この辺の内容についてはどのようになっているんでしょうか。

○議長（野田省一君） 熊谷福祉・子育て課長。

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君） ただいまの質問にお答えします。

令和5年度からエンジョイ事業、放課後子ども教室事業については民間に委託している状況です。ただいま質問のございました参加費がかかる事業については、正確には今押さえてはいないんですが、事業にかかる材料費だとは思いますが、後ほど正確に確認してからお知らせいたします。

○議長（野田省一君） 8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 契約の仕様書の中に、ちょっと見ましたけれども、そういうものは入っていませんでしたので、その辺が授業をただただそこに委託するというのじゃなくて、そういう内容も含めてどのようなことをやっているのかも含めて、きちんと原課としては押さえる必要があると思いますので、詳しく調べて教えてください。

○議長（野田省一君） 熊谷課長。

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君） 正確に調べてお知らせいたします。

〔「 」と呼ぶ者あり〕

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君） やっています、はい。

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

次に、1ページから15ページまでの1、総括、2、歳入全般について質疑はありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 3ページの町税なんですけど、3,600万円ほど減額になっているんですけど、分野別にどの部分の町税の納入が落ち込んだのかについてお伺いします。

○議長（野田省一君） 佐々木町民生活課課長。

○町民生活課長（佐々木義弘君） 詳細について今確認したいのでちょっとお時間をいただけないでしょうか。

○議長（野田省一君） 暫時休憩といたします。

休憩 午後 4時03分

再開 午後 4時05分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

松本町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（松本和香君） 減額になったものについては、町民税個人の収納額の減、あと法人税、法人町民税の減、これは燃油高騰等による業績の悪化についてです。あと、固定資産の償却資産の減に伴う課税額の減、こちらのほうになっております。

○議長（野田省一君） ほかに質疑。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 私が一番聞きたかったのは、どの分野別か、産業別かとか農村だとか商店だとか、そういう部分でどうだったのかということをお聞きしたかったんです。経済状況が燃油高騰で、どこでも燃油高騰は大変ですから、農業分野も大変でしたし、農業も産業も大変だったと思うんです。だからそういう意味で、どこがどうなっていてこうなったんですかということをお聞きしたいんですけれども、分かりますか。

○議長（野田省一君） 松本主幹。

○町民生活課主幹（松本和香君） 質問にお答えいたします。

土木工事業において、資材高騰、燃油高騰等により法人税が低調したものであります。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 1点だけお伺いしますが、13ページ、3項であります。この中の1目の看護師養成修学資金貸付金、これの180万円が戻ってきた形になってきているんですけども、これはどういう状況でどうなったのか、ちょっと説明をお願いしたい。

○議長（野田省一君） 説明ありましたよね。もう一度。

答弁、高橋保健介護課主幹。

○保健介護課主幹（高橋佳香君） 看護師養成修学資金貸付金でございますけれども、町の貸付金を受けて学校に通いまして、看護師の資格を取得した後に、町内の医療機関であるとか事業所でお勤めいただくことを条件に貸付けを行っているものでございます。

その後、町内の施設、医療機関でお勤めではなく、町外の医療機関でしばらくお勤めされて、返還の猶予を受けながらお勤めされていた方が、今回そのまま町外の医療機関で今後も勤めていくということを決めましたので、貸付けの条件から外れてしまったため、一括返還となったものでございます。

○議長（野田省一君） ほかに質疑は。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 大体そういう内容だということは分かるんですけども、こういう今、看護師さんでも保育士さんでも来てもらうのが大変な状況の中に、こういう制度の中に関わった人を逃がしてしまうというか、せつかくそういう関わりを持っていたのに、そこがうまくいかなかった。ここのところを本当に考えなきゃいけないんじゃないかというふうに思うんです。

それで、町としては一定の期間はあったわけでしょう。違うところには、町外にはいたけれども、そこに一定の関わりというのはあったわけだ。そういうときに、我が町にという形のそういう接触の仕方、そういう対応というのはどんなふうに来てきたんですか。僕は本当に痛ましいと思うんですけども、そういう意味で聞いているんですが。

○議長（野田省一君） 高橋主幹。

○保健介護課主幹（高橋佳香君） 貸付けを終えて、資格を取得されお勤め始めた方に関しましては、毎年、年に一度その状況調査といたしますか、貸付けの猶予の申請も含めまして、就業している場所の証明ですとか、意向を確認することになっておりまして、また1年、町外、札幌であるとかの医療機関でお勤めする意向でありますとか、既に厚生病院などに就職しているので、返還しなくてもよい免除に当たっていきますという確認は取っております、最終的には、資格を取られて町の助成は受けたんですけども、御本人がどのようにお勤めしていくか、どこでお勤めしていくかというところは、御本人の判断にお任せしているという状況でございます。

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり57ページから66ページまでの予算総則第1表歳入歳出予算補正、第2表繰越明許費補正、第3表地方債補正の全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第22号の質疑を終わります。

次に、議案第23号 令和5年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）に関する別冊説明書（保険事業勘定補正予算 第3号）、事項別明細書1総括、2歳入、3歳出の全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

次に、令和5年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）に関する別冊説明書（直診勘定補正予算 第2号）、事項別明細書1総括、2歳入、3歳出の全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり67ページから70ページまでの予算総則第1表保険事業勘定歳入歳出予算補正、第2表直診勘定歳入歳出予算補正について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第23号の質疑を終わります。

次に、議案第24号 令和5年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に関する別冊説明書、事項別明細書1総括、2歳入、3歳出の全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり71ページ及び72ページの予算総則第1表歳入歳出予算補正について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第24号の質疑を終わります。

次に、議案第25号 令和5年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第3号）に関する別冊説明書、事項別明細書、1総括、2歳入、3歳出の全般について質疑はありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 何回もすみません。先ほどの議案の審議の続きなんですけれども、確認ですけれども、有料老人ホームの建設の予定があるよさだということは、今期の9期の6年、7年、8年の保険料に影響しているということはないのですね。その予定が、例えば令和6、7、8年度に例えば申請をしたとしても、実際に建設されるのはその後になるというふうな説明だったと思うんですけれども、違うのかな、その辺もうちょっと分かりやすく、このことが反映しているのか、していないのか、しているとすればどういうふうなことが影響されるのかということと、結局その答弁の後なんですけど、899円、5,000円になるということと、全てというか、居宅介護サービスの給付費が補正予算でも1,400万円ぐらい増えていますし、それから施設介護サービスも増えています。ただ、地域密着型の介護サービスの

給付費が減っているということで、差引き増えていると、1,139万4,000円ぐらい増えているということになっているんですけれども、その辺の、要するにサービス料、先ほど説明されたのみでこの基金はこれ以上崩せないということによろしいのかどうか。

それから、新年度から訪問介護サービスの基本の診療報酬が下げられるということで、先日もそのサービスを提供している、むかわ町内でいえば、日和と愛誠会なんですけれども、その経営がますます大変になるというふうなお話を伺いましたけれども、その辺についての手当ても何とかしなきゃならないとか、そういう町として何か考えていることがありましたら伺います。

○議長（野田省一君） 今、補正の範囲内で答えられる範囲で答弁願います。

菅原保健介護課長。

○保健介護課長（菅原光博君） 補正予算に関しまして、私のほうから説明をさせていただきます。

説明資料の7ページになりますけれども、1番の介護サービス等給付費、こちらが増額になってございまして1,139万4,000円となっております。この補正でそれ以外の予防サービスですとか減額になってございますけれども、これにつきましてはあくまでも介護保険の予算の中で実質流用的な形で、不足している部分になるべく余剰している部分を充てているような形となっております。

それでもなおかつ、介護保険事業費給付費が上がっているということで、さらに333万円増額するような運びとなっております。保険給付費の部分ですね。トータルで行きますと保険給付費については、当初8億3,430万4,000円でございますけれども、333万円増額になりまして、8億3,763万4,000円ということで、トータルとしましては給付費が上がっているとなっておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり73ページから77ページまでの予算総則第1表歳入歳出予算補正について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第25号の質疑を終わります。

次に、議案第26号 令和5年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第4号）に関する別冊

説明書、事項別明細書の全般、議案書つづり79ページ及び80ページの全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第26号の質疑を終わります。

次に、議案第27号 令和5年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第3号）に関する別冊説明書、事項別明細書の全般、議案書つづり81ページ及び82ページの全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第27号の質疑を終わります。

次に、議案第28号 令和5年度むかわ町病院事業会計補正予算（第2号）に関する別冊説明書、事項別明細書の全般、議案書つづり83ページの全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第28号の質疑を終わります。

次に、議案第36号 令和5年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第5号）に関する別冊説明書、事項別明細書の全般、別冊配付議案書の3ページの全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第36号の質疑を終わります。

これから議案第22号から議案第28号まで及び議案第36号の8件について討論を行います。討論の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第22号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第22号の討論を終わります。

次に、議案第23号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第23号の討論を終わります。

次に、議案第24号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第24号の討論を終わります。

次に、議案第25号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第25号の討論を終わります。

次に、議案第26号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第26号の討論を終わります。

次に、議案第27号の原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第27号の討論を終わります。

次に、議案第28号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第28号の討論を終わります。

次に、議案第36号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第36号の討論を終わります。

これから議案第22号から議案第28号まで及び議案第36号の8件を採決いたします。

採決の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第22号を採決します。

お諮りします。

議案第22号 令和5年度むかわ町一般会計補正予算（第12号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号を採決します。

お諮りします。

議案第23号 令和5年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号を採決します。

お諮りします。

議案第24号 令和5年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号を採決します。

お諮りします。

議案第25号 令和5年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号を採決します。

お諮りします。

議案第26号 令和5年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第4号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号を採決します。

お諮りします。

議案第27号 令和5年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第3号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号を採決します。

お諮りします。

議案第28号 令和5年度むかわ町病院事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号を採決します。

お諮りします。

議案第36号 令和5年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第5号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（野田省一君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

なお、明日の開会時間は午前10時とします。

御苦労さまでした。

散会 午後 4時27分

## 令和6年第1回むかわ町議会定例会

### 議事日程（第3号）

令和6年3月13日（水）午前10時開議

#### 町長提出事件

- 第 1 議案第29号 令和6年度むかわ町一般会計予算
- 第 2 議案第30号 令和6年度むかわ町国民健康保険特別会計予算
- 第 3 議案第31号 令和6年度むかわ町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 4 議案第32号 令和6年度むかわ町介護保険特別会計予算
- 第 5 議案第33号 令和6年度むかわ町上水道事業会計予算
- 第 6 議案第34号 令和6年度むかわ町下水道事業会計予算
- 第 7 議案第35号 令和6年度むかわ町病院事業会計予算
- 第 8 諸般の報告

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

#### 出席議員（12名）

- |     |       |    |     |       |    |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番  | 栗原健一  | 議員 | 3番  | 古内みゆき | 議員 |
| 4番  | 奥野恵美子 | 議員 | 5番  | 東千吉   | 議員 |
| 6番  | 佐藤守   | 議員 | 7番  | 中島勲   | 議員 |
| 8番  | 大松紀美子 | 議員 | 9番  | 三上純一  | 議員 |
| 10番 | 小坂利政  | 議員 | 11番 | 北村修   | 議員 |
| 12番 | 津川篤   | 議員 | 13番 | 野田省一  | 議員 |

#### 欠席議員（1名）

- 2番 伊藤恵美 議員

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                |         |               |           |
|----------------|---------|---------------|-----------|
| 町 長            | 竹 中 喜 之 | 副 町 長         | 成 田 忠 則   |
| 支 所 長          | 藤 江 伸   | 会 計 管 理 者     | 八 木 敏 彦   |
| 総務財政課長         | 石 川 英 毅 | 総務財政課参事       | 柴 田 巨 樹   |
| 総務財政課幹主        | 三 上 祐   | 情報防災対策室長      | 梅 津 晶     |
| 総合政策課長         | 柄 丸 直 士 | 総合政策課参事       | 本 間 彰     |
| 町民生活課長         | 佐々木 義 弘 | 町民生活課幹主       | 小 坂 僚 介   |
| 町民生活課幹主        | 横 山 貴 仁 | 町民生活課幹主       | 松 本 和 香   |
| 保健介護課長         | 菅 原 光 博 | 保健介護課参事       | 今 井 喜 代 子 |
| 保健介護課幹主        | 高 橋 佳 香 | 保健介護課幹主       | 加 藤 こ ず え |
| 福祉・子育て課長       | 熊 谷 伸 一 | 福祉・子育て課幹主     | 谷 川 功 一   |
| 農林水産課長         | 酒 卷 宏 臣 | 農林水産課参事       | 高 木 龍 一 郎 |
| 農林水産課参事        | 藤 野 真 稔 | 農林水産課幹主       | 飛 岡 雅 幸   |
| 農林水産課幹主        | 宮 村 敦 嗣 | 経済建設課長        | 大 塚 治 樹   |
| 経済建設課参事        | 江 後 秀 也 | 経済建設課参事       | 菊 池 功     |
| 経済建設課幹主        | 佐 藤 琢   | 経済建設課幹主       | 西 村 和 将   |
| 企画町民課長         | 吉 田 直 司 | 企画町民課幹主       | 伏 木 允 一   |
| 企画町民課幹主        | 矢 野 優 子 | 経済恐竜ワール下戦略室長  | 藤 田 浩 樹   |
| 経済恐竜ワール下戦略室幹主  | 櫻 井 和 彦 | 経済恐竜ワール下戦略室幹主 | 太 田 耕 司   |
| 国民健康保険穂別診療所事務長 | 長谷山 一 樹 | 教 育 長         | 長谷川 孝 雄   |

|                  |         |                |         |
|------------------|---------|----------------|---------|
| 生涯学習課長           | 西 幸 宏   | 生涯学習課<br>主 幹   | 澤 田 健   |
| 生涯学習課<br>主 幹     | 松 本 洋   | 生涯学習課<br>主 幹   | 山 木 美 幸 |
| 選挙管理委員<br>会事務局局長 | 石 川 英 毅 | 農業委員<br>会事務局局長 | 東 和 博   |
| 農業委員<br>会局長      | 宮 村 敦 嗣 | 監 査 委 員        | 数 矢 伸 二 |

---

**事務局職員出席者**

|        |       |     |         |
|--------|-------|-----|---------|
| 事務局 局長 | 今 井 巧 | 主 査 | 酒 卷 早 苗 |
|--------|-------|-----|---------|

---

◎開議の宣告

○議長（野田省一君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人です。

定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

---

◎議事日程の報告

○議長（野田省一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

---

◎議案第29号から議案第35号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（野田省一君） 日程第1、議案第29号 令和6年度むかわ町一般会計予算から日程第7、議案第35号 令和6年度むかわ町病院事業会計予算までの7件を一括議題といたします。議案第29号から議案第35号までの7件について、提案理由の説明を求めます。三上総務財政課主幹。

〔三上 祐総務財政課主幹 登壇〕

○総務財政課主幹（三上 祐君） 議案第29号 令和6年度むかわ町一般会計予算から議案第35号 令和6年度むかわ町病院事業会計予算までを一括して御説明申し上げます。

議案書は85ページからとなります。

本説明は、別冊ファイルで配付してございます令和6年度各会計予算概要書と併せて御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

初めに、概要書により予算の規模につきまして御説明いたしますので、ファイルのインデックスで事業概要と表記してございます1ページ目をお開き願います。

令和6年度むかわ町各会計予算総括表でございます。

一般会計の本年度予算額は、94億1,717万3,000円で、前年度と比べますと1億4,411万6,000円、1.6%の増でございます。

特別会計につきましては、国民健康保険特別会計のほか2特別会計で総額28億9,508万5,000円、前年度に比べ1億8,070万8,000円、6.7%の増でございます。

公営企業会計につきましては、上水道事業会計のほか2企業会計で支出総額14億4,350万

4,000円、前年度に比べ2億7,335万1,000円、15.9%の減でございます。

全会計における総額は、137億5,576万2,000円、前年度に比べ5,147万3,000円、0.4%の増となっております。

議案第29号 令和6年度むかわ町一般会計予算につきまして御説明申し上げます。

議案書85ページ、概要書は2ページから3ページの一般会計歳入歳出予算科目別対比表をお開き願います。

議案書、第1条でございますが、一般会計の予算総額は94億1,717万3,000円で、款項の区分等の金額は、議案書86ページから92ページまでの第1表歳入歳出予算のとおりとなっております。

議案書93ページは、第2条債務負担行為の件でございます。令和6年度に整備する公用車及び学校用情報処理機器につきまして、負担の平準化を図るため北海道備荒資金組合の譲渡事業を活用し整備することから、地方自治法第214条の規定に基づき、債務負担することができる事項、期間、限度額を定めるものでございます。期間は、いずれも、整備年度を含め5年間、それぞれの限度額は記載のとおりとなっております。

議案書94ページから95ページまでは、第3条地方債の件でございます。事業の執行に当たり新たに借入れする事業につきまして、地方自治法第230条第1項の規定に基づき、起債の目的、限度額などを定めるものでございます。各事業における限度額は記載のとおり、地域情報施設整備事業債から臨時財政対策債まで18の項目で整理してございます。

議案書は85ページにお戻りいただき、第4条は一時借入金の件でございます。年度の歳出予算執行に当たり、現金に不足が生じた際に借り入れることができる一時借入金につきまして、地方自治法第235条の3第2項の規定に基づき、最高額を15億円と定めるものでございます。

次に、概要書2ページから3ページで、前年度対比の款別増減につきまして御説明申し上げます。

左側が歳入でございます。

1款町税につきましては、歳入全体の11.1%を占め、町民税においては、個人所得や法人業績ともに減少、固定資産税においては、3年に一度の評価替えや償却資産の減少などにより、町税全体で10億4,721万4,000円、前年度対比で2,745万円、2.6%の減となっております。

なお、各税目の状況、前年度対比につきましては、概要書9ページから10ページに記載し

てございます。後ほど御確認くださいようお願い申し上げます。

2款地方譲与税から9款地方特例交付金、11款交通安全対策特別交付金につきましては、令和5年度の決算見込み及び令和6年度における国の地方財政計画に基づき見積もりしてございます。

10款地方交付税につきましては、歳入全体の47.5%を占める44億6,900万円を見込んでいます。内訳につきましては、普通交付税においては、基準財政需要額に係る公債費算入額は減少するものの、算定基準の改正等を見込み、前年度から1億円増額の38億5,000万円、特別交付税においては、前年度予算額4億円に歳出予算で計上するものうち、ルール分での算定が見込まれる外部人材活用分などを加算し、6億1,900万円としたところでございます。

なお、地方交付税及び地方譲与税等の決算の推移に係る状況は、概要書11ページにまとめてございます。

12款分担金及び負担金につきましては、農業費負担金として国営土地改良事業負担金による増額、13款使用料及び手数料につきましては、公営住宅使用料の減などにより減額となっております。

14款国庫支出金につきましては、前年度に事業が完了いたしました地球体験館及び旧消防署鷗川支署庁舎解体に係る空き家対策総合交付金補助及び新型コロナワクチン接種体制に係る負担金や補助金などにより減額となっております。

15款道支出金につきましては、国庫支出金同様、前年度に事業が完了いたしました林業・木材構造改革事業補助金などにより減額となっております。

16款財産収入につきましては、町有林造成事業に係る間伐材、皆伐立木の売払収入の減少などにより減額となっております。

17款寄附金につきましては、ふるさと納税による寄附額を前年度同額で見込んでいるものでございます。

18款繰入金につきましては、特定目的基金を財源として執行する事務事業において、引き続き基金の活用を図り増額となっているものでございます。

なお、当初予算における財政調整基金の繰入れ額は2億4,000万円としているほか、各基金の積立て及び取崩し状況につきましては、概要書14ページに記載してございます。

20款諸収入につきましては、障害児通所給付費に伴う国保連からの収入などにより増額となっております。

21款町債につきましては、議案書第3条で説明のとおりでございますが、個々の事業では、新たに、国営新鵜川地区土地改良事業負担に伴う農業基盤整備事業などで活用を予定するものでございます。

続きまして、概要書2ページにお戻りいただき、右の表の歳出につきまして、歳入と同様、前年度対比の款別増減に係る主な内容について御説明申し上げます。

1款議会費につきましては、本年度予算額6,813万7,000円、前年度対比373万円の増額となるものでございます。

2款総務費につきましては、本年度予算額、11億9,120万8,000円、前年度対比2億7,715万円の減額で、前年度に総務管理費で措置しておりました解体工事の完了に伴う減額によるものでございます。

3款民生費につきましては、本年度予算額16億4,362万2,000円、6,896万2,000円の増額となっており、社会福祉費の障害者福祉事業に係る扶助及び各特別会計への繰り出しに伴い、増額となるものでございます。

4款衛生費につきましては、3億3,224万1,000円、954万9,000円の減額で、前年度に保健衛生費で措置しておりました感染症対策ワクチン接種事業の終了等に伴う減額によるものでございます。

5款農林水産業費につきましては、12億2,657万1,000円、3億9,658万1,000円の増額となっており、林業費及び水産業費につきましては、前年度に措置しておりました事業完了等に伴い減額となりますが、農業費におきまして、基盤整備等に係る事業費に伴い増額となるものでございます。

6款商工費につきましては、4億1,329万1,000円、695万2,000円の減額で、商工業振興対策として措置します事業の一部を物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し事業を拡充するため、財源振替に伴う減額によるものでございます。

7款土木費につきましては、5億7,239万8,000円、4,279万円の減額で、前年度に道路橋梁費で措置しておりました建設機械に係る除雪車両の整備及び都市計画費の公園遊具整備完了等に伴う減額によるものでございます。

8款消防費につきましては、5億7,093万6,000円、4,976万2,000円の減額で、前年度から3か年計画で実施いたします防災行政無線機器更新に係る今年度事業費に伴い減額によるものでございます。

9款教育費につきましては、7億6,249万5,000円、3,730万4,000円の増額となっており、

教育総務費につきましては、前年度に措置しておりました教職員住宅の解体及び維持補修事業完了等に伴い減額となりますが、小学校費から保健体育費につきましては、各施設の維持管理運営において物価高騰に伴う経費の増額などによるものでございます。

10款公債費につきましては、償還終了や新たな元金償還開始により増減するものでございます。

11款諸支出金につきましては、各公営企業会計への補助及び出資により増減するもので、上水道事業及び下水道事業は増、病院事業につきましては減となっております。

12款給与費につきましては、職員の退職や採用による相殺減となっております。

13款予備費につきましては、緊急的な支出に充てるため前年度と同額を措置するものでございます。

次に、議案第30号 令和6年度むかわ町国民健康保険特別会計につきまして御説明申し上げます。

議案書は97ページ、概要書は4ページから5ページをお開き願います。

議案書第1条でございますが、保険事業勘定の予算総額は11億7,727万2,000円でございます。

款項の区分等の金額は、議案書98ページから101ページまでの第1表保険事業勘定、歳入歳出予算のとおりとなっております。

第2条でございますが、直診勘定の予算総額は5億8,542万6,000円でございます。款項の区分等の金額は、議案書102ページから103ページまでの第2表直診勘定歳入歳出予算のとおりとなっております。

議案書104ページは、第3条地方債の件でございますが、事業の執行に当たり新たに借入れする事業につきまして、地方自治法第230条第1項の規定に基づき起債の目的、限度額などを定めるものでございます。

議案書97ページにお戻りいただき、第4条でございますが、歳出予算のうち保険事業勘定2款保険給付費の各項の予算額に過不足が生じた場合において、同一款内で各項の間で流用できることにつきまして、地方自治法第220条第2項ただし書の規定に基づき定めるものでございます。

次に、概要書4ページ、保険事業勘定における前年度対比の款別増減につきまして御説明申し上げます。

左側の歳入でございます。

歳入 1 款国民健康保険税につきましては、世帯数につきましては前年度から83世帯減の1,188世帯、被保険者につきましては181人減の1,944人で見積もり、被保険者の減少、また、所得の減少を見込み減額となるものでございます。

3 款道支出金につきましては、普通交付金は減、特別交付金は増と見込み、全体としては増額となっております。

5 款繰入金につきましては、保険事業勘定予算総額が減額となることによりまして、他会計繰入金及び基金繰入金ともに減額となっております。

続いて、右側の歳出につきまして御説明申し上げます。

1 款総務費につきましては、各事業に係る連合会負担金が減少してございます。

2 款保険給付費につきましては、出産育児一時金の見込み件数の減等により減額となっております。

3 款国民健康保険事業納付金につきましては、介護納付金分は増額となりますが、医療給付費分、後期高齢者支援金等分は減額となることから、全体としては減額となっております。

4 款保健事業費につきましては、レセプト点検に伴う任用職員経費は増となるものの、前年度に措置しておりました特定健康診査実施計画策定経費に伴う減により、全体としては減額となっております。

6 款諸支出金につきましては、直営診療施設運営に係る特別交付金が財源となります直診勘定への繰入金、前年度と同額で措置してございます。

次に、概要書 5 ページの上段、直診勘定における前年度対比の款別増減につきまして御説明申し上げます。

左側の歳入でございます。

1 款診療収入につきましては、1 月当たりの入院患者を延べ200名と見込み減少、外来患者を延べ1,000名と見込み、全体として減額となっております。

3 款国庫支出金につきましては、医療施設等施設整備費補助金として施設内にスプリンクラーを設置する事業費の財源として措置、5 款繰入金につきましては、公債費の償還は減少しているものの施設の維持補修や機器更新、また、人材確保に係る一般会計繰入金が増額となっております。

7 款町債につきましては、議案書第 3 条で説明のとおりでございますが、医療機器整備等の活用を予定するものでございます。

続いて、左側の歳出につきまして御説明申し上げます。

1 款総務費につきましては、給与等費、看護師分で減少しておりますが、施設維持管理費において、ペレットボイラー更新及びスプリンクラー設置工事、また、屋上防水改修工事の実施により増額となるものでございます。

2 款医業費につきましては、派遣看護師に係る委託料及びエックス線画像診断装置等の医療機器の更新により増額となるものでございます。

次に、議案第31号 令和6年度むかわ町後期高齢者医療特別会計につきまして御説明申し上げます。

議案書105ページ、概要書は引き続き5ページをお開き願います。

議案書第1条でございますが、後期高齢者医療特別会計の予算総額は1億6,940万3,000円でございます。款項の区分等の金額は、議案書106ページから107ページまでの第1表歳入歳出予算のとおりとなっております。

次に、概要書5ページ下段、前年度対比の款別増減につきまして御説明申し上げます。

左側の歳入1款後期高齢者医療保険料、右側の歳出2款分担金及び負担金につきましては、保険料算定における推計被保険者数は、前年度から51名増の1,812人で算出し増額となっております。

左側の歳入、2款繰入金につきましては、保険料軽減に係る保険基盤安定負担金が増額となっております。

次に、議案第32号 令和6年度むかわ町介護保険特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

議案書は109ページ、概要書は6ページをお開き願います。

議案書第1条でございますが、介護保険特別会計の予算総額は9億6,298万4,000円でございます。款項の区分等の金額は、議案書110ページから113ページまでの第1表歳入歳出予算のとおりとなっております。

第2条でございますが、歳出予算のうち2款保険給付費及び3款地域支援事業費の各項の予算額に過不足が生じた場合において、同一款内で各項の間で流用ができることにつきまして、地方自治法第220条第2項ただし書の規定に基づき定めるものでございます。

次に、概要書6ページ、前年度対比の款別増減につきまして御説明申し上げます。

左側の歳入でございます。

1 款介護保険料につきましては、第9期介護保険事業計画における被保険者を3,041人、

基準月額5,000円で算出し増額となっております。

2款分担金及び負担金につきましては、配食サービスに係る利用者負担として前年度と同額を措置してございます。

3款国庫支出金から5款道支出金まで及び7款繰入金のうち、他会計繰入金につきましては、歳出の2款保険給付費及び3款地域支援事業費の財源となっております。それぞれの負担割合に応じ所要額を算出しており、保険料の不足分につきましては、7款繰入金の基金を活用することで財源確保してございます。

続いて、右側の歳出につきまして御説明申し上げます。

1款総務費につきましては、年度内における認定審査件数を見込み算出し、計上してございます。

2款保険給付費につきましては、第9期計画の推計値に基づき算出しており、介護サービス等諸費などで増額となっております。

3款地域支援事業費につきましては、包括的支援事業・任意事業におきまして、新たに医療機関等も含めた介護サービスなどの需要と供給について総合的に分析を行う調査事業費用などを計上してございます。

次に、議案第33号 令和6年度むかわ町上水道事業会計予算につきまして御説明申し上げます。

議案書は115ページ、概要書7ページをお開き願います。

議案書第2条のとおり鶴川地区水道事業につきましては、給水戸数2,346戸、穂別地区簡易水道等事業につきましては、給水戸数1,207戸で見積もりしてございます。

支出額につきましては、概要書7ページ右側中段に記載のとおり収入的支出と資本的支出の合計で5億490万5,000円となっております。

概要書右側の収益及び資本的収入でございますが、収益、1款水道事業収益、収益、2款簡易水道等事業収益につきましては、水道事業は営業収益である給水収益は増額、簡易水道等事業は営業収益である給水収益は減額し、営業外収益である一般会計補助金が増額、収入、1款水道事業資本的収入につきましては、水道管移設に係る補償費の減額、収入、2款簡易水道等事業資本的収入につきましては、建設改良事業の減に伴い企業債等の減額、概要書右側の費用及び資本的支出でございますが、費用、1款水道事業費用、費用、2款簡易水道等事業費用につきましては、ともに営業費用で施設更新計画策定費用及び減価償却費等に伴う増額、支出、1款水道事業資本的支出につきましては、配水管布設費の減額、支出、2款簡

易水道等事業、資本的支出につきましては、配水管布設費及び施設整備等の減額となっております。

議案書116ページの第4条のとおり、資本的収入及び支出の予定額における不足額8,471万8,000円につきましては、留保財源及び消費税等資本的収支調整額で補填するものでございます。また、議案書117ページの第5条においては、企業債の借入れ目的、限度額を7,650万円とすることなどを、第6条においては、一時借入金の限度額を1億円とすること、第8条においては、一般会計からの補助金を6,386万5,000円とすることなどを定めてございます。

次に、議案第34号 令和6年度むかわ町下水道事業会計予算につきまして御説明申し上げます。

議案書は119ページ、概要書は8ページをお開き願います。

議案書第2条のとおり、鶴川地区公共下水道事業につきましては、排水戸数1,577戸、穂別地区農業集落排水事業につきましては、排水戸数694戸で見積りしてございまして、支出額につきましては、概要書8ページ、右側中段に記載のとおり収益的支出と資本的支出の合計で5億8,012万6,000円となっております。

概要書、右側の収益及び資本的収入でございますが、収入、1款公共下水道事業収益、収益、2款農業集落排水事業収益につきましては、ともに営業収益で使用料の減額、営業外収益で一般会計補助金等が増額、収入、1款公共下水道資本的収入、収入、2款農業集落排水事業資本的収入につきましては、ともに建設改良事業等の減に伴い企業債の減額、企業債償還に伴い一般会計出資金が増額、概要書右側の費用及び資本的支出でございますが、費用、1款公共下水道事業費用、費用、2款農業集落排水事業費用、ともに営業費用で処理場施設維持管理経費の増額、支出、1款公共下水道事業資本的支出、支出、2款農業集落排水事業資本的支出ともに建設改良費、下水道施設費等が減額となっております。

議案書120ページ、第4条のとおり資本的収入及び支出の予定額における不足額8,099万4,000円につきましては、留保財源及び消費税等資本的収支調整額で補填するものでございます。

また、120ページから121ページの第5条につきましては、企業債の借入れ目的、限度額を6,040万円とすることなどを、第6条においては、一時借入金の限度額を1億円とすることなどを、第8条においては、一般会計からの補助金を1億2,196万7,000円とすることなどを定めてございます。

次に、議案第35号 令和6年度むかわ町病院事業会計予算につきまして御説明申し上げます。

す。

議案書は123ページ、概要書は引き続き8ページをお開き願います。

概要書第2条業務の予定量のとおり、1日当たりの平均患者数は、入院21人、外来74人を予定するものでございまして、支出額につきましては、概要書8ページ右側下段に記載のとおり、収益的支出と資本的支出の合計は3億5,847万3,000円となっております。右側の資本的支出につきましては、年次的に更新してございます医療機器整備費用の増額、企業債償還費が減額。左側の資本的収入につきましては、医療機器整備に係る企業債により増額となっております。

議案書123ページ、第4条のとおり、資本的収入及び支出の予定額における不足額3,457万7,000円につきましては、留保財源で補填するものでございます。

また、議案書124ページの第5条につきましては、企業債の借入れ目的、限度額を4,390万円とすることなど、第6条においては、一時借入金の限度額を1億円とすること、第7条においては、一般会計からの補助金を2億246万6,000円とすること、第8条においては、地方公営企業法第33条第2項及びむかわ町鶴川厚生病院の設置及び管理に関する条例第5条の規定に基づき、取得する費用が700万円以上の基金につきまして定めるものでございます。

続きまして、概要書9ページ以降の内容につきまして御説明申し上げます。

先ほど議案第29号で御説明しましたとおり、概要書9ページから10ページまでにつきましては、町税の各税目における前年度との比較、11ページは、地方交付税及び地方譲与税の状況につきまして記載してございます。

12ページからは、町債の状況でございまして、12ページ中央から右側にかけて、一般会計における令和6年度中の増減見込額、年度末現在高見込額、13ページに、特別会計及び公営企業会計を記載してございます。

次に、14ページにお移りいただきまして、基金の状況でございます。

一般会計の基金は、財政調整基金、減債基金のほか20の特定目的基金となっております。表の右側、令和6年度当初予算における取崩し予算額は、基金繰入金となっております。右下に記載のとおり、当初予算ベースにおける令和6年度末現在高見込額は、一般会計の基金の合計で49億8,062万円、特別会計の2つの基金を合わせて50億7,493万円と見込むものでございます。

概要書の最終54ページには、消費税法第1条第2項に規定する社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとされております地方消費税交付金の予算額のうち、消

費税引上げ分に係る分として見込まれる1億1,977万2,000円の使途につきまして掲載してございます。

続きまして、ファイルのインデックスで一般会計と表記してございます予算説明書の90ページからは給与明細書、94ページは継続費を設定した2事業費に係る支出額及び今後の支出予定額に関する調書、95ページは債務負担行為を設定した事項に係る限度額、支出額、今後の支出予定額等に関する調書、最終96ページは概要書に掲載の内容と同様でございますが、町債の状況を掲載してございます。

なお、以降の各特別会計及び企業会計におきましても、必要な調書につきましては末尾に掲載してございますので、御確認くださいようお願い申し上げます。

以上、議案第29号から議案第35号まで一括して御説明申し上げます。

よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

なお、本議案7件の取扱いにつきましては、議会運営委員長報告のとおり、議長を除く全員で構成する令和6年度むかわ町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をすることが協議が調っておりますので、提案理由の説明に対する質疑は、大体論または特に重要な点だけを限定して質疑を受けたいと思います。

質疑の順番は議案番号順といたします。

まず、初めに、議案第29号 令和6年度むかわ町一般会計予算の説明に対して質疑はありますか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 大まかに一点だけお伺いしますが、一般会計予算で言えば94億なのがして、前年度当初を若干上回るという状況であります。

そして、歳入に当たっては、交付税も目いっぱい見込んでいるのかなというふうに思いますし、それから、基金繰入れも前年当初から見れば増えた形になっております。

これで当初でありますけれども、今年度、計画の中では、復興Ⅰの大型事業計画がなされておりますが、これも今年度スタートのなるんだろうというふうに思っております。

そういう中で、こういうふうな歳入見込み等々の中で、それらの大型をどのようにこれらの当初予算と組み合わせて方向性をつくっていくのか、その点だけをお伺いしておきたいと思っております。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 町の財政状況、これは議員御案内のとおり震災復興に向けましたまちなか再生、今お話がありました、この着実な事業の推進、そして、地方創生臨時交付金、こういったところを活用した町民そして事業者への、この間、新型コロナウイルス感染症対策だとか、あるいは物価高騰支援と、こういったところを行う中で、依然として高い決算傾向にあるかと思えます。

さらに、引き続く、これは国を越えての国難というんでしょうか、こういったところから来る、引き続きの燃油あるいは物価高、こういうところの出口がまだまだ見えていない。そういう中で、予算編成におきましても、基金の繰入れを行わなければならない歳入歳出のバランス、基金を繰入れないとできない状況が続いているところでもございます。

また、経常的な経費と、それと物件費、こういった維持補修費などの増加傾向も続いております。世界情勢というのを踏まえますと、同様の傾向というのが今後も当面続くのではないかと推察しているところでもございます。

そして、財政上の油断、これは言わずもがな、油断することはできないぞということでもございます。

そのような中、令和6年度につきましては、先ほど出されました最優先課題とされています復興拠点整備事業のⅠ及びⅡの交渉、これを前進させていく年ともされているところでもございます。

さらに、第2次のむかわ町のまちづくり計画のまちの将来像、御存じのとおり、人と笑顔とそして未来、こういったところにつなげていくんだぞと、つながるんだぞと、これを主眼にしながら、より強固な民と官というんでしょうか、この手を取り合って震災からの創造的復興、そして、DXだとかあるいはカーボンニュートラル、脱炭素に向けた、そしてその先のSDGs、さらには、子どもの育み、そして議員が先日出された高齢者の方々の生きがいだとか、健康というのもしっかりと意識した中での加速化する時代の変化でしょうか、この変化というのをしっかりと意識していくんだということを、それを今まで以上に意識しながら、将来に目を転じた中での住みよいまちづくり、これを目指しているところでもございます。

そのため、繰り返しますけれども、取り巻く変化に向き合った中での第2次のむかわ町のまちづくり計画、この前期基本計画期間及び中期財政運営指針、フレームですね、この期間として定めている現在令和7年度、これを1つの前期計画の終点としているところですね

ども、それはあくまでも終点ではなくて、通過点として捉えながら、さらにその先の未来につながる、そのための今回も事務事業の評価というのを取り組んで、観察だとか考察だとか改善だとか実行、こういったところを改めて変えていくんだ、変わるんだという視点も着実に捉えながら、行政が今やらなければならない、まさに今を意識した中での皆さんとの連絡、連携、共有、そして実践につなげるよう予算編成に当たっているところでございます。

○議長（野田省一君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 今、壮大な展望を語っていただきまして、力強く感じている次第であります。

そこで、私はもう一つ聞きたいのは、やっぱり今年度この予算を組みながら、うちは増やした予算になっているんですね。そういう中で、7年度に向けた、今言われた事業、大型事業が来る、その財源として、どういうふう在今年度これに上乘せしていくのか。そういう見通しについてどのように考えておるのか。

今、出せるところがあれば示していただければというふうに思っておりますが、どうでしょうか。具体でなくても大まかでいいですけれども。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 財源という中でございますけれども、主要の大規模な財源として、地方拠点整備事業の交付金だとか、そして国の補助金、道の補助金、そして、様々な有利な起債、こういったところを基本にしながら、6年度から7年度にかけても、有利起債等々を活用した中での財源というのを最大限求めていきたいなと思っております。

後ほど、その財源内訳については出されるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと。

○議長（野田省一君） そのほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第29号の質疑を終わります。

次に、議案第30号 令和6年度むかわ町国民健康保険特別会計予算の説明に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第30号の質疑を終わります。

次に、議案第31号 令和6年度むかわ町後期高齢者医療特別会計予算の説明に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第31号の質疑を終わります。

次に、議案第32号 令和6年度むかわ町介護保険特別会計予算の説明に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第32号の質疑を終わります。

次に、議案第33号 令和6年度むかわ町上水道事業会計予算の説明に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第33号の質疑を終わります。

次に、議案第34号 令和6年度むかわ町下水道事業会計予算の説明に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第34号の質疑を終わります。

次に、議案第35号 令和6年度むかわ町病院事業会計予算の説明に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第35号の質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第29号 令和6年度むかわ町一般会計予算から議案第35号 令和6年度むかわ町病院事業会計予算までの7件につきましては、審議の都合上、議長を除く全員で構成する令和6年度むかわ町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号から議案第35号までの7件につきましては、議長を除く全員で構成する令和6年度むかわ町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

ただいま設置されました令和6年度むかわ町各会計予算審査特別委員会の委員に申し上げます。

委員会条例第10条の規定により、委員長の互選をするため委員会を招集いたしますので、休憩中に委員会を開催願います。

しばらく休憩といたします。

再開は11時20分とします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時20分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（野田省一君） 日程第8、諸般の報告を行います。

休憩中に開催されました令和6年度むかわ町各会計予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、委員長に大松紀美子委員、副委員長に古内みゆき委員が選任されましたので、議会の運営に関する基準第107号の規定により報告いたします。

---

#### ◎休会について

○議長（野田省一君） お諮りします。

令和6年度むかわ町各会計予算審査特別委員会における議案審査のため、ただいまから予算審査特別委員会の議事日程が終了するまでの間、休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいまから予算審査特別委員会の議事日程が終了するまでの間、休会することに決定いたしました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（野田省一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会をいたします。

御苦労さまでした。

散会 午前11時21分

## 令和6年第1回むかわ町議会定例会

### 議事日程（第4号）

令和6年3月15日（金）午後3時30分開議

#### 町長提出事件

- 第 1 議案第29号 令和6年度むかわ町一般会計予算
- 第 2 議案第30号 令和6年度むかわ町国民健康保険特別会計予算
- 第 3 議案第31号 令和6年度むかわ町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 4 議案第32号 令和6年度むかわ町介護保険特別会計予算
- 第 5 議案第33号 令和6年度むかわ町上水道事業会計予算
- 第 6 議案第34号 令和6年度むかわ町下水道事業会計予算
- 第 7 議案第35号 令和6年度むかわ町病院事業会計予算

#### 議員等提出事件

- 第 8 発議第 1号 むかわ町長の専決処分事項の指定についての一部改正について
- 第 9 意見書案第1号 企業・団体献金の全面禁止等を求める意見書案
- 第10 意見書案第2号 被災者生活再建支援法の支援対象と支援金の拡充を求める意見書案
- 第11 意見書案第3号 現行の健康保険証の存続を求める意見書案
- 第12 所管事務調査等報告の件  
(総務厚生常任委員会)  
(経済文教常任委員会)  
(復興拠点施設等整備事業調査特別委員会)
- 第13 閉会中の特定事件等調査の件  
(総務厚生常任委員会及び経済文教常任委員会)  
(議会運営委員会及び議会広報委員会)  
(復興拠点施設等整備事業調査特別委員会)

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員（13名）

|     |       |    |     |       |    |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番  | 栗原健一  | 議員 | 2番  | 伊藤恵美  | 議員 |
| 3番  | 古内みゆき | 議員 | 4番  | 奥野恵美子 | 議員 |
| 5番  | 東千吉   | 議員 | 6番  | 佐藤守   | 議員 |
| 7番  | 中島勲   | 議員 | 8番  | 大松紀美子 | 議員 |
| 9番  | 三上純一  | 議員 | 10番 | 小坂利政  | 議員 |
| 11番 | 北村修   | 議員 | 12番 | 津川篤   | 議員 |
| 13番 | 野田省一  | 議員 |     |       |    |

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|          |       |           |       |
|----------|-------|-----------|-------|
| 町長       | 竹中喜之  | 副町長       | 成田忠則  |
| 支所長      | 藤江伸   | 会計管理者     | 八木敏彦  |
| 総務財政課長   | 石川英毅  | 総務財政課参事   | 柴田巨樹  |
| 総務財政課主幹  | 三上祐   | 情報防災対策室長  | 梅津晶   |
| 総合政策課長   | 栃丸直士  | 総合政策課参事   | 本間彰   |
| 町民生活課長   | 佐々木義弘 | 町民生活課主幹   | 小坂僚介  |
| 町民生活課主幹  | 横山貴仁  | 町民生活課主幹   | 松本和香  |
| 保健介護課長   | 菅原光博  | 保健介護課参事   | 今井喜代子 |
| 保健介護課主幹  | 高橋佳香  | 保健介護課主幹   | 加藤こずえ |
| 福祉・子育て課長 | 熊谷伸一  | 福祉・子育て課主幹 | 谷川功一  |
| 農林水産課長   | 酒巻宏臣  | 農林水産課参事   | 高木龍一郎 |
| 農林水産課参事  | 藤野真稔  | 農林水産課主幹   | 飛岡雅幸  |

|                        |       |                       |       |
|------------------------|-------|-----------------------|-------|
| 農林水産課<br>主幹            | 宮村敦嗣  | 経済建設課長                | 大塚治樹  |
| 経済建設課<br>参事            | 江後秀也  | 経済建設課<br>参事           | 菊池功   |
| 経済建設課<br>主幹            | 佐藤琢   | 経済建設課<br>主幹           | 西村和将  |
| 企画町民課長                 | 吉田直司  | 企画町民課<br>主幹           | 伏木允一  |
| 企画町民課<br>主幹            | 矢野優子  | 経済恐竜ワー<br>ルド戦略室<br>下長 | 藤田浩樹  |
| 経済恐竜ワー<br>ルド戦略室<br>主幹  | 櫻井和彦  | 経済恐竜ワー<br>ルド戦略室<br>主幹 | 太田耕司  |
| 国民健康保険<br>穂別診療所<br>事務長 | 長谷山一樹 | 教育長                   | 長谷川孝雄 |
| 生涯学習課長                 | 西幸宏   | 生涯学習課<br>主幹           | 澤田健   |
| 生涯学習課<br>主幹            | 松本洋   | 生涯学習課<br>主幹           | 山木美幸  |
| 選挙管理委員<br>会事務局長        | 石川英毅  | 農業委員会<br>事務局長         | 東和博   |
| 農業委員会<br>支局長           | 宮村敦嗣  | 監査委員                  | 数矢伸二  |

---

**事務局職員出席者**

事務局長 今井 巧 主 査 酒 卷 早 苗

---

◎開議の宣告

○議長（野田省一君） 御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は13人です。

定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。

開議 午後 3時30分

---

◎議事日程の報告

○議長（野田省一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

---

◎議案第29号から議案第35号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第1、議案第29号 令和6年度むかわ町一般会計予算から日程第7、議案第35号 令和6年度むかわ町病院事業会計予算までの7件を一括議題といたします。

本案は、今期定例会において設置の令和6年度むかわ町各会計予算審査特別委員会に対し、休会中の審査事件として付託を行ったものであります。これにより、予算審査特別委員会における本案の審査結果について報告を求めます。

大松委員長。

〔大松紀美子予算審査特別委員長 登壇〕

○予算審査特別委員長（大松紀美子君） 令和6年第1回むかわ町議会定例会において付託されました議案第29号 令和6年度むかわ町一般会計予算から議案第35号 令和6年度むかわ町病院事業会計予算までの7件について審査をした結果、議案第30号 令和6年度むかわ町国民健康保険特別会計予算、議案第31号 令和6年度むかわ町後期高齢者医療特別会計予算、議案第32号 令和6年度むかわ町介護保険特別会計予算について、委員から反対討論がありました。いずれもお手元に配付の報告書のとおり、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、会議規則第77条の規定に基づき報告をいたします。

○議長（野田省一君） ただいま大松委員長から報告がありました。

委員長報告に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから議案第29号から議案第35号までの討論を行います。

討論の順序は、議案番号順とします。

初めに、議案第29号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第29号の討論を終わります。

次に、議案第30号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 議案第30号 令和6年度むかわ町国民健康保険特別会計予算について討論をいたします。

今回の予算総額は、11億1,800万余りでありまして、1.3%ほどの減となっているものであります。これは、人口の減少とともに被保険者の減少ということもあつた中での予算編成になって、いろいろ苦勞もされておるようにも見受けられます。

しかしながら、国保は社会保障制度の一端ということにもありますように、そうした立場からすれば、今予算の中で国保税の大きな改定が行われ、そして引上げとなっております。

こうした内容は、2018年度から国保税、一般的には国保料とも言いますけれども、こうした問題をめぐって都道府県化が進められて、そして、税または料の統一化というようなことが進められてまいりました。

そういう中で、24年度は、一定の段階でここで1つの基準をつくっていくという状況に入りました。そうした中で、都道府県化の中で料金改定が行われてきたという経過ではありますけれども、しかし、その中身を見合わせると、均等割、平等割が引き上げられる、全体としてそういう状況であります。

したがって、低所得者に対する配慮が本当に少なくなっているという状況であります。結果として、後期分を2万円引き上げて、そして、最高限度額、医療分、介護分を合わせると106万円になるという保険料の仕組みになって、極めて高い水準になってきております。

こうした負担増の問題について、中身を見てみますと、我が町でも子育て世代の支援ということもやっておりますけれども、この国保の事業で見ると、子育てへの支援もなかなか難しくなるんじゃないかと思われます。それは、例えば40歳代、義務教育の子どもを2人持っている世帯、夫婦2人というようなことで、250万ほどの所得で見ると、こういう世帯

でも15万1,000円の負担増にならざるを得ない状況になっています。

また、大変な高齢世代でいえば、70歳2人の家庭であっても、10万3,800円が11万1,500円というふうに引き上げられていくという状況になってきております。

こうした重い負担がかかっていくという事態になっていることが明らかになりました。

今、物価高騰等々がある中で、暮らしが大変な状況になってきています。そうした中で、収入の弱い世帯が多いこの国保制度の中にあって、さらに負担を引き上げるということは、非常なつらさがあるものと言わざるを得ません。

そういう立場から、私は、これらの実態を含む内容、健康保険の事業として、安心した医療がかかれるよう願いながらも、こうした負担が伴うことについては反対とする立場で討論をするものであります。

以上であります。

○議長（野田省一君） 次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

9番、三上議員。

○9番（三上純一君） 先ほどの予算審査におきましても発言させていただきましたが、町民の方の保険税、あるいは国の補助金等を効果的に活用するための基本的な予算編成を基に進めていかなければ、逆に町民のために大きなマイナスになるというふうに思っております。

よって、本予算に当たっては、賛成とさせていただきます。

○議長（野田省一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第30号の討論を終わります。

次に、議案第31号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 議案第31号 後期高齢者医療特別会計予算について討論をさせていただきます。

予算の内容は、ほぼ横ばいの状況でございますけれども、しかし、内容的には24年度、25年度と高齢者の医療保険料が引き上げられるという事態になっております。

これは、高齢者医療会計が北海道にあっては、北海道後期高齢者医療広域連合という形の中で、大元の事業が進められるという中ではありますけれども、そういうものでこの内容を見ますと、国が今回示しました方向そのとおりの流れの中になっているように見ざるを得ま

せん。

そして、その中で出されてきているのは、保健医療費、これは5,104円の引上げで、これまで9万4,806円であったものが9万9,910円になる、大幅な負担になっていくものであります。軽減世帯を見ても、4,400円が引上げられて7万6,838円という状況になってきております。

こうした事態、私は、今、年金者の年金も上がったとは言いながらも、物価スライド制を取るばかりに、実質年金は目減りであります。ましてや、先ほども言いましたように、物価の高騰、さらには医療費の値上がり、引上げ等もあって、多くの高齢者の皆さんが医療にもなかなかかかれない、3回のところを1回にして我慢をする、そんな事態すら今生まれてきている事態になっています。

こうしたような事態を放置することなく、やっぱり、こうしたときこそ手厚くやっていくのが政治の責任だというふうに私は思います。

そうしたことで、こうした事態を含んでいるという内容について、反対の立場での討論とさせていただくものであります。

以上であります。

○議長（野田省一君） 次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

6番、佐藤議員。

○6番（佐藤 守君） 賛成意見を申し上げたいと思います。

私も審査会で発言をさせてもらいましたけれども、人口減少に加えて、超高齢化社会においては、私は今回の予算、やむを得ないものとして賛成をいたします。

○議長（野田省一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第31号の討論を終わります。

次に、議案第32号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 今現在、海外では戦争が発生して、大切な人の命が無残に失われるという、かつてない異常な事態が起きています。

また、国内に目を向ければ、長い間続いてきた自民党政権内部で、財界や大企業を優遇する政治が献金という名前でゆがめられて、裏金事件疑惑として、今も世間を騒がせていま

す。

その中で、物価高や燃油高騰など、国民の暮らしと営業は大変危機的な状況になるという経済情勢になっています。

このようなときに、これ以上の負担増を求めることは私はできないという立場から反対といたします。

○議長（野田省一君） 次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

9番、三上議員。

○9番（三上純一君） 議案30号でも申し上げましたけれども、高齢者に大変寄り添った予算として受け止めておりますので、賛成といたします。

○議長（野田省一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、これで議案第32号の討論を終わります。

次に、議案第33号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第33号の討論を終わります。

次に、議案第34号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第34号の討論を終わります。

次に、議案第35号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第35号の討論を終わります。

これから、議案第29号から議案第35号までの7件を採決いたします。

採決の順番は、議案番号順といたします。

初めに、議案第29号を採決いたします。

お諮りします。

議案第29号 令和6年度むかわ町一般会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 令和6年度むかわ町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定する事に賛成議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（野田省一君） 起立多数です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 令和6年度むかわ町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（野田省一君） 起立多数です。

したがって、原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 令和6年度むかわ町介護保険特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長の報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（野田省一君） 起立多数です。

したがって、原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号を採決いたします。

お諮りします。

議案第33号 令和6年度むかわ町上水道事業会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号を採決します。

お諮りします。

議案第34号 令和6年度むかわ町下水道事業会計予算は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号を採決いたします。

お諮りします。

議案第35号 令和6年度むかわ町病院事業会計予算は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第8、発議第1号 むかわ町長の専決処分事項の指定についての一部改正についてを議題といたします。

本件について趣旨説明を求めます。

佐藤議会運営委員長。

〔佐藤 守議会運営委員長 登壇〕

○議会運営委員長（佐藤 守君） 発議第1号 むかわ町長の専決処分事項の指定についての一部改正について趣旨説明を申し上げます。

議員等から提出のあった事件の1ページ及び2ページをお開き願います。

本件は、令和5年5月8日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、平成18年議決のむかわ町長の専決処分事項の指定について引用する条項に変更が生じたことから、一部改正しようとするものです。

説明の都合上、別冊配付しております議員提出議案説明資料の1ページを御参照いただき

たいと思います。

改正内容は、本則中、「法第243条の2第4項」を「法第243条の2の8第4項」に改めるものです。

議員提出議案2ページにお戻りいただきまして、附則として、この改正は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、趣旨説明を申し上げますので、よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 趣旨説明が終わりました。

これから、趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから発議第1号を採決いたします。

お諮りします。

発議第1号 むかわ町長の専決処分事項の指定についての一部改正については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎意見書案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第9、意見書案第1号 企業・団体献金の全面禁止を求める意見書案を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

11番、北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） お疲れさまです。

意見書案第1号 企業・団体献金の全面禁止等を求める意見書案について、提案理由の説明をさせていただきます。

この問題について文書をもって朗読いたしますが、その前に2つほど申し上げます。

1つは、今日の新聞報道によりますと、時事通信の調査結果が出ておりまして、毎日報道されているこの企業・団体献金をめぐる裏金問題、これについて、今の対応の仕方、国で行われておりますけれども、それらについて74.2%の人が「評価しない」というふうなことが今日の新聞で報道されておりました。

また、今日の北海道新聞の報道によれば、昨日、函館の市議会で、こうした企業・団体献金を禁止をする意見書案が多く賛成で可決されたという報道もございます。

多くのところでそういう事態になっているんだなと思いながら、改めて提案をさせていただきます。

朗読をもって代えさせていただきます。

自民党派閥の政治資金パーティーをめぐる裏金問題は、政治資金規正法違反の疑いによって現職の国会議員が逮捕されるなど、国民のなかに不信や憤りが広がる重大な問題となっています。

議員個人の企業・団体献金が禁止されているにもかかわらず、企業や団体によるパーティー券の購入を可能となっていることは、事実上の企業・団体献金の「抜け道」となっています。

そもそも、営利目的である企業が、政党や政治家に対して資金を提供することで、影響力を行使し、「カネ」の力で政治をゆがめることはあってはなりません。徹底した真相解明と制度の改革がなければ、国民からの信頼は回復されません。

よって、政府においては、これまで繰り返されてきた「政治とカネ」の問題を根絶するためにも、企業・団体献金を全面的に禁止することや、企業・団体による政治資金パーティー券の購入を禁止し、個人が購入する政治資金パーティー券の公開対象を5万円超とすることなど、企業・団体献金を全面禁止するように求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

ということから、皆さんに賛同をいただくものでございます。

どうぞよろしく御審議、御決定お願いをいたします。

○議長（野田省一君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

1番、栗原議員。

○1番（栗原健一君） あくまでも趣旨は理解する部分もございしますが、政治資金の透明性と公正性を確保するためには、献金の全面禁止だけではなく、献金規制の強化や透明性の向上など、複合的なアプローチが効果的と考えます。

よって、この意見書に対して反対の立場といたします。

○議長（野田省一君） 次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） お金の力で政治をゆがめて、主権者や国民の参政権を侵害している企業・団体献金はきっぱりと禁止してというのが圧倒的な国民の声になっています。

金権腐敗政治を一掃するためにも、きちんと企業・団体献金を全面禁止することが必要だと考える立場から賛成といたします。

○議長（野田省一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから意見書案第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（野田省一君） 起立少数です。

したがって、本案は否決されました。

---

#### ◎意見書案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第10、意見書案第2号 被災者生活再建支援法の支援対策と支援金の拡充を求める意見書案を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

8番、大松紀美子議員。

[8番 大松紀美子議員 登壇]

○8番（大松紀美子君） 被災者生活再建支援法の支援対象と支援金の拡充を求める意見書案です。

本年1月1日に発生した能登半島地震によって多くの方が犠牲になるとともに、広範囲に多数の住宅が被害を受けるなど、被災者の生活再建に向けた支援は急務です。そのためにも、1995年の阪神・淡路大震災をきっかけに創設された被災者生活再建支援法の更なる改善が求められています。

被災者生活再建支援制度が、「全壊」及び「大規模半壊」等に限定されていることや、支援金が2007年に最大300万円に引き上げられましたが、この間の建設資材に値上がりなどもあり、住宅再建には不十分です。

阪神・淡路大震災以降も、東日本大震災、熊本地震、北海道胆振東部地震など日本国内では大規模な地震が発生し、近年は豪雨災害も相次いでいることを踏まえると、被災者の生活を再建するための制度の拡充が急がれます。

よって、政府に対し、被災者生活再建支援法の支援対象と支援金を急ぎ拡充し、能登半島地震で被害にあわれた住民の生活再建を支援するとともに、今後の災害への備えとするよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

よろしく御審議、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（野田省一君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、意見書案第2号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎意見書案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第11、意見書案第3号 現行の健康保険証の存続を求める意見書案を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

8番、大松紀美子議員。

〔8番 大松紀美子議員 登壇〕

○8番（大松紀美子君） 現行の健康保険証の存続を求める意見書案です。

政府は国民の利便性向上等の観点から、2024年12月2日に現行の健康保険証を原則廃止してマイナンバーカードと健康保険証を一体化するとしています。

しかし、昨年4月に6.3%だった利用率は8か月連続で低下し、2023年12月には4.29%となっています。また、20～24歳では利用率3.62%など、若い世代ほど利用していない実態も明らかになっています。

政府は昨年12月にマイナンバーのひも付けの誤りに関する総点検が完了したと報告していますが、マイナンバーとひも付いた個人情報すべてに登録の誤りがないかを調べたわけではなく、限定的な点検にすぎません。そうしたなかで、国民の多くが現行の保険証の原則廃止に不安を感じています。

政府はマイナ保険証を持たない人すべてに健康保険の資格確認証を交付し、マイナ保険証を保有する人には、マイナ保険証が利用できない場合に医療機関の窓口で提示する「資格情報のお知らせ」を送付するとしています。

また、高齢者施設の対策として暗証番号が不要な顔認証カードを発行するとしています。これらはどれも現行の保険証を存続させれば、わざわざ新たに税金を投じる必要のないものばかりです。

現行の健康保険証が廃止されれば、任意であるマイナンバーカードの取得が事実上義務化されるおそれがあることや、マイナンバーカードを持たない人が保険診療を受けられなくな

る懸念もあります。

よって、政府においては、現行の健康保険証を本年12月に廃止することを撤回し、存続することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

よろしく御審議、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（野田省一君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

5番、東議員。

○5番（東 千吉君） この意見書は極めて身近に迫る内容であることから、不安を払拭するために、丁寧な反対討論をさせていただきます。

本意見書にあるとおり、マイナンバー制度をめぐっては、マイナ保険証に別人の情報が登録されたり、マイナンバーと公務員らの年金記録とのひもづけミスと、障害者手帳の情報が他人のマイナンバーにひもづけされたりするミスなどが続出をしました。

こうしたマイナンバーをめぐる相次ぐ混乱で国民の不安を招いているとして、岸田首相は、国民に対してお詫びすると陳謝いたしました。

政府は、マイナンバー情報総点検本部を設置し、先月、相次ぐトラブルを受けた総点検の中間報告をまとめ、マイナンバーに関し、原則として11月末までに個別データの点検を実施するとの再発防止策として、9月中にマイナンバー登録の人為的ミスを防ぐためのガイドラインを作成することなどを決めました。

岸田首相は先月、現行の健康保険証を2024年秋に廃止し、マイナンバーカードと一体化する方針を当面維持する考えを示しました。同時に、さらなる期間が必要と判断される場合、見直しも含め適切に対応すると。これは状況に応じて、改めて対応を考えるということで、柔軟に対応する余地も残しております。

また、保険証に代わる資格確認書をマイナ保険証を保有していない人に一律交付し、資格確認書の有効期限は最長5年とすることを表明しました。

我が党の山口代表は、有効期限を最長5年とする政府の方針に従って、当面は、今までと変わらない安心感を受けられる効果があると認識を表明し、評価をいたしました。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けて、厚生労働省に推進本部が設置されました。現在政府では、令和4年度診療報酬改定における新たな加算を設けることや、各医療機関等の準備状況に応じた導入支援を働きかけるなど、医療機関にオンライン資格確認等システムの導入促進に向けた取組を進めてまいります。

政府は今後、おおむね全ての医療機関や薬局での導入を目指すとしていますし、全国の医療機関、薬局におけるオンライン確認の導入状況として、実施に必要となる顔認証つきカードリーダー申込み数は、全国で98%を超え、設置施設は約80%を超えています。

マイナンバーを健康保険証として利用することは、今後、利用者にとって大きなメリットがございます。例えば、過去の薬剤情報や特定検診結果を医師などが共有することが可能になるため、初めてかかる医療機関でも、過去の医療情報等を活用して質の高い医療を受けられるようになります。

こうした医療デジタルトランスフォーメーション、デジタル化に対応していく上でも、マイナ保険証へのスムーズな移行は様々な面でメリットがあると思います。

以上のことから、今回の意見書案第3号 健康保健証を存続するよう求める意見書について、反対をさせていただきます。

以上です。

○議長（野田省一君） 次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） この意見書案に賛成の立場から意見を述べさせていただきたいと思っております。

今、るるこの意見書に対する反対という立場から、今、国が行っている、るるの状況が述べられました。

いずれにしても、その内容でお分かりのように、これを進めるために様々な猶予措置、あるいは期間の延長、あるいは資格確認証の延長、こういうことであります。

そういう中でこの意見書が出されているんだというふうに私は思っています。

この意見書のポイントは、この最後にあるように、政府において現行の保健証を本年12月に廃止することを撤回して、存続することを求めますということです。ですから、駄目だと言っているわけじゃありません。今のままでいって本当にやれるんですか。今言われている

ように、いろんな角度から延長したり、そういういろんなものをつくるのであれば、いっそのこと今、12月の廃止というのを一旦止めたほうがいいんじゃないですかという意見書でございます。

そういう立場で考える必要があるんじゃないかというふうに思います。

さらに、私は何より心配するのは、今言われましたように、デジタル技術を活用して云々という形もありますけれども、これらについては、医療の効率化を求めることによって、頻回な受診や、それから医療費の抑制だけを進めていくということになって、医療にかかる人々に対しては本当にいいものになるのかまだまだ不安がある。

その証拠が、現在このマイナカードを使っている人が全体で4%台、国保の人が一番多くて5.8%という数字もありますけれども、共済保険や国保の保険の人たちは4.5%程度。公務員の皆さんだって、まだ4%程度しか使っていないんです。それだけいろんな課題が残されているということが、ここにも示されていると思うんであります。

そういうのを今なぜ急ぐのかということで、ましてや、このカードをつくるのに大変、困難な人たちが実際におられる。そして、その人たちが今、それをつくらないでいるという実態があるということを我々は考えなければいけない。

そういう立場から、急いでマイナカードにする必要ない、ここにありますように、一旦、廃止するのを撤回してくださいというのは当然の意見だというふうに思いますので、賛成討論とするものであります。

以上です。

○議長（野田省一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから意見書案第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（野田省一君） 起立少数です。

したがって、本案は否決されました。

---

◎所管事務調査報告の件

○議長（野田省一君） 日程第12、所管事務調査報告の件を議題といたします。

本件について別紙配付のとおり、総務厚生常任委員長及び経済文教常任委員長、復興拠点施設等整備事業調査特別委員長から、所管事務調査報告書が提出されております。

調査の経過と結果について報告を求めます。

総務厚生常任委員長、報告はありませんか。

○総務厚生常任委員長（大松紀美子君） ぜひ中身をよく読んでいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。ほかにはありません。

○議長（野田省一君） 経済文教常任委員長、報告はありませんか。

○経済文教常任委員長（東 千吉君） 特にございません。

○議長（野田省一君） 復興拠点施設等整備事業調査特別委員長、報告はありませんか。

○復興拠点施設等整備事業調査特別委員長（大松紀美子君） 特にありません。

○議長（野田省一君） これから各委員長に対する質疑を行います。

総務厚生常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、経済文教常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、復興拠点施設等整備事業調査特別委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

---

#### ◎閉会中の特定事件等調査の件

○議長（野田省一君） 日程第13、閉会中の特定事件等調査の件を議題といたします。

総務厚生常任委員会、経済文教常任委員会、議会運営委員会、議会広報委員会、復興拠点施設等整備事業調査特別委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、特定事件等について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

---

#### ◎閉議及び閉会の宣告

○議長（野田省一君） これで、本定例会に付された事件は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和6年第1回むかわ町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午後 4時16分